

第九章 中北支交易爲替施策の新展開

と其の基本課題 (八月六日特報)

一、最近の交易爲替市場を觀る

北中支交易尻決済問題は近く中支側中央儲備銀行及北支側中國聯聯合準備銀行雙方の間に借款供與の形を以つて具體的な展開が期せられようとしてゐる。

これに對し、實際市場に於ける特別圓爲替及び匯申爲替の動向をみるに、四月一日華中に於ける軍票新規發行停止に伴ふ聯銀券對儲備券の交換レート百圓對十八圓と公定されて以來、匯申相場は暫く廿三圓臺を維持してゐたが、六月上旬を前後とする華北の食糧機構の整備、施策の確立及び收買價格の決定等に伴ふ食糧價格及び一般物價の低落安定と、反面中支に於ける諸品市場の異常なる價格騰貴と謂ふ客觀的諸事情は北中支換物氣配を刺激して華北に於ては(以下十數字削除)

これが爲め匯申相場は軟化一途に進み、六月下旬には天津青島共に十八圓臺を割り、最近では十七圓二分の一前後に浮動して尙軟化氣配を持續してゐる實情にある。

更に特別圓爲替に於ては右と同様の影響とこれに加ふるに中支側に於ける交易統制機構の搬出許可發給の不圓滑等による交易梗塞によつて華北に於ける交易者の輸入權放棄を續出せしめるに至り、これがためリンクレートは軟化を辿る傾向強く、こゝに於て天津の「リンクデイトラー」等が爲替危険補填策としての輸入ビルの採算限度内に於ける賣買値改訂をなすとか或ひは青島の對中南支貿易振興會に於ける調整値が匯申相場の速度に併行して建てられることとなつて七月第二週に至つては買九十五圓、賣九十二圓と謂ふ所まで引き上げられる有様であつた。

二、特圓匯申爲替の性格差異

以上の如く北中支交易決済機能を實體化すべき匯申爲替及び特別圓爲替が何故に斯くの如き値開きを有するかと云ふと、簡単に云つて特別圓爲替は爲替機構の統制された姿であり、匯申は統制外に於ける姿として説明され得るが更に敷衍してみれば次の如く分類され匯申と特圓爲替の實際市場に於ける性格が充分肯げよう。

一、貿易關係Ⅱ(イ)特別圓爲替集中制に基く輸出入の決済—言ふまでもなく華北に於ける貿易決済は聯銀集中制による特別圓爲替を以つて原則とするため輸出入業者は總て集中制所定の手續きに基いて取引を行はなければならぬが、對中南支貿易の大部分は華人である爲め(一部外商を含む)特別圓爲替といふものに對して充分なる認識を持つておらないばかりでなく、その手續きの煩雜さからして特別圓を絶対に必要とする特定物資交易以外は殆んど匯申を利用し、假に特別圓が必要な場合でも右の集中制事務に精通し特圓爲替操作を自己の危険に於て行ふことを専業とする「リンク

「デイトラー」と結託して一定の費用を支拂つた上、右デイトラーに總てを委せて利用してゐる有様である。この點天津も青島も大差はない如くであり、華人は斯くしてリンクレートの變動による爲替危険を負ふことなく匯申市場を通じて決済を行ふのが主として大部分である。従つて華商中、特國爲替運用者は相對的に言つて、非常に少ないのではないかとみられてゐる。

併し乍らこの二つのルートはいづれにしても北中支の貿易動態を實數的に顯現するものであるが前述の如く一方は交易決済手段に加ふるに（以下削除）匯申の性格は完全なる自由市場を形成し飽くまでも自由値を求めて機能するといふことが表面的に相互に於いて影響し合ひ大勢に於ては同一の基調を辿るといふことになり得るのではないかとみられてゐる。

匯申市場に於ける地位は前述の如く華側の北中支貿易決済面の大部分を占めてゐるものとみられるが、これ等に含まれる物資は最近の傾向から言つて、華北側に於ては阿片、小麦雜穀等の移出を、中支側からすれば上海市場に依然ストツクされてゐるとみられる所の第三國製商品（時計、寫眞機、生フィルム、藥品等）以下削除

決済手段として當然この匯申を利用する。それは匯申そのもの、機構から現金を必要とせず、單に帳簿のつけ替へを以つて済まされ得るからである。

（ロ）無爲替移出入、無爲替移出入はその性格からいへば〇〇〇〇〇〇同様な性格を以つており、従つて政府としては早くよりこれが統制を強化してこの取扱ひを物資面に於いて許可制を敷くことによつて行ひ來つたのであるが、最近に於ける華北物資政策の行き方からして、其の取扱ひ範圍は相當寛大且つ廣範圍に擴大されるに至つてゐる。〇〇〇〇〇〇匯

申市場の大部分を占め今後前項特國爲替取扱ひの難澁さによつて對蹠的に増大するものとみられてゐるのである。

二、貿易外關係（イ）郷里送金その他一般送金、（ロ）匯申相場變動を脱ふ爲替投機、（ハ）上海商品株式投機を指す資金の循環、（ニ）資金の逃避等々が指摘されるが冒頭の如く特國爲替が統制面に於ける交易の趨勢を表示するものであれば匯申は統制外に於ける交易状態を始めとする北中支凡べての資金動向を表示する機能であるといひ得るが、斯る情勢下にある北中支交易の將來は如何といふ問題が當然茲に提起されて來る。

三、抜本的交易爲替施策の要望

華中に於ける軍票の新規發行停止と共に北支間の爲替及び交易機構の再編成はその後中支に於ける全國商統總會の創立、華北の交易統制總會の機構及び權限の強化に併行して、北中支通貨比率の制定等を數へられるが、未だ完全なる運営能力を發揮する段階に至らず、従つてこの間に於ける物資の流通状態は跛行的となり、更に兩域の物價趨勢はこれを根柢から阻害し、華北の移出超過といふ從來に於て曾つてみなかつた現象を示現しつゝあり。このことは現状の北中支交易關係を益々窮屈なものへと押し進めつゝある如く見受けられる。

ではこれに對して如何なる對策があるかといふと、既に北中支當局間に於て冒頭に述べたる如く相互信用供與を以つて爲替平衡資金、プールの作用を目指されつゝあるがこれは飽くまで兩地域交易收支尻の調整策にすぎず、これが交易促進上の效力を發生する場合を期待するには先づ兩地域の物價が均等であるとか乃至は現通貨比率と平衡した物價水準

であらねばならないことを前提とし要求してゐるもので、茲に北中支交易促進問題が特別圓爲替匯申相場の趨勢とは別箇の意味を持つて取り上げられる要因があるであらう。(以下四行削除)

従つて現爲替市場に於ける聯銀券の強調を以つて直に北支通貨の價值性を云々と論議するは猜介且つ一方的儉安に耽るものと言ふ以外の何ものでもなく、若し假にそうであるとすれば前記北中支交易促進を間接的に障碍してゐる最も大きな原因であるといふも過言でなう。

四、兩券價值の再検討と爲替施策

北中支交易促進要請とこれを障碍しつゝあるものは何かといふ點に就いて問題となつてゐる匯申及び特圓爲替の事情を簡單且つ抽象的乍ら説明してみた。この目的は一般に論議されてゐる北中支交易障碍要因があまりに枝葉末節的な而して派生事態にとらはれすぎた憾みがあるとみられるので、この觀點を變へて解説を如へてみたまゝである。特別圓爲替の建値、匯申相場の現情等は結局に於て前記施策の一體化といふものゝ確立を前提とすれば解決されようし、更に實際市場と密接に關聯する爲替交易政策の遂行も匯待し得る機會があると確信されよう。いわんや現在の匯申相場を以つて公定相場に接近したとみなし、而してこれを直に聯銀券と儲備券相場の實勢相場と受取り爲替交易政策を樹立せんとするが如きは一應反省の必要ありといふも過言でない。

第十章 華北交易の現状

(華北交易統制總會々報所載)

一、はしがき

華北交易の現状を一言にして述べれば、大東亞戰爭遂行の大的目的の下に設定された共榮圈内物資交流計畫の完遂に向ひ日華官民一體その絶力を擧げて之が實施に懸命に努力中であると云へる。謂ふまでもなく華北に於ける交易計畫とは最大限の對日寄與並びに最少限の對日依存を目標に樹立される華北物資需給計畫を中心に、華北監督官廳に依り地域別に各々當該地域監督官廳との間に協定される對滿關、對中支、對蒙疆交易計畫等である。

本年度に於けるこれら諸交易計畫中、對日交易計畫は目下本邦企業院に於て立案中で未だ正式決定を見ないが、對滿關、對中支交易計畫は既に正式協定を終り、監督官廳指導の下に華北に於ける交易の一元的統制機關たる華北交易統制總會を通じ、着々實行に移されつゝあるが、これらについて述ぶる前に、一應昨年度交易計畫の實施狀況を願よう。

一、昨年度交易計畫の實施概況

昭和十七年度に於ける華北の諸交易計畫實施は、日華官民一體の絶大な努力にも拘らず、遺憾ながらその成果は必ずしも満足すべきものではなかつた。

即ち金額的にその跡をたどれば、交易計畫額總計〇〇〇〇〇千圓中（金額は華北交易統制總會統制物資分、以下同様）交易実績額總計〇〇〇〇〇千圓（第三、四半期末）で、僅かに輸移出入実績額總計は總計畫額の二六・二％に過ぎない。之を更に地域別に検討すれば左の通りである。

一、對日交易

(一)年間輸入計畫額〇〇〇〇〇千圓輸入実績額（第三、四半期末）実績比率二五％（第三、四半期末）

(二)年間輸出計畫額〇〇〇〇〇千圓（一八年一月末）輸出実績額〇〇〇〇〇千圓実績比率（一八年一月末）二七、五％

二、對滿洲交易

(一)年間輸入計畫額〇〇〇〇〇千圓輸入実績額（第三、四半期末）〇〇〇〇〇千圓実績比率一四、九％（第三、四半期末）

(二)年間輸出計畫額〇〇〇〇〇千圓輸出実績額〇〇〇〇〇千圓（一八年一月末）実績比率五七、一％（一八年一月末）

三、對中支交易

(一)年間移入計畫額〇〇〇〇〇千圓移入実績額〇〇〇〇〇千圓（第三、四半期末）実績比率一六、九％（第三、四半期末）

(二)年間移出計畫額〇〇〇〇〇千圓移出実績額〇〇〇〇〇千圓（第三、四半期末）実績比率五八、八％（第三、四半期末）

以上の如く昨年度の交易狀況は華北交易統制總會統制物資について見るに、對滿洲輸出、對中支移出に於てのみである程度計畫額を確保したに過ぎず、その他は悉く計畫額の半額にも満たざる實情であつた。官民一致の絶大な熱意と努力にも拘はらず、昨年度交易が何故にかゝる不満足なる結果に終つたか。

三、交易不振の諸原因

これが原因は勿論飽くまで究明され、本年度交易計畫の完遂に資たるべきであるが、交易自體の不熟及び輸送機關の窮屈化を除けば、大體それは華北自體に存する原因と交易相手國自體が有する原因とに大別出来やう。後者に於ける原因は暫くこれを措き、今前者、即ち華北自體に存する原因を見るに、これは更に昨年度に於ける華北物價の異常なる高騰及び交易統制機構の未整備並びに交易者、就中華側業者の諸種統制手續に對する不慣に依るもの等が考へられる。價格の異常なる騰貴が、一定の價格を基準として樹立された交易計畫、就中輸出計畫の實施に甚大なる齟齬をもたらすことは云ふまでもなく、對日輸出に於けるが如く、交易價格調整方法の實施される物資についても、補償枠に伸縮性を與へざる限り、輸出の不振は當然であり、對中支一般物資交易の如く、爲替決済方法に移出先行に基く個人リンク制を採用され居る場合には、移出價格の高騰は單に移出の不圓滑をも招來する。物價の騰貴は單に以上の如く輸移出物資

の價格方面より輸出を阻礙する外、さらに食糧品、生活必需品、勞銀等の騰貴に依り生産計畫の齟齬を招き、輸移出計畫額の確保不能等をも生ずる。

つぎに統制機構の未整備に依るものであるが、現在の如き計畫交易を実施するに當つて、充分整備されたる統制機構の指導と統制を缺く限り、満足なる成果の期しがたいことは自明の理である。華北に於ける交易統制機構は對日交易に關する限り、既に昭和十六年度に於て華北交易統制總會（舊名華北輸入組合總聯合會、華北貿易組合總聯合會）傘下に一應商品別に各々輸入組合、輸出組合として整備確立を見たが、對中支、對滿關、對蒙疆交易に關しては、昨年度頭初には少數の地域別組合を除いては殆ど整備されず、交易計畫の計畫的實施は非常に困難なる状態であつた。昨年六月對中支交易機構は監督官廳の指示に基き華北交易統制總會並びにその傘下の商品別對日交易統制團體を各商品別に、對中支交易統制機關として暫定的に一應決定を見、對中支交易に實績を有する日華人をして無條件にこれら各商品別統制機關の對中支（假稱）に加入せしめ、當該統制機關の副申なきものに對しては、中國聯合準備銀行をして爲替許可を爲さしめざることとし、初めてこゝに一應ながら一元的統制機構を見たが、これらの對日交易統制團體に對し、對中支交易の完全なる指導統制を早急に期待することは種々なる手續上の困難等もあり至難の業で、これ等統制機關の活動が漸く軌道に乗り初めたのは昨年度の後半期に於てであつた。對滿關、對蒙疆交易に於ては、便宜上特定の商社を指名或は對日交易統制團體を活用する等、交易計畫の遂行に對し充分の努力は行はれたが、遂に昨年度に於ては一元的統制機構の確立は見られなかつた。最後に業者、就中華人側業者の諸統制手續に對する不慣れについて考察するに、これは對中支に於て最も重大な關係をもつ。元來華人業者にとつては北中支交易は國內交易に過ぎず、その決済は匯申爲替に依り簡

單になし得たもので、この間何等の手續を必要としなかつた。然るに事變後、中國聯合準備銀行の誕生を見、同行に依り昭和十四年五月實施された爲替集配制により中南支は完全に交易上第三國と同律の取扱ひを受け、北中支交易協定に基き特定物資の軍票建取引及び一般物資の一部に於ける無爲替取引を除けば、原則として外貨取引をなすことゝ成り、従つて對中支決済は第三國交易と同様の手續を必要することゝなつた。而してかつて華人業者の常用せる匯申爲替輸移入許可制なる統制を受くるに至り、これ亦従來に比し一段の手續を要することゝなつた。以上述べた如く對中支交易は決済面に於て事變前に比し一段と複雑化する上、さらに短時日の間にポンドよりドルへ、ドルより特別圓へと集配制實施以後資産凍結令迄僅々一年數ヶ月の間にリンクせる通貨を變更せることに依り、一層業者をして混惑を感ぜしめた。然し乍ら複雑化せりとは云へ昨年六月迄は爲替面よりする聯銀の統制に服するのみで、物資の面よりする統制には全く無拘束の状態であつたが、前述せる如く昨年六月對中支交易機構の確立により、物資の面よりする統制をも實施されたことに依り完全に計畫交易に直面するに至つた。而してこの統制は、華人業者にとり馴染の浅い、又對中支交易に對し深い知識と經驗を持たない對日交易統制機關により行はれたのであるから、一時的とは云へこれら業者に昏迷と逡巡を引起したことは否みがたい事實であつた。

以上昨年度交易の不振に對する華北側に於ける原因と思はれる二、三に付簡單ながら觸れたが、本年度交易計畫實施に際しては以上の諸點につき各々慎重なる對策が講ぜられ、再び昨年の轍を踏まざるよう措置される筈である。即ち價格の點に關しては總ゆる點より騰貴抑制策が實施されて居り、交易價格に關しては對日、對滿關、對中支交易等各々適切な價格調整法が協定されて居る。

交易機構の整備に關しても對中支對滿關、いづれにも各々商品別に統制機關が決定され、目下着々として華北交易統制總會を通じ實施を見てゐる。

四、本年度對日交易計畫の概略

さて本年度の交易計畫についてであるが、對日交易計畫は華北當局により慎重樹立された華北物資需給計畫に基き目下本邦企畫院に於いて最後の決定を急がれて居る筈で、未だその内容については語る由もないが、從來の交易趨勢及び日本の物資需給狀況よりしても、輸入特に物動外物資の輸入に關しては、昨年度に比し相當程度の壓縮を蒙らざるを得ないことは明白であり、さらに物動外物資中最少限の對日依存の方針の下に現地自給主義の確立が強調されて居る今日味噌、醬油、酒、麥酒、燐寸、麵粉、ゴム製品、綿絲布、セメント等の如く、原料手當に相當配慮すれば既存の設備を以て充分自給自足の可能なる物資が、對日輸入計畫より除外又は削減されることは當然豫想し得るところである。對日輸出計畫に關しては、輸出貨物の大半が物動物資なるに鑑みても、これが如何なる趨勢にあるかは述ぶるまでもあるまい。現地の需要は犠牲にしても戦力増強のためとあれば、要量量は絶対に供出さるべきは中國參戰の意義よりしても當然のことである。以上の外、本年度の對日交易に關して非常に注目さるべき點は、交易管團の發足並びこれに依る對日交易價格調整の一元化である。日本に對し輸入される物資は、總て輸出地に於ける適正價格に基づき輸出價格にて交易管團が買取り、輸出價格と日本公定價格の差損は爲替調整特別會計により輸出品に對し徴收せる留保金を持つて補償さ

れるのであるが、これが實施により昨年度華北對日輸出に見たるが如き輸出地價格の高騰に因る現地補償額の不足より生ずる輸出計畫の齟齬は解消し、對日輸出は一段と圓滑化するものと期待される。然しながら交易管團により以上の如き價格調整は、今後尙其手續上に考慮すべき幾多の問題を残してゐる様である。例へば輸出品に對する留保金の徴收方法についてであるが、輸出差益を全面的に日本に於て徴收することが技術的に可能であるかどうか、また現行の如く輸出地、輸入地に於て各々一定率を徴收するとすれば、その比率は如何にすべきか、これを輸入地の如何なる機關に徴收せしめるか等である。

五、朝鮮及び對滿關交易の概略

本年度の對日交易に關し現在語り得るところは大體以上の通りであるが、この外に對日交易には本年一月對日交易計畫とは別個に朝鮮との間に協定された對朝鮮特種輸交易があるこれは大體朝鮮から特殊鋼、パルプ、遊體設備、杭木、吹等を、華北からは落花生實、胡麻、唐芥子、絹布、土布、安平等を輸出し、大陸相互間の經濟調整を圖るべく協定されたものである。

つぎに對滿關交易であるが、本年度の對滿關交易關係については去る三月十一日より三日間、新京に於て貿易會議が開催され、大體昨年度と同様華北から石炭、鑛産物、棉花、安平等を、滿關からは雜穀、木材、鋼材、化學製品等を主として輸出し、滿華經濟關係の整備強化を圖ることに申合が成立した。該申合に依ると本年長計畫は對滿關輸出につい

ては、昨年度計畫に比し品目に於ては三品目、金額に於て約三七%の増加を輸入に於いては品目に於ては品目に二十二品目金額に於て約一四%の増加を各々見込んで居る。然して本會議に於て從來華滿兩國で各々價格政策より各獨自の立場で行つて居たが、交易價格調整處理に關し左記諸事項が協定されたが、これにより華滿間の交易は一段と圓滑化を期待すると同じに、兩國の物價政策に對しても益すること少からざるものがあらう。即ち

- 一、滿洲國及華北は各其地域（輸出國）に於ける適正價格により物資を輸出すること。
 - 二、輸入國は輸入物資に付、物價政策上の必要を考慮の上適宜調整料を徴收すること。
 - 三、輸入國は輸入物資に付物價政策上必要と認むるときは價格平衡資金を交付する等適宜價格の引下を計ること。
 - 四、輸入國は前號の價格引下の財源に充つるため第二條に依り徴收したる調整料中一定額を輸出國に交附すること。
- 前項の一定額は輸入國の調整料見込額、輸出國の輸入物資に對する要補償見込額、兩國の貿易額等を勘案し兩者協議の上これを定むること。（以下省略）

本年度の對滿關交易計畫は大體以上の通りで、既にこれが實施に就いては、華北交易統制總會を通じ、監督官廳の下に輸出入各々商品別に統制機關が指定され、これが指導と統制の下に計畫枠の確保と物資交流の圓滑化に遺憾なきを期されて居る。尙從來相當額にのぼつた關東州再輸出日本品の輸入は本年度對滿關交易計畫には全然考慮されてゐない。

六、對中支交易の概略

つぎに對中支交易であるが、本年度の對中支交易は日本及び滿洲の物資需給狀況の緊迫化よりして華北の交易計畫中非常に重要な役割を持つに至つた。このことは去る三月二十八日、上海で開催された北中支交易會議の諒解事項に確然と現はれて居る。既に同會議に於て協定された北中支交易計畫に依れば移出入總額に於て約二七%の増加を示して居る。これさらに移出入別に検討すれば小麥粉、大豆粕、硫安、綿糸布、染料、工業藥品等を中心とする特定物資の移入については計畫計上品目に於て一品目、金額に於ては約五〇%の増加を、布帛製品、絹人絹布、茶、漢藥等を中心とする一般物資移入に於ては、品目に於ては同様約二二%の増加を見せている。さらに石炭、落花生實、落花生油、胡麻板硝子等を中心とする特定物資の輸出は、品目に於て一四品目増、金額に於て一〇%減少ではあるが、乾果菜、生藥、生果類、豆素麵、鮮蔬菜等を中心とする一般物資移出に於ては品目に於ては二品目減を見せて居るが、金額は同様三〇%の増加を見込んで居る。而して本年度の對中支交易に於て最も注目されるべきは中支に於ける軍票の新規發停止に伴ふ爲替決濟方法變更の措置についてである。右の點に關し北中支交易會議は左の通り協定してゐる。

- 一、中北支特定物資交易の決濟については左の如く措置するものとす。
 - (イ) 特定物資の決濟方法は儲備券爲替又は特別圓爲替に依ることとし品目別に何れの決濟方法に依るものやを協定す。
 - (ロ) 前項の儲備建爲替とは聯銀券對儲備券の直接爲替を謂ひその相場は十八圓とす。
 - (ハ) 特定物資交易總額の内、儲備券爲替決濟分の不均衡に付いては別に定むる中央儲備銀對中國聯合準備銀行のクレディットの方法に依り決濟するものとす。

二、中北支一般物資の決済は特別圓決済又は無爲替に依るものとす。無爲替分の總額に付ては一應これを豫定しおくものとす。

三、儲備爲替は當分の間本邦銀行に於てこれを取扱ふこととするも可及的に速かに中國側金融機關の參加を考慮するものとす。

四、中北支交易外送金に付ては左の如く措置するものとす。

(イ) 交易外送金に付ては聯銀の爲替集中制に依るものとしその相場は十八圓とす(ロ、ハ省略)

(ニ) 交易外送金は日華金融機關共に之を取扱ひ得るものとす。

同會議にて北中支交易物資の別なく移出地の適正價格にて移出されるものとし、價格調整方法は特別圓決済による物資を除けば全然對滿交易の場合と同様である。特別圓決済に依る物資に付て移出入は華北側に於て調整措置を講ずるものとし決定された。尙對蒙匯交易計畫はあるが、本年度の對蒙匯計畫は、一應對日計畫の決定を見た上で兩地當局の間に協定される筈で、目下の所未だ確定されないが、近くの中に兩地間の交易會議は開催されるものと見られてゐる。

七、華北交易統制機構の趨勢

以上で本年度華北交易計畫全般に互り一應話つたのであるが、最後に華北に於ける交易統制機構の趨勢につき一言し本稿を終ることにする。對支處理新方針の實施に伴ひ、從來日本人を中心として運営された華北の交易統制機構は當然

新方針の精神に基き改革さるべきであるが、これに對する當局の意向を總合すれば大體左の通りである。

一、對日交易は従來通り日本人を中心として運営するも、一般物資關係については華人側に希望あらばこれを容るること。

二、對滿開交易は對日に準づるも一般物資關係に付ては物資交流の見地より華人側に委ねべき物資は可及的にこれを華人業者に委ねること。

三、對蒙匯交易は對滿開に準ずること。

四、對中支交易は特定物資關係以外に付ては大いに華人業者の活動を期待すること。

五、従つて各交易組合の機構は以上の線に沿ふべく整備のこと。

六、華北交易の一元的統制機關たる華北交易統制總會は華人側役員員の増加等に依り名實ともに眞に日華一體の交易統制機關として整備強化すること。

七、以上の諸點は一應本年六月末迄に結實を見るべく準備のこと。

第十一章 中支綿業統制機構の再編成 (五月三十一日特報)

一、製品部門の統制機構

全國商業統制總會の下部機構たる綿製品の統制機構は、物資統制審議委員會より、特に急速なる機構整備を必要なる物資又は業種として製粉、雜糧、牧畜、糖、葉煙草、燐寸、蠟燭、石鹼と共に第一次結成に指定せられ、その準備主任として日本側は在華紡同業會上海支部長菱田逸次氏が、華側では紗廠聯合會副理事長江上達氏がそれ／＼指命され、新統制機構の整備工作を進めた結果、四月十九日に至つて日本側は華中日商綿製品同業聯合會、中國側は蘇浙皖中綿製品同業聯合會が自主統制機關として設置をみ、更に四月三十日、この兩聯合會の連絡調整機關として蘇浙皖中綿製品同業聯合會が設けられるに至つたのである。しかしてこの聯合協議會は一見、兩同業聯合會の上部機關とみられ易く、日華雙方の聯合會はこれを通じて全國商統總會の傘下に繋り、下部機關たる機能を發揮し運営されるかの如くに瞭解されてゐるが、實際上この聯合協議會はオフィシャルに商統總會の傘下にある統制機構ではないのであつて、日華兩業者の提携強化を目的とし、業界の自發的結成になるもので外側的な日華雙方の聯合會の諮問機關とも言ふべきものであり、日

華綿製品聯合會の統制運営に當る機關としては近く日華雙方から有力者を委員に選任して、これを以つて綿業專業委員會が別途に組織されることになつてゐる。

いま華中日商並に蘇浙皖の兩同業聯合會及び聯合會の組織内容と下部機構をみれば次の通りである。

1、華中日商綿製品同業聯合會

△目的及び業務

本會は蘇浙皖綿製品同業聯合會との緊密なる聯繫の下に本會々員の事業を一元的に統制し斯業の發展を計るを以つて目的とす(第二條)

本會は第二條所定の目的を達成するため左の業務を行ふ

イ、會員の聯繫及び統制

ロ、蘇浙皖綿製品同業聯合會との連絡及び協定

ハ、綿製品の需給及び價格の調整に關する事項

ニ、綿製品に關する調査及び研究

ホ、其の他本會の目的達成に必要な業務

△役員

理事長 菱田逸次(裕豐紗廠)、副理事長 大山捷男(三興洋行)、勝田操(大康紗廠)、常務理事 木村左近(江商洋行)
塚本助太郎、理事 谷口藤一郎、澤井秋次郎、古我辰吉、溫品保太郎、市川常治、岸本喜一郎、岸田楯三郎、理事兼

事務局長 本多大作(棉業取引所)、監事長 野田洋一(上海紡織)、監事 三澤彌之、北正二、三好權次郎、梶山幹六

△傘 下 機 構

在華日本紡織同業會上海支部、上海日商綿糸同業會、上海日商綿布同業會、上海日商莫大小布帛綿雜品同業會、上海莫大小布帛工業組合、華中織布工業組合、華中染色工業組合

2、蘇浙皖綿製品同業聯合會

△役 員

理事長 孫澤生、副理事長 閉蘭亭、監事長 程敬堂、常務理事 丁方源、唐志良、潘旭昇、劉培基、蔣克定(其の他理事九名、監事六名)

△傘 下 機 構

中國紗廠聯合會及び各地區別紗業、布業、布廠、針織等各同業公會

3、中日綿製品聯合協議會

△業 務

イ、綿製品の生産配給並に統制企画

ロ、綿製品の配給數量及び價格統制並に協定

ハ、中日兩聯合會の發展を目的とする各種連絡協議

ニ、必要なる調査並に研究

ホ、中日同業者間に紛糾が発生した場合、仲裁並に調停等に關する運営の圓滑化

△役 員

理事長 江上達(紗廠副理事長)、副理事長 菱田逸次(紡同支部長)、常務理事 孫澤生、三澤彌之、理事 程敬堂、宣潤夫、丁方源(華側)、藤田操、古我辰吉、塚本助太郎(日本側)、監事 唐志良、郭棟浩(華側)、木村左近、本多大作(日本側)

二、棉花統制會の解消と新機構

右の如き綿製品部門(配給)に於ける統制機構の整備に伴ひ、これと呼應する立場にある棉花部門(蒐買)の機構整備の動向も頗る關心を寄せられる問題である。元來商統總會設立以來の下部機構整備方針としては、既存の統制機關とさへども機構の運営が合理的に行はれつゝあるものに就ては、これが改變による過渡的混亂の招來を防止する意味から急激なる編成替えは避けて、可及的に在來機構を活用して行くことになり、これに基いて棉花蒐買部門に於ける華中棉花統制會は、(一)緊密なる日華合作の機構であり、(二)運営も他部門の統制機構より遙かに合理的且つ圓滑に實施されてゐるものとして残置され大きな改革を行ふことなく同會傘下の蒐買機構は當分運用されるものとみられてゐたが、最近の情勢推移はかゝる暫定方式の適用を許さざるに至り急速に再改組が斷行されることになつた。即ち、五月二十日を以て物資統制審議委員會は麻類、羊毛及び皮業と共に棉花に對しても、新たな統制機構を先行一ヶ月以内に結成せし

むることになつた旨發表したが、これによつて棉花統制會の解散は必至となり、成行きが注目されてゐる。しかし新機構の結成に就ては、從來の日華の一體機構ではなくそれらの棉花同業聯合會を設け、其傘下に棉花業、飛花業、彈花業の三業種別同業公會が各地區別に設立される筈で、日華雙方の同業聯合會は新設されるべき筈の中日棉花協議會によつて相互の連絡協調を計ることとなつてをり、この同業聯合會の結成によつて統制會傘下舊機構の方途も明かにされるものとみられるが、新機構に於ては統制權を持つものは商統總會に限られ、その内部組織たる專業委員會の運営指導の下に同業聯合會及び同業公會は實務推行に當るものである點からみて、從來統制會の持つ統制權は當然無くなるべきものとみられるので日華業者の地區別蒐買制の如き特殊制度も廢止となるわけである。しかも現在の統制會には蒐買業者のみならず紡織業も参加してゐるのであるから、新段階に於ける機構整備上その解體再編成は必然である。即ち加工業者たる紡織業は前述の同業聯合會に日本側は紡績同業會、華側は紗廠聯として参加してゐる點をみれば容易に諒解し得るであらう。かくて棉花下部機構の整備に就ては近く關係業者中より準備委員を選出し、日華雙方聯合會の早急なる結成を計り、これが完成を俟つて棉花統制會は正式に解消することになるが、その傘下に於ける華員綿業公司並に蒐買會は、單なる統制機構と異り、蒐買の實務を扱つてゐるので、新機構編成後の情勢と睨み合せて、その方途を研究し決定する事となつてゐるのである。尙最下部機構の中、日本側在華紡織同業會、華側紗廠聯合會は綿製品業、棉花業の兩聯合會に重複参加することになつてゐる。(三)以上、これまでの機構整備は綿製品部門と棉花部門に別けて統制機構の結成が行はれてゐるが、將來蒐買と配給の有機的連繫を計り萬全の機構運営を行ふため製品二、棉花二の同業聯合會より委員會を設置することになつてをり、商統總會側としても棉業の特殊事情を考慮し、一應の機構整備が完成したのち

製品、棉花を打つて一九とする統制機構の結成を遂行してゐるので、早急に實現が期待されてゐるが、その際における統制系統は次の如くなるものとみられてゐる。

△棉業綜合統制機構圖



これを要するに綿糸布の需給調整は棉花蒐買工作の推行實績如何によつて左右されるものであり、しかも棉業にあつては商品の性質上特に原料蒐買と製品配給は密接な關係にあり、業者中の大手筋はその何れをも兼業するものが多いので、蒐買と加工並に配給を一本の統制系統下に纏めるのは當然であり、早急にこれが整備が望まれる次第である。其の他の中支綿業界の將來に残された問題としては、紡績生産體制の再編成問題を始め、上海棉業取引所の最後の措置、上海在庫綿糸布約六十萬擔の效率的活用策、中小棉業者の整理統合問題等の重要な問題があるが、これに關しては夫々關係筋で考慮中であり、綿業生産部門の統制は綿製品同業聯合會が主體となり、原料蒐買部門と製品配給とを連絡する加工業と云ふ觀點から統制に當り、従つて一種の適正資金による加工業となるわけであり、取引所は新機構下に解消する

ことに方針は略々確定してゐるが、在庫綿製品の活用策の一環として搬出許可制の實施と共に同業公會による公會市場を設け、これが自肅取引を行はしめ國積物資を吐出し促進を計る案もあり、最後に中小業者問題に就ては將來の機構再整備に當つて考慮するものとみられてゐるが、何れにしても綿業界の第二次整備問題として中小業者の轉廢業對策の一環とし慎重検討が望まれてゐる。

第十二章 全國商業統制總會その後の情勢 (九月八日特報)

一、愈々本格的運用へ

去る三月十五日中國に於ける自治統制機構として發足した全國商業統制總會は爾來内部及び下部機構の整備を急ぎ、その間實業、糧食兩部による二元的監督統制を排して行政院直屬とし又可及的官僚統制弊害を是正して商統會の自主的自治統制機能の發揮を圖る等機構運用の改善が圖られて來たにも拘らず、充分な結果を得るに至らず同會の將來が懸念されてゐたのであるが、その後にはける金融統制、物資統制の強化、就中今次綿絲布の買上實施を轉機として同會の運用は漸く軌道に乗り出した感があり、今後の活動本格化に多大の期待がかけられるに至つた。纏つて同會運用問題の経緯をみるに、右の如く指導監督の改善が圖られるとともに同會の行詰り打開策として日華經濟人の公益優先思想が強く要請されたのであるが、かゝる思想的要請のみでは如何ともし難く、去る三、四月の投機、國積事件を惹起するに至つたので國積検査、金融機關の検査、物資調査が相次いで實施され今回綿絲布買上の強硬施策が斷行されるに至つたのである。これらの措置は商統總會運用上の最大障礙をなしてゐた物價の暴騰を抑制し、殊に畫期的施策たる綿絲布買上は直接物價引下げの要因をなすと同時に代金支拂ひの適切な措置によつて所謂遊資の吸收封鎖によつて投機資金の活動を封じ資金面から物價抑制の効果を奏してゐるのであつて、物價の安定化とともに商統總會の前途も著しく明朗を加へ活動

の手掛りを得るに至つたのである。

一、價格對策の障除去

周知の如く商統總會は中國國內に於ける物資交流の圓滑化を目的として設立されたのであるが、最も重點の置かれてゐた棉花、小麥、雜糧等主要土産物の蒐荷は上海に於ける投機囤積を反映して産地相場が昂騰一途を辿つてゐた。價格統制が不可能な状態になつてゐた。商統總會發足後における價格政策の注目すべき點は從來の畫一的價格統制の弊害を排して蒐買價格の適正化によつて蒐荷の促進を圖ると言ふところにあつたが、如何に價格政策に彈力性を有たしめても産地相場が殆んど無制限に續騰するので全く價格對策が立たず、すでに業務を開始した粉麥專業委員會の例にみても統制價格が決定されるや否や産地相場はこれを上廻ると言つた状態で、從來統制價格を設定する毎に蒐買業者が逆轉を餘儀なくされたのと何等異るところがなかつたのである。しかるに綿絲布買上げ斷行後上海の物價低落と、もに奥地土産相場も下落し、麥粉專業委員會の統制價格を上廻つてゐた小麥の産地相場も統制價格を下廻り蒐荷の順調が見込まれるやうになつた。次に綿絲布買上げ實施前後に於ける奥地土産物相場を掲げれば左の如くである。

七月三十一日各地相場

△棉實Ⅱ上海工場渡し裸五八三元、△菜種Ⅱ蕪湖二、二四三元、蘇州二、三四四元、平湖二、一五四元、張堰、青浦、家角、松江共二、〇七七元、泰縣二、四七〇元、△大豆Ⅱ南京一、五四〇元、無錫における臨淮關物一、五五〇元、五河朱

物一、五九一元、平湖物一、五一四元、蕪湖物一、四五一元、高郵一、三〇〇元、蚌埠一、三六五元、無錫新物走り陵口物一、五五〇元、明光物一、三三四元、當塗物一、二二一元、上海に於ける浦東古物一、七五〇元、△胡麻Ⅱ南京三、一五〇元、上海三、四五〇元、△蠶豆Ⅱ南京大粒一、〇三六元、小粒九三三元、無錫扁青物九二八元、蕪湖一、〇二〇元、泰縣一、三七八元、上海九五〇元、△豌豆Ⅱ無錫七七五元、泰縣一、一一一元、揚州一、二七〇元、△赤豆Ⅱ南京一、一七三元、上海崇明物一、六五〇元、△綠豆Ⅱ南京一、四二八元、無錫に於ける管店物一、二五〇元、上海明光物一、七五〇元、△高粱Ⅱ上海九〇〇元、△小麥Ⅱ蕪湖六八九元、南京七二〇元、無錫七八〇元、高郵七〇〇元、泰縣七三七元、蚌埠九〇〇元、△小麥粉一包Ⅱ無錫三一七元、南京二九五元、蚌埠三二七元、△豆粕Ⅱ上海一六〇元、再製上品七六〇元、下品六八〇元

八月十四日各地相場

△棉實Ⅱ上海工場渡し裸五五〇元、△菜種Ⅱ蕪湖物一、八四三元、△大豆Ⅱ古物南京一、四八〇元、無錫に於ける平湖物一、三八七元、蚌埠一、二二三元、上海に於ける浦東物一、五五〇元、新物南京一、四三〇元、蕪湖一、三七四元、無錫陵口物一、五五〇元、△落花生Ⅱ不立中、△胡麻Ⅱ不立中、△蠶豆Ⅱ嘉定物九〇〇元、南京九〇〇元、無錫に於ける扁青物八七〇元、△赤豆Ⅱ上海崇明物一、五五〇元、△高粱Ⅱ上海明光物七五〇元、△小麥Ⅱ無錫七二一元、南京七一〇元、蕪湖六七七元、高郵七〇〇元、蚌埠九〇〇元、△小麥粉一包Ⅱ無錫三〇二元、南京三一五元、豆粕Ⅱ上海一〇六〇元、再製品上等八〇〇元、中等六八〇元、下等五二〇元、

右の如く上海物價を反映して昂騰一路を辿つてゐた奥地土産物價も綿絲布買上げを境に著落を呈現した。その理由と

ては綿絲布買上げが與へた心理的影響も擧げられるが、中國側に於て綿絲布の買上代金を長期に亙つて分割支拂ふこと、インフレ抑制策がとられたため去る三月以來の儲備銀行の金融引締め政策とともに上海においても奥地に於ても金融逼迫を招來したことが、奥地土産物價を下落せしめた最大の要因とみられてゐる。元來中國側の業者は資産を現金の儘有つてゐるものは稀で、自己資金を全額商品に投資し更に自己資金の二、三割或は五割見當の資金を銀行から借入れ換物資金に當てるのが普通で、甚だしい例になると一定額の資金で商品を買入れ、これを擔保に銀行から資金を借入れ更に商品を買入れると言つたやり方を何回も繰り返して投機囤積資金が造出されてゐたのであるが、綿絲布の買上げによつて銀行も業者も決済を急ぐ必要を生じ、その結果上海に於ても奥地においても金融逼迫を招來してゐるもので中秋節の節期を控へ上海、奥地を問はず一層の手持品の處分が行はれ物價の軟化が見込まれてゐる。

三、蒐買資金の回收緊要

前述の如く綿絲布買上げを轉機としてこれまで混亂状態を來してゐた上海及び奥地の物價が漸く落着いて來たので、商統總會の專業委員會として逸早く業務を開始した粉麥專業委員會の小麥蒐買も愈々軌道に乗り、これについて油糧專業委員會も蒐買、配給兩方案の作成を了り商統總會監事會の承認を得次第、軍配組合穀肥部の業務を引繼いで近日中に秋作物たる大豆、落花生、胡麻、苞米、高粱等の蒐買を本格的に開始することになつてをり、又綿業專業委員會に於ても新棉の出廻りを間近に控へて蒐買對策を考究中である。小麥の産地相場が粉麥專業委員會の統制價格を下廻つて來

たのみならず、奥地各地の雜糧相場も油糧專業委員會が既に決定した標準蒐買價格を下廻る傾向を示してをり、土産物蒐買の見透しは著しく好轉して來たのである。しかし土産物價格の低落は勿論綿絲布買上げの影響によるところ大きい、粉麥專業委員會が小麥蒐買資金の金融に手形割引の方法を實施し、資金と物の流れを規正したこともその他土産物價の抑制に奏效したものとみられ、油糧專業委員會でも粉麥專業委員會とは多少方法を異にするが專業委員會において一元的に資金を統制手形割引の方法を採用することになつてをり、資金放出の抑制に相當な効果が期待されてゐる。手形割引の方法については蒐買資金が奥地中小蒐買業者の手まで行渡らず、金融難に陥入つてゐる蒐買業者には當座貸越によつて適當な數額の別途金融をなすべしとする向もあるが、手形割引による資金統制の効果には相當みるべきものがあり、又蒐買業者の側からみても適限の小數有力業者の活動に俟つ方が競争買付けによる産地相場吊上げ等の弊害を招來することが少ないので、粉麥專業委員會にしても油糧專業委員會にしても資金統制は飽くまで強化して行く模様である。

しかし本年度における蒐買資金は粉麥專業委員會は既に當初の手形振出豫定額十億元の倍額以上の手形を振出してをり、近く活動を開始する油糧專業委員會の手形振出豫定額は十億元見當で綿業專業委員會の棉花蒐買資金は十五億元乃至二十億元を豫定されてをり、これら蒐買資金が如何に統制されても適切に回收されなければ奥地土産物價を再び昂騰せしめる懸念があり、奥地土産物價を恒久的に安定せしめ蒐買の圓滑を期すためには蒐買資金の回收が極めて重要な問題となつて來るのである。商統總會の活動はなほ今後にあるのであるが、今回同會が業務を開始した三月十六日から五月末までの二ヶ月半の間に於ける物資搬出入許可金額をみると三月十六日以降同月三十一日までの搬入許可は二千九百

六十萬元、搬出許可千七百十七萬元、四月は搬入一億二千五百二十八萬三千元、搬出九千八百五十一萬三千元、五月は搬入二億八千三百二十萬三千元、搬出一億一千八百五十三萬六千元で總計は搬入四億三千八百八萬六千元、搬出二億三千四百二十一萬九千元となり、大雜把に言へば奥地放出資金が充分回収されてゐないとみることが出來よう。商統總會では目下買上綿絲布の奥地向配給計畫を立案中であるが、蒐買資金放出統制と相俟つて綿絲布の適切な配給により又商統總會下部機構たる各業聯合會の奥地向物資配給の合理化によつて物價の安定化が期待され商統總會を中核とする物資交流の圓滑が望み得るのである。

第十三章 蒙疆銀行の發展と一億圓信用供與

我國の蒙疆銀行に對する一億圓の信用供與は五月八日東京に於て、正式調印を了つたが、關係各方面の談話によると今回の蒙疆銀行に對する信用供與は、さる昭和十七年一月實施した、日本銀行の同行に對する手形貸付取引による四百六十五萬圓を一躍五千萬圓の限度に引き上げ、更に五千萬圓を信用供與し合算一億の信用供與を設定することになつたもので、期間は五ヶ年であるが、これは兩銀行の協議によつて更に延長し得ることになつてゐる。

このクレジット設定によつて蒙銀は、華北の聯銀、華中の儲銀等との關係を更に緊密恒久化し、大東亞金融圈に不動の地歩を築き上げるに至つたのである。

この蒙疆銀行が創設されたのは事變直後の昭和十二年十一月であつたが、當時、蒙疆には察哈爾財政金融委員會によつて、その前身ともいふべき、察南銀行が經營されてゐた。この察南銀行がその創設（昭和十二年十月一日）と同時に新通貨として發行したのが察南銀行券で、これは當時皇軍の占領地域に於ける新幣制、新金融機構建設の最初のものであつた。その後、皇軍の占領地域の擴大につれ、綏遠平市官錢局、農業銀行を接收したが、更に蒙疆聯合委員會の成立と共に改組擴充されて、蒙疆銀行（資本金一千二百萬圓）となつたものである。蒙疆地域に於いて、かくの如く通貨工作が容易に實現されたことには、種々理もあるだらうが、大體次の點に要約されるだらう。

イ、他地域の如く、租界その他の第三勢力（外國權益）が存在しなかつた。

ロ、紙幣流通量でも想像させることであるが、當時この地方では未だ法幣による通貨統一が行はれてゐず、その勢力は他地域に比較して極めて微弱であつた。勿論このことは封建的軍閥の跋扈とその下に於ける通貨制度の亂雜さを物語るものではあるが――。

駄足かも知れぬが、ここで事變勃發直前の察南には、同地行の發券銀行として察哈爾同業錢局のあつたことが想起されなければならぬ。即ち、この錢局は約五百萬元の發行額を有して居り、その中の二百萬元が京津地方の發行にかゝるものであつたから、この地方での流通額は約三百萬元と推定されてゐたのである。このほかに流通額十萬元以下をとなはれた河北省銀行券と法幣が流通し、晋北には大同における公設質屋發行の約五萬圓程度の通貨が存在してゐたのである。

しかして事變の勃發と同時に、この地方には多額の滿洲中央銀行券と日本圓が流入し、法幣と同價値で流通することになつたが、一方察南、晋北等の發券銀行は事變の發生とともに現金、未發行券、證券等を携携して逃走したので、通貨不安を來す危惧と不安が十二分にあつたのである。しかしこれは既述の如く、この地方の持つ特殊性から極めて容易に克服され、九月二十七日には前記の察南銀行の創設となり、これと同時に、その通貨工作には大要次の如き方針が採用された。

イ、資本金は百萬圓とし、その金額は察南政府が出資し、これは滿洲中央銀行よりの借入金をもつて當てる。
ロ、銀行券は蒙疆法幣と稱し、日滿圓にリンクすること。

かくて前記の如く、その後蒙疆銀行の創立を見るに至つたのであるが、この蒙銀は民國二十六年十一月二十日公布の蒙疆銀行組織辦法及同條例に準據する株式会社であり、その資本は、蒙古聯盟、察南、晋北各自治政府等額出資にかゝる（資本金、蒙疆法幣一千二百萬圓）蒙疆地域の中央銀行として創設され、この結果、蒙疆地域の幣制は緊急通貨防衛令、蒙疆銀行條例の定めるところにより、蒙疆銀行券によつて統一されることになつたのである。

一體この蒙疆地域には極めて農産物が尠なく、その收買状況が悪いと即ち爲替金に手詰りを生じるなどのことから蒙疆經濟は全く農産物に依存してゐるといつてよい。そんな關係で内地銀行、聯銀などの關係が深められ、これ等の銀行からは多角的な信用供與を受けたのであるが、今般の一億圓のクレジットは、蒙疆銀行のかつての爲替調整の範圍を越へ、その性格は過去の聯銀、儲銀のクレジットと同様のもので、その政治的な意義は極めて重大で、今や日本銀行を中心とする大東亞金融圈の構想が推進せしめられてゐることが想像されやう。

さて今後の信用供與契約の要綱を日銀總裁談の中から拾つて見ると、

- 一、蒙疆銀行は本契約締結の日より五ヶ年以内に日本銀行より日本通貨五千萬圓を限度として、借入をなし得るものとす。
- 二、蒙疆銀行は右借入をなしたる場合これを一回にまたは分割して、本契約締結の日より五ヶ年以内に隨時返済するものとす。
- 三、右借入をなし得る期間におよびこれが返済の期間は日本銀行および蒙疆銀行間の協議によりこれを延長し得るものとす。

となるが、これによつて昨年以來好調を辿り、國際收支も受取勘定となつてゐる蒙疆經濟は更に戰爭寄與の立場を強化され、更に蒙銀の如きは最近の本社北京發電によると、過去のクレジットは悉く完済されてゐる許りでなく、日銀に相當巨額の國債が預入されてゐることである。ともかく今般の信用供與によつて蒙疆銀行もまた大東亞の金融中樞機關たる日本銀行との間に直接かつ緊密な連繫を持つことになり、その信用は更に一段の安定性を裏打され、その前途に對する期待は極めて大なるものがある。

第十四章 蒙疆躍進の六ヶ年

過去六年間の蒙疆經濟の發展過程は大體これを三つに大別することが出来よう。即ち昭和十四年前半期までを第一期とし、十六年までを第二期十七年以降現在に至るまでの時期を第三期となす説がこれである。しかし第一期はまた自由主義經濟時代、第二期は統制經濟初步時代、第三期は統制經濟後期時代、即ち計畫經濟時代ともいふことが出来得るであらう。

又一面これら各時期を蒙古經濟發展過程の内部から考察して見た場合に、第一期は準備時代、第二期は苦難時代、第三期は發展時代といふことが出来るのである。なほ過去六年間蒙古經濟の低流となつてこれを性格付けてゐたものは、「華北依存」といふ一つの經濟形態であつたが、第三期の發展期に入つて右性格が漸次拂拭され、蒙疆の特殊性に立脚する独自の經濟政策がとられようとしてゐることは最近における蒙古經濟の著しい特徴といふことが出来よう。

第一期 皇軍進出に膺接して派遣された多數の接收員によつて當地區の政治、經濟諸機關は極めて迅速に接收され幾何もなくして政治、經濟の諸機能は舊に復し新政府のもとに再建の第一歩を順調に踏み出した。

即ち、政府は蒙古建設の大方針として政治的には防共、民族協和、民生向上の三大政策を掲げると共に、經濟的には鐵、石炭等を中心とする地下資源の開發並びに畜産の飛躍的振興に力を注ぎこれが綜合的運營を圖つて、蒙古の開發を

急速に推進せしめるべく、こゝに經濟建設の大方針が確定した。この方針のもとに昭和十二年暮蒙疆銀行が設立されたが、中央發券銀行的使命を擔つて誕生した蒙疆銀行の發足によつて、邦内の經濟は戦後の一時的混亂から全く脱し短時日のうちに平靜に復した。蒙疆銀行の設立を嚆矢として翌十三年、十四年にかけて蒙疆の特殊會社が各重要産業別に續々設立された。蒙疆電設、蒙疆電業、蒙疆運輸、蒙疆汽車、大同炭礦、龍烟鐵礦等現在十數社を數へる邦内の特殊會社はその大半がこれら基礎産業、重要産業を擔當する會社が設立され、ここに蒙古開發、經濟建設の基礎が確立し本期間中に蒙古の經濟は將來の飛躍に對する諸準備が固められたのである。

併し當時は未だ一般經濟面に對しては統制が加へられず、自由主義經濟のまゝに放任され、一部の重要物資を除き生活必需品等は總て各業者の自由取引に任せられてゐた。

第二期 昭和十四年七月蒙疆、華北一圓を襲つた大水害は再建途上の蒙古經濟に大打撃を與へた。以後この大水害を直接原因として當地の經濟は再建後最初の重大試練に直面、受難時代に入つたのである。

即ち龐大な開發資材等の輸入で、從來の輸出超過から輸入超過に變じ、始めてゐた貿易は水害を機として輸出が激減したため一層この傾向に拍車がかけられ、爲替資金は逼迫し貿易は非常な逆境に陥つた。この受難時代における政府の經濟施策は一口にいつて爲替資金の獲得にあつたといつてもあながち過言でない。邦内の開發を進めるためには輸出を増進し開發資材の導入を圖らねばならない。この要請に應へるため農産物特に特用作物の輸出増大に力が注がれると共に、資金面では滿洲、華北、日本等と借款契約を結び、信用供與を仰ぐなどして爲替資金の安定策が講ぜられた。また他面輸入はこれに反し極端な抑制政策が強行された。

即ちこの期間に日系輸入組合、同配給組合、華系輸入配給組合等が品種別或ひは地區單位に設立され、これら組合を通じて政府の輸入統制が行はれた。この統制は不急不用品、贅澤品等から進んで相當廣範圍に及び貿易統制法、爲替管理法等が矢つぎ早く公布されて、かなり高度の統制が行はれたのである。從來蒙疆地區の貿易は三千萬圓乃至七千萬圓の輸出超過を示現して來たものであるが、當時の貿易尻は對日、對滿、對華北の何れも多額の輸入超過を示し、日本、滿洲、華北等から相當多額の信用供與を仰いでゐたものにも拘らず爲替資金は終始逼迫してゐた。

しかし、この受難時代にも開發計畫は依然として續行され、また貿易の不振から惹起される邦内生必需品の需給不均衡に備へて輕工業の導入、家内工業の振興策が講ぜられたが、これらは何れも次期の第三期に入つて徐々に結實し始めたのである。

第三期 大東亞戰爭勃發の報は蒙古の經濟界に相當大きな衝動を與へたが、緒戦以來の赫々たる大戦果は蒙古經濟發展の推進力となつてここに第三期の發展時代に突入したのである。

以後蒙疆の經濟は凡ゆる施策が聖戰協力の大方針に集中され総合的に運営されて必勝經濟體制の確立が強行された。特に生産増強が從來以上に強調され、石炭、鐵、石棉、雲母、黑鉛、滿鐵等の重要地下資源、および農産物の増産に重點が注がれた。即ち第三期の發展期に入つてから地下資源の開發は漸く本格化し、昭和十七年末の生産状態は石炭は十四年度の四倍、鐵礦石は當初の年三倍、石棉、雲母等は何れも第一年度の二十倍、黑鉛は二倍の好成績を收め、生産量の九割以上が日本、滿洲、華北等に輸出されて戦力増強に重大な寄與をなしてゐる。また最近地下資源開發の重要性に鑑み重要産業統制法及び國防資源統制會令が公布され、鐵産王國蒙疆の前途はいよ／＼輝かしいものがある。なほ農業

部門では昭和十七年度を起年とする農業増産五ヶ年計畫が樹立實行に移され、本年は第二年度に入つて各種の増産施策が一段と進展を見せ、雜穀および採用作物類の輸出は著しく増大した。

かくの如く開發の促進、貿易の伸張は蒙古の經濟を急速に好轉せしめつゝあつたが、中國參戰を契機として蒙古の經濟は劃期的な飛躍を遂げたのである。即ち貿易部門では受難時代の輸入超過は總て過去の物語りと化し去つて、對滿對華中の輸出超過はもとより從來蒙疆の支拂ひ勘定であつた。對華北貿易も輸出超過となる程の大發展、大轉換を遂げた。この貿易好轉の理由は農村、鑛産、畜産等の輸出物資が時局不可缺の最重要資源として需要頗る多く輸出がこれに伴つて急激に増大したことによる。

政府はこの貿易の轉換に即應して、本年五月貿易統制法並びに爲替管理法を改正し、從來の方針を全く逆に今度は輸出に統制を加へ輸入は一部緩和することとなつた。この輸出伸張は爲替資金に未曾有の餘裕を生ずるに至つたので、政府は既に一億圓にのぼる日本の國債を購入すると共に、滿洲中銀より借款した一千萬圓のクレジットを本年初頭完済した。その後日本銀行との間に一億圓の信用借款契約を結んで大東亞金融圏の一環としての蒙疆金融體制の強化を圖り、また滿洲中銀に六百萬圓の信用を供與して蒙疆金融の強化に資した。こゝに蒙疆の資金關係は全く安定し債務國から債權國と超飛躍を遂げるに至つた。なほこの間における物價は依然昂騰を續けて來たが、最近の經濟情勢に鑑み從來の華北依存經濟を一擲して蒙疆自主經濟の發展を圖ることとなり、右方針のもとに本年五月第二次低物價政策を實施した。

かくの如く輸出伸張から促進された蒙疆經濟最近の好況は、貿易統制法において從來と正反對の性格を見せ、低物價政策において蒙疆獨自性の發揚を期するなど經濟の各部門に著しい飛躍の跡をみせ、受難時代を全く克服躍進段階に入

つた。

しかしてこの經濟發展が聖戰完遂を大目標に國家の一元的統制のもとに総合的に運営されてゐるところに從來に見ない特徴と飛躍がある。今後蒙疆に負荷される責務は更に加重するであらうとも、その如何なる要請にも耐へ得る鞏固な經濟力を養成することが當面の蒙疆經濟界に課された重大問題であらう。

第十五章 戦時經濟運用方針明確化す (五月十一日特報)

一、逆睹すべからざる物價の動向

(1) 物價は奔騰よりジリ高歩調に一轉……現地經濟界を概観するに當つて、第一に採り上ぐ可きは物價問題であらう。現地に對して統制が相當程度浸透し幾多の公定價格或は協定値といふものが設定せられてゐるが、現地物價の基調は依然として自由主義經濟に置かれてゐる。公定或は協定値と然らざるものが上海の經濟界に如何なる比重を占めてゐるかを見れば總べてが明らかであらう。

三月十六日の奥地物資移動取締緩和後奥地より當地への出廻品は急激な下落を示したが、奥地向け工業品は逆に値上りを演じた。一方奥地においてはこれと逆の現象を呈し上海よりの搬入物資は値上りを演じ上海向けのものには下降を呈した。要するに上海と奥地物價の相寄せが行はれたようであつた。その後三月下旬軍票新規發行停止の發表あり重要品價格は相當大巾に昂騰せるところ、越へて四月中旬の投機囤積事件の摘發令及金融業者の金融取締力により急落、更に五月三日の主要商品囤積治罪條例公布で軟調を呈したが、物資移動取締緩和以來今日までの約一個月二旬において投機の花形商品は結局大巾の騰貴を呈してゐる、但し食米を初め主要生必需品は低落を演じてゐるが食油類の昂騰が顯著である。

これに對して直接消費者と關係ある小賣物價は何等低落の模様なく公定或は公定値なるものの全般的修正が行はれて夫々引上げられた。以上の如く物價の動きは低落到際して報ぜられる如く決して樂觀を許さぬものがある。然しこの問題で最も關心を持つべきは卸賣、小賣の何れを問はず物價の騰勢に物資移動取締緩和及商統會設立が大きいブレーキとなつたことは疑ひない。會つての如く小賣物價の激騰風潮は一應封ぜられた容で大體物價はジリ高の傾向に轉じたと言ひ得やう。

(2) 價格政策は糧食中心に遂行されん……戦時における物價の昂騰は何れの國と雖ども避け得ざるところである。問題は戦時經濟遂行に破綻を來さざる程度に食ひ止めることにある。そのためにあらゆる施策が講ぜられねばならぬ。中支或は上海の物價と雖ども當該地の事情だけで動いてゐるのではない。北支の物價更に重慶政府治下との物價と地続きの關係、行政區域の不明確により絶えず交互に作用し合つてゐるのである。但し當該地の事情が最も鋭敏且つ大きく物價に反映してゐることは多言を要せぬ。

要するに中支の物價問題は食糧品を初め戦時不可缺の重要商品に重點を置き、之等の價格を極力低位におくべくあらゆる施策を集中する以外に適策なく當局の施策もこの方向を指標してゐることは充分窺はれる。即ち第一に食糧を確保して先づ民生を安定し物に對する絶えざる不安を一掃するため、

(一) わが國の萬難を排しての援助により南方より大量食米を中支に繼續供給する。

(二) 本年度小麦作柄の異常豐作に乗じ之れを最高度に利用、地元へ補給する一方現下最大問題の一つたる北支の糧食問題の解決を行ふ。

中北支何れを問はず糧食問題の解決が物價問題解決の一つの核心をなすことは疑ひない。これに續いて更に他の戰時必需品に統制を加へ之等物資を可及的に低位に抑へ諸物價昂騰にプレシキをかけんとするもので、從來の價格政策における暗中模索的或は劃一主義的方針が茲に揚棄されたと見るべきで前述に對して必ずしも悲觀の要なく充分期待が持たれる。

二、不可欠な物と資金の兩面統制

(1) 囤積事件摘發は政治力の浸透……以上の政策と併行して之亦絕對不可欠の對策は物そのものと資金の兩面統制である。問題の投機、囤積の如き勿論國民の經濟倫理の昂揚、權力による徹底的取締り處罰が缺くべからざる事ではあるが、一方斯る行爲をなすに可能なる條件が消滅せざる限りその根絶は期し難い。國府は昨春の幣制統一前、更に本年一月の參戰以來、投機囤積、市場擾亂に對する幾多の取締法令を公布してゐる。然し現實は遺憾乍ら夫等の法令は實效を收め得ず有名無實のものであつた。

次で國府の自主的參戰、わが對支方針の大轉換を契機として戰時經濟體制の確立、商工業金融界民間自主的公會主義統制方針を決定、直に實踐の段階に入つたのである。言ふまでもなく之等の諸方針は官民一體化に重點が置かれた。その結果國府の民間に對する統制力は急速に力を加へた。國府が汪主席の名を以て投機囤積の摘發を命令し更に第一次調査における眞相の公表、極刑を以て臨む囤積處罰條例の公布、戰時民刑特別法の決定、更に第二次検査の遂行の如きは

國府の民間に對する政治、行政力の飛躍的強化浸透の證左でありその時期が到來したのである。

斯る立場において我々は今次囤積事件を一應把握すべきであらう。戰時における物の買占め行爲は極刑に値ひする。

國府はその取締と處罰に斷乎たる態度を保持しており我々としても戰時經濟運用のため徹底的取締りを切望すると同時に夫等行爲の發生すべき物と資金の無統制に極力對策を講ずる必要がある。

(2) 物と資金誘導に流れが必要……上海には尤大なる物資が存在する。但し今後におけるその補給路のなきことに各種の不安が醸されてゐるのである。一時は市内の各倉庫に充滿してゐた貨物は統制の機運濃厚となるやその大半が各個人住宅、或は祕密場所に小分けして藏匿されてゐる。これは明らかに統制の手を逃がれんとする事で更に資金についても同様である。

上海中堅銀行の昨年末現在における預金状態は總預金額に對し定期二〇%當座八〇%となつて既往の四〇%對六〇%に對比する場合、非常な激變ぶり、預金者が定期を一舉に當座に振り替へて資金を投機囤積等に直ちに動員せんと策せるものであるが、更に今次囤積取締強化と共に預金引出制限説に脅え之等當座預金を引出し保管箱を利用して銀行に保管を依頼、以て資金の自由性を確保すべく汲々たる有様である。

斯くの如く逃避を續ける物と資金を完全に統制することは恐らく不可能に近い問題である。一般的に言つて之等一つの流れを與へてそれに依つて漸次統制を加へて行く以外にその方途はない様である。

即ち物資の場合は商統會の活動を俟つて食糧品初め重要物資を強力に統制確保してその價格統制と共に民心を安定せしめ藏匿物資を吐き出させる一方資金については指導的立場に立つ銀行が金利其他につき或る程度の犠牲を拂つて、生

産事業に投資し以て遊資に對してその捌け口をつけることである。既にこれは農村貸付金融團等が結成され早くも實働の段階に入つたことは喜ぶべきことである。

一時終熄してゐた群少金融機關發生風潮が三月以來再び劇しくなつた。曾つて財政部長は今後新規銀行の創立は許さぬ、と言明したことを考へれば甚だ矛盾した事であるが、現在創立せられてゐる銀行は登記手續きの遅れてゐたもので無許可に依る創立ではないらしい。然し一口に言つて銀行は正しく多すぎる。これを放任することは戦時經濟の運用に及ぼす悪影響は想像以上である。過去の經驗が物語つてゐる。その結果、これも銀行の統合整理は行はぬといふ財政部長の言にも拘らず事態の轉移と共に群少金融機關の整理が國府當局に依つて目下眞剣に考慮されてゐる。唯群少金融機關の整理はその性質より見て自主的方法は困難なるべく所詮政府の強制命令を必要とするであらう。

次に之等の問題に關聯して注目すべきは異常高金利問題である。國府當局は當初投機撲滅の見地から高金利政策を採つて來たのであるが、肝腎の物と資金の統制薄弱なるため結局失敗に終つた。投機による儲けは如何なる高金利と雖も採算がとれたのである。従つて異常高金利の是正は投機の撲滅よりほかない。

今まで種々述べたる如き問題に對する諸施策の實施に伴ひ投機分野を漸次狹隘化しこれに對して指導的地位にある金融機關が國家的立場において生産事業へ率先投資することになれば統制外におかれた遊資も自然生産面へ誘致せられるに至るべくこれは一見甚だ迂遠の如くに見えるが、現状に即應せる對策と言ふ可く國府當局としてもこの方針を以て進むものと考へられる。

三、散布資金回収に施策集中

物資及び資金統制並に物價安定及び通貨價值維持等現下の緊急問題は何れも相互に深く關聯するもので、従つてそれ等の施策はどれも相互に不可分の關係を有してゐる。國府の糧食庫券五億元を初め有獎貯蓄、彩票發行も事前準備完了して愈よ近日實施を見る模様であるが、市場散布資金或は過剩購買力を之に依つて吸収せんとするもので、前述の諸問題の解決を圖らんとするものである。戦時經濟運用の進展につれ戦力培養物資の確保は絶對的なものであり、これに伴ひ今後相當の資金が中支に散布せられるものと考へねばならぬ。この散布資金に對して何等かの回收方法が講ぜられなければ戦時經濟の推行は不可能となる。その結果この回収に國府の強力なる政策が實行されんとしてゐることは注目すべきで今後當局はこの方面に各種の措置を講ずる筈である。昨年度は散布資金が農村に停滞し勝ちであつた。その理由は種々挙げ得るが要するに

(一) 農村に停滞して統制力の稀薄化に乗じ投機囤積に利用せられる懸念あると共に農村インフレも考へられ結局、極力上海より必需物資を送付して資金の還流を圖る一方奥地金融網を早急に確立して夫等散布資金の金融機關へ集中される事が必要である。交通銀行が中心となつて奥地金融網の完成が急がれて居り、之れに對して充分の期待を繋ぐものである。

四、其他の重要課題

何れにせよ現地經濟界については國府の戰時經濟の運用方途が實態の複雑化と共に相當混沌し各種重要問題の前途に對する見透し困難の感を與へてゐたが、昨今に至つて急速に方針の明確化が看取され一つの朗色が萌した様に思はれ眞に喜ぶべき現象である。

現在注視の的となつてゐるのは商統會の運用如何であるが、戰時經濟は之れが中核體となつて實踐されるものでありその運用に關心持たれるのは當然である。その成果については現實の運用を俟つて判斷するよりほかないが、絶対に成果を収むべき責任あることを強調する。其他現下の重要問題としては華北對中支の交易及聯銀券對儲備券問題、對日交易機構の問題、治外法權撤廢、租界還付問題邦人經濟界の今後、更に邦商銀行の前途等幾多存在してゐる。

第十六章 殺人的高物價と民生 (七月七日特報)

租界返還と治外法權撤廢は中國の主權恢復である。だが、この目出度い日に現地高物價の脅威を直視する時、慶びを半ば打ち消す憂愁に囚はれるのも亦致方あるまい。果然、六月二十八日開催された日華思想聯絡會議の席上、東亞聯盟の陳孚木氏は

「民衆團體が政府の政策を恰も蓄音器式に宣傳するのは、對民衆工作の本旨に戻る。と喝破し、殺人的物價高に悩む庶民生活に對し烽火を揚げたことは、眞とに愛國の至情だと思ふ。上海に於ける高物價問題に就ては、屢次、報道し又論述し盡くされたところであるが、諸般の經濟統制その緒に就かんとしてしかも物價は殺人的に激騰しつつある折柄、當局者の關心を一層喚起せんが爲め、又識者への參考資料に供すべく本稿を進める。

一、支那事變後に於ける昂騰速度

上海物價の變調は支那事變に始まり、殊に昂騰著しきは東亞戰爭勃發以後であつて、しかも本年三月に至り、愈々

驚倒される様相を呈したのである。その真因はいふまでもなく支那事變に續く世界的戦亂の影響と打撃に他ならない世上、動もすれば高物價のフアクターとして、貨幣の價値崩落、上海人口の増加、遊資の集中、經濟封鎖、奥地物資の供給難、生産力の減少、居奇囤積等を擧げてゐるが、これ等は總て皆支那を含む世界的戦亂の派生的所産と觀るべきではなからうか。そこで本稿は先づ順序として、支那事變（一九三六年）後に於ける物價激騰の速度を検することから始め、物價指數、市場値段、月収と生計費の各項に及ぼさう。

低落歩調にあつた上海物價は一九三六年を轉機として爾後昂騰に轉じた。然し一九三八年迄の昂騰速度は、年二割前後の昂騰率であつて、その後には於ける騰勢に比較すれば遅々たるものであつた。それが一九三九年には六割、一九四〇年及一九四一年には各々十割以上の昂騰率を示し、更に一九四二年五月は前年同期に比し四十割、また一九四三年（本年）五月は一年前に較べ十五割見當の騰率を示現したのである。

二、物價指數と國幣購買力

上海の小賣物價指數を、共同租界工部局調査（甲）及財政部關稅々則委員會調査（乙）に據り、一九三六年以降一九四一年末迄（甲調査）と、一九四二年初當から一九四三年三月に至る迄（乙調査）とに分ち掲出しよう。なぜ二つに分けるかといへば、一九四二年五月に新法幣（儲備券）が舊法幣に代替した結果、これを畫期として、物價指數編成の基準が舊法幣建から新法幣建に改更されたからである。

年	食料品	住	電	被服品	雜品	平均	一元ノ購買力
三六年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	...
三七年	222,226	116,655	114,700	99,550	119,088	119,088	八五、九八
三八年	139,166	195,188	127,377	116,700	150,622	150,622	六六、三九
三九年	191,077	234,211	163,322	148,100	197,522	197,522	三〇、六三
四〇年	460,211	400,144	319,800	272,711	428,355	428,355	二三、三五
四一年	902,799	706,533	641,788	596,322	826,244	826,244	一一、一〇
四二年	1,333,000	1,771,500	4,395,933	1,846,699	2,234,999	2,234,999	四、四七
四三年一月	508,322	2,868,988	5,541,266	2,565,944	3,859,433	3,859,433	二、五九
二月	277,111	3,447,977	5,659,588	3,013,033	4,499,755	4,499,755	二、二二
三月	246,000	4,931,777	6,332,788	4,315,477	5,055,833	5,055,833	一、九八
三六年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	...
三七年	109,211	108,900	120,722	111,488	109,900	109,900	...

次に上海邦人生活必需品物價指數を上海日本商工會議所の調査に基き掲出しよう。

三八年	一二五、三二	一三二、四六	一六七、六七	一一九、五七	一二八、五九
三九年	一五〇、九七	一六九、四一	二二九、三一	一三四、六〇	一五八、二四
四〇年	二九一、六一	二五九、八〇	三九二、七〇	一九三、一〇	二八二、〇七
四一年	三三〇、六六	三四九、七四	五一九、五五	二五五、三七	三三八、五九
四二年	三三八、六三	五七七、一〇	五四六、一八	三三八、二七	四〇一、六〇
四三年一月	三九八、一一	六八九、三〇	五四五、八七	三九九、四九	四六九、七七
二月	四二二、二三	七二三、〇一	五四五、八七	四一五、八五	四九二、二二
三月	四五五、三九	九〇八、六八	五五三、三七	四二七、一六	五五六、二六
四月	五〇二、三七	一、一六一、五七	五六四、八〇	五一三、七四	六四九、〇七

上掲關稅々則委員會及び上海日本商工會議所調査にかゝる小賣物價指數に依ると、法幣建たる華人側に於ては、一九三六年（昭和十一年）から本年三月迄の間に於て、平均總指數が一〇〇、〇〇より五、〇五五、八三と五〇倍強昂騰せるに反し、軍票建たる邦人側では、殆んど同期間に平均總指數が一〇〇、〇〇から六四九、〇七と、約六倍半の昂騰を示現せるに止まることを知り得るのであつて、これは法幣の價值低落に依る通貨不安が、如何に物價を昂騰せしめたか、又物價高に因る生活脅威が、邦人側より華人側に一層深刻（例外はあるも）であることを充分かさせられるのである。尙前表に依り、一元の購買力が本年三月現在に於て、僅か一仙九厘八毛に減少したことから、華人側に於ける小賣物價の五十倍昂騰が立證されてゐる。

三、過去十五年間の邦人生必需品市場値段

邦人生必需品二十二種に就き、昭和三年（一九二八年）以降本年（一九四三年）四月に至る間の市場値段を記せば以下の如し。市場値段は昭和十四年以降圓建で表示せられ、又それ以前は舊法幣建であるから、この點注意を要すると共に昭和十七年五月新法幣が一對二の比率を以て、舊法幣に代替したことを看過してはならない。

(イ) 昭和七年六月迄ハ圓ヲ基準トシテ光相場ヲ算出シ、又昭和八年六月以後ハソノ反對ニ光ヲ基準トシテ光相場ヲ算出ス備考……(イ) 昭和七年六月迄ハ圓ヲ基準トシテ光相場ヲ算出シ、又昭和八年六月以後ハソノ反對ニ光ヲ基準トシテ光相場ヲ算出ス
(ロ) 昭和三年ハ我山東第二次出兵ヲ排日激化シ、ソレガ遠因トナリ支那事變、大東亞戰ヲ勝致セル年。昭和六年ハ銀價、低落絶頂ニ達シタ年。昭和七年ハ第一次上海事變（一月二十八日）ガ起ツタ年。昭和八年ハ國民政府ガ輸入禁止の高稅申テ實施（五月二十二日）シタ年。昭和十二年ハ第二次上海事變（八月十三日）ガ起ツタ年。昭和十六年ハ大東亞戰爭（十二月八日）ガ宣布サレタ年。正和十八年ハ南京政府ノ大戦参加ニ續キ治外法權ノ撤廢、租界返還ガ行ハレタ年デ、何レモ物價ノ變動ニ關係深カラズ。

(ハ) 昭和六年ニ小賣物價ガ急騰セルハ銀價ノ暴落ニ因ル。昭和八年五月ニ高率輸入稅ガ課賦サレタトカラ言ヘバ、輸入邦品ノ市價ガ激騰スベキ筈ナレド、大體保合ヒツ示現シタノハ、銀相場ガ恢復シソノ爲メ相殺サレタカラデアル。

右表の最後に昭和十八年四月となつてゐるが、同年六月現在に於て、小賣値段の昂騰更に甚だしきものは、白米の一〇〇キロ五百六十元（百圓八十錢）鶏肉の百匁八圓五十錢に屈指される。

第一篇		二三三	
後腿	二四・〇〇	精鹽	一・五五
前腿	二三・五〇	鹽	一・四〇
腰肉	二三・三〇	太古糖爪哇砂糖	四・二〇
排骨	二四・〇〇	落花生油	一九・三〇
肋肉	二二・五〇	豆油	一八・四〇
豚肝	一五・三〇	棉油	一七・五〇
△羊後腿	一九・一〇	麻油	一七・五〇
前腿	一六・二〇	菜油	一九・三〇
肋肉	一二・六〇	△牛乳	五・六〇
△水牛肉	二二・〇〇	A字牛乳	五・一〇
臀肉		B字牛乳	四・五〇
		普通消毒牛乳	四・五〇

四、庶民階級の月収と生計費

華人生活に於て小賣物價が一九三六年（支那事變の前年で上海の經濟状態がノーマルなりし年）に比し五十倍強、邦

人生活に於て約六倍半昂騰せるは前述の通りだが、この計算も實は机上の作品であつて、實生活に突入した場合、或はこんなことで追付かぬのかも知れない。いくら呑氣な昔だとして五十分程度の金で喰へる譯はないと云はれるかも知れ
てが、これは十年乃至十五年前の上海の實情知らぬ人の言葉である。その時代にあつては、僅か五十元の月収でも生活
の設計が立派に出来た。昨今はその五十倍即ち二千五百元を手に入れてさへ、なか／＼樂な暮しは出来まい。一例を黃
包車夫にとつてもすぐ了得出来よう。又邦人に就いていへば、生死を賭して戦つてゐる現在、物價面のみを見て生活を論
ずべきにあらず、即ち生命を繋いでゆく以外は悉く國家に奉獻すべきで、その間所謂アイト・オブ・リヴィングなるも
のがあつてはならない。この意味に於て、本項は華人及邦人庶民級の月収を大掴みに檢する一方、生計費に就ては家庭
主義から暫く遠ざかり、單に食つて通るだけでいくら要るかといふ程度の記述に止めたいと思ふ。

先づ華人方面からいふと、昨年春頃工部局産業社會部が調査したところに據れば、一般俸給生活者の月収は五百元乃
至千五百元で、その平均六百八十八元三十八仙を算するが、之れに對し消費額平均は八百八十五元四十三仙だといはれ
ぬ。そこで過去一年間に於ける物價の昂騰が約二倍であるから、消費額も一千七百七十元に達する譯故、夫婦と見
女三名の五人家族に於て、如何に切りつめた生活でも、一ヶ月一千元以上を要すべきは言を俟たない。

次に邦人方面を見るに、年齢、家族數、身分關係等で相當の開きがあることは勿論だが、これも五人家族で消費規正
貯蓄報國てふ嚴肅な生活を営むにしても、月額四百圓乃至五百五十圓はかゝらう。座談會其他で家族一名八十錢宛即ち
五人で四圓あれば、一日のマーケット代は賄へると聞くが、どうも不思議だ。これは市場で四圓一げ出し買ものをし
て見れば直ぐ解ることである。成程朝食味噌十五錢、澤庵二十錢（夜食の分）、菜類（汁の實）少々十錢、合計四十五錢

食パン一個半一圓七十錢、糖又はバター少々十五錢、合計一圓八十五錢、晚食豆腐二丁一圓八錢、鶏卵四ヶ一圓、合計二圓八錢として一日分四圓三十八錢の計算とならうが、一年を通じこの方式で押し通し得るかどうか。そこに工本が要るといへばそれ迄だが、工夫は奇術でないことを承知して置かねばならぬ。邦人側もかゝる生活難に直面する折から、六月二十一日より白米一〇〇キロ五百六十元(百八圓)となりキロ三十八圓の値上が行はれ、洗濯代も二、三割昂騰し、木炭も五圓六十六錢から三十三元三十五仙(約六圓)に、新聞代も三圓から十七元(三圓六錢)に、電車も五〇仙の長區間が七〇仙に、幅の大小こそあれ一列に躍進し、その他未だ發表されないが、煙草、石炭、食油等も、今のまゝで落着きそうもない形勢が窺はれる。

第十七章

華北綿業新體制の構想と推進

(八月二十七日特報)

一、綿業新體制への要請

中國參戰に伴ふ一月九日以後の新情勢の展開は、日華基本條約の主旨に従ひ日本の治外法權撤廢、專管租界返還、在華敵産移管等國府育成上必須條件とみらるゝ重要事項を相ついで實現せしむるの大英斷措置として顯現されるに至つたが、儲備銀行による中支幣制統一援助策として四月一日以降中支における軍票の新規發行停止を實施したことは、從來喧傳せられつゝあつた北支の特殊性に政治的、經濟的稀薄化を豫想せしめつゝ現在に及んだ。すなはち右は具體的に

- 一、特務機關が行ひ來つた對華人政治、經濟、文化指導の中國側への全面的返還
- 二、新民會改組と日系職員の退陣
- 三、軍管理工場および管理敵産の移管
- 四、天津、上海その他租界および北京交民巷の返還
- 五、中國側自身の責任による北支治安維持方針

となつて推進せらるゝことにより國府強化育成策を指向したものにほかならない。のみならず北支産業開發、經濟政策動向としては對日輸出關係産業—物動關係—は従前通り日本側において責任を負ふが其他は可及的に中國側をして運営せしむることとなり、なかんづく最も緊急性を有する北支の食糧對策も國內的には食糧採運社を新設して糧棧および磨坊を統制下に收め中間商業利潤の抑制に即應する收買に當らしむべき國家管理を採るに至つた。北支綿に業もまた右の如き例洩れるものではあり得ず、從來の收買配給統制にさらに生産統制を加へて綜合的綿業統制を實施すべきことは必然的に要請せられたところである。すなはち大東亞戰後日本の北支棉花に對する需要は石炭と並んでいよいよ切なるものがあり、本年二月の物資搬出入制限解除も一つに日本からの輸入物資の見返りとして北支棉花の獲得を確約せしむるためにその目標をおかれた。しかるに北支の棉花は他の土産品と同じくいづれも從來は糧棧、花棧等の商業資本の手を経なくてはその大部分を獲得することはできず、右は商業資本による流通過程の壟斷として、生産者農民の對最終消費遮斷として北支物價の變動に多大の役割をおよぼし來つたことは否むべくもない。

右の如き障壁を排除し綿業の新體制を推進せしむるためには綿業諸機構の改廢統合による一元的統制を實施するのほかはない。かゝる意義のもとに現下斷行せられんとしてゐる北支綿業の再編成は近く新設の華北纖維統制總會の新發足によりいよいよこれを推進せらるゝ運びとなつたことは注目に價する。

二、綿業新體制の構想

既存棉花改進關係諸機構、棉花蒐荷配給統制關係機構、綿製品生産配給統制關係諸機構を統合再編成し、もつて北支纖維資源の培養増産ならびに改良を推進助長せしめ、これが出廻りを確保し東亞綿業基地としての北支の地位を強化せしむると共に、纖維製品の生産を高度化せしめ、これが配給を適正ならしむべく意圖されたのが今回設立をみんとするに至つた華北纖維統制總會の構想であり、その終局目的が戦力増強ならびに一般民生保持上不可缺である纖維品の供給に遺憾なきを期するにある事は横説を要しない。すなはちその基本的構想としては北支棉産地帯を數箇のブロックに分ち、各ブロック別に既存日華綿業關係機構ならびに商社を統合再編成の上に適正に配習することによりその生産棉收買消費の一元的運営に當らしめんとするもので、かゝる企業體の創意と責任とにおいてこれを供出せしむるほかに舊套を打破し戦力増強のため緊急〇〇棉花供出成果を擧ぐべき方途なしとの結論によるものである。然して右の如き棉花の生産ならびに收買の指導統制分野においては中央機關たる華北纖維統制總會の傘下機構として中國財團法人華北棉産改進會を創設し、既存統制機構たる華北棉産改進會、北支棉花協會（華北綿業振興會）各地區綿業委員會を統合して日華合體の強力な中核體たらしめ、收買、配給、消費部門と改進事業との相互分立ならびに機能重複の舊態を打破し有效にして一貫的な統制を實施しようとするものにほかならぬ。

三、棉産改進會の新性格

かくて華北棉産改進會の新性格は、各地區棉花開發擔當業者の生産、收買ならびに改進事業を指導統制するとともに

に自ら必要の事業を運営するものとし、必要に応じては右開發關係擔當業者との共同出資のもとに棉花改進上必要な事業を經營せしむることも考慮されるもの如くである。かくして改進會の事業および統制は

一、改進事項

二、收買事項

の二部門に要約されるが一に關しては、(イ)棉花の作付割當、(ロ)棉花特種圃の設営、優良種子の増殖、(ハ)特殊指導村の設営、優良種子の増殖、(ニ)棉花優良種子の供與ならびに肥料、農用藥劑、農器具、食糧の配給または助成、(ホ)棉作資金の融通または助成、(ヘ)墾井および灌漑事業の施行、(ト)棉作技術員の養成、(チ)棉作の指導、宣傳、(リ)棉作模範農場の設営、經營、(ヌ)保健醫療施設ならびに文化工作の實施、(ル)植棉奨券の發行および配布、等を實施すべく意圖せられ、とくに(ニ)以降(ル)までの事項に關しては地區開發擔當業者の協力が豫定せられてゐる。二、に關しては(イ)棉花棉實買付價格の設定、(ロ)地區別棉花棉實買付數量の割當、(ハ)棉花棉實の買付、(ニ)練綿工場設置經營、優良種子の確保、(ホ)棉花棉實買付資金の融通、(ヘ)棉花棉實の檢査および格付、(ト)棉花棉實の輸送統制等が豫定され、とくに(イ)(ロ)(ホ)(ヘ)(ト)は改進會自體による實施が意圖せられてゐる。然して改進會との關係において豫定せらるる日華綿業商社および合作社との聯繫は、前者は地區開發擔當者またはその從屬乃至下請業者として本會の統制下に進むものとし、合作社は本會の統制および事業實施に當り本會と同調すべき立前にあるが、改進會はさらに華北農事試験場に附屬する棉花原種の生産關係施設を逐次吸收すべく、棉作地區設定に當つては既往棉花生産出廻りの實績ならびに行政區畫を勘案して左の八地區に區分せらるることになつてゐる。

すなはち保定地區、石門地區、邯鄲地區、彰德地區、冀東地區、德縣地區、魯西地區、魯北地區であり、山西、徐州海州は特別地區として別途に措置されることは食糧收荷における採運社の地區と相通するものがある。

右の如く棉産改進會は棉農保護育成をもつて棉花増産の根幹とする新性格のもとに棉花處理改善方策の更新をもつて棉産改良の基調となすが、とくに棉養の利潤増進に意を注ぎ植棉意欲を助長せしむることは、最近の食糧對策における農民育成策の推進と相關聯し、都市重點策から農村重點策への移行として注目されてをり、北支綿業生産、收買、配給を一元的に統制するための最も強力な中核體としての將來を負擔されてゐる。

四、紡織工場の管理機構

北支紡織工場の管理機構として豫定されるものは從來の華北紡織工業會を改組擴充せる同名の工業會で、在北支紡織紡織工業(染色織布を含む)の生産施設を整備高度化するとともにこれを強力に管理統制し、別個に設立される紡織製品の配給統制と相俟つて織維品および同製品の生産配給を物動計畫に照應せしむることを目途とするものである。すなはち北支紡織を四ブロックに分ち、各ブロック紡織の創意と責任とにおいて地區別棉花の増産、改進、收買を間接的に促進せしむるとともに原棉處理の合理化、紡織生産の計畫化および特需織維品(綿質を含む)ならびにその製品の供出をなさしめんとするものであり、その原棉購入に關しては「華北棉花の生産並收買推進實施要綱」により規程せらるるところに準ずるものであるが、紡織工場の所要する織維製品の原料―織維屑―購入に關しては華北織維協會の統制に

服することとなつてをり、染色ならびに織布工場は紡績工場をして可及的に吸収統合の上従屬乃至下請工場たらしむるとともに、日本内地遊休施設—特に〇〇向け製品の生産設備—の移駐はこの面から要請されること久しきにおよんでゐる、なほ絹、人絹、毛紡織工場ならびに製棉工場はこれを數個のブロックに統合せしめ、ブロックを一單位として華北紡織工業會に加入せしめる方針であり、紡織製品の販賣價格に關してはプール平準制を採用すべく、その價格は統制總會の承認を受けることにならう。なほ粗毛赤棉および廢棉等製棉工場の原棉收買、配給統制は本工業會の指示または工業會への登録を俟つことなるべく、紡織製品の配給に關しては「纖維製品配給統制要綱」に準據することになつてゐる。

五、纖維公司の創設

戦力増強のための纖維製品重點配給制農産物收荷促進のための見返制、民生保持のための定量制當制を中核とする纖維製品の配給機構確立に關し、特に重點特需配給實施機構としては北支纖維公司の設立が豫定せられ八月四日その第一回發起人總會が開催されたことは既報の如くで、その設立總會は去る十六日に開催されたが、資本總額は當初一億圓を豫定されてゐたが都合により六千萬圓に修正された。その運営に關聯して、一、北支那開發會社はその關係會社中特需部門に指定された事業部門の期別需要量を取りまとめ本公司に提示すべきこと、二、本公司は〇〇に對する期別重點生産配給計畫をたて、その配給に當ること、三、本公司は農産物見返纖維品の地區別割當計畫をたてその配給を行

ふべきことなどが豫定せられ、見返品配給の場合は代行商社を設定し、とくに農産物生産收買統制機關との緊密な連絡をとるべき使命を有し、纖維製品放出の場合は消費規正、適正價格維持の立場から、切符制が採用されるものと觀られる。

北支纖維公司是中國公司法に基く普通法人としての設立を豫定され、特需纖維品および同製品の買付、管理、配給を統制するのみならずその輸移入および附帯事業を統制するもので、北支棉花會社および華北纖維協會綿絲布購入組合は本公司に吸収統合されることになつてをり、政務委員會管理のプレス工場も同会社が委託運営する豫定でありその事業内容を配列すれば次の如くなる。

一、棉花棉實關係

(イ)〇〇用棉花の一手買上、保有、(ロ)〇〇用棉實の買上、保有、加工、(ハ)棉花、棉實の〇〇供出站輸移出、(ニ)棉花の繁殖、荷造並保管業務、(ホ)その他右附帯事項

六、纖維製品關係事項

(イ)〇〇用纖維製品の紡績並加工(委託紡績並加工)、(ロ)〇〇用棉製品並纖維製品の買付配給並輸移出、(ハ)その他附帯事項

なほ本社は北京に設置されるが支店、出張所は北支主要都市および上海、東京、大阪等に豫定されてをり、資本構成は日華同率である。

七、纖維協會の改組

北支纖維公司創設に伴ふ重點配給と關聯して纖維製品配給機構を整備統合するとともに、布帛關係工場を再編成しもつて纖維製品の適正配給ならびに適正價格の維持を期するため、從來の華北纖維協會を改組して中國側の創意と責任における自主的纖維統制を尊重すべき日華合作の機構たらしむべく意圖され、これが組織は配給部、工業部、輸入部の三部門が豫定されてゐるが、從來の綿絲布購入組合が北支纖維公司に吸収統合されることは前記の如くである。その業務として豫定されるものうち主要なものは、(イ)紡織工業會員の生産紡織製品および纖維公司の輸入せる綿製品中○向を除く部門の買付並配給、(ロ)購入原絲布の工業部經由製造加工業者向け販賣、工業部員の生産統制、纖維公司の要請に應じての賃加工(工業部)纖維製品の搬出入統制等であり、中南支からの移入纖維製品および同製品ならびに纖維製品の輸移出統制に關してはほかに考究される方針である。

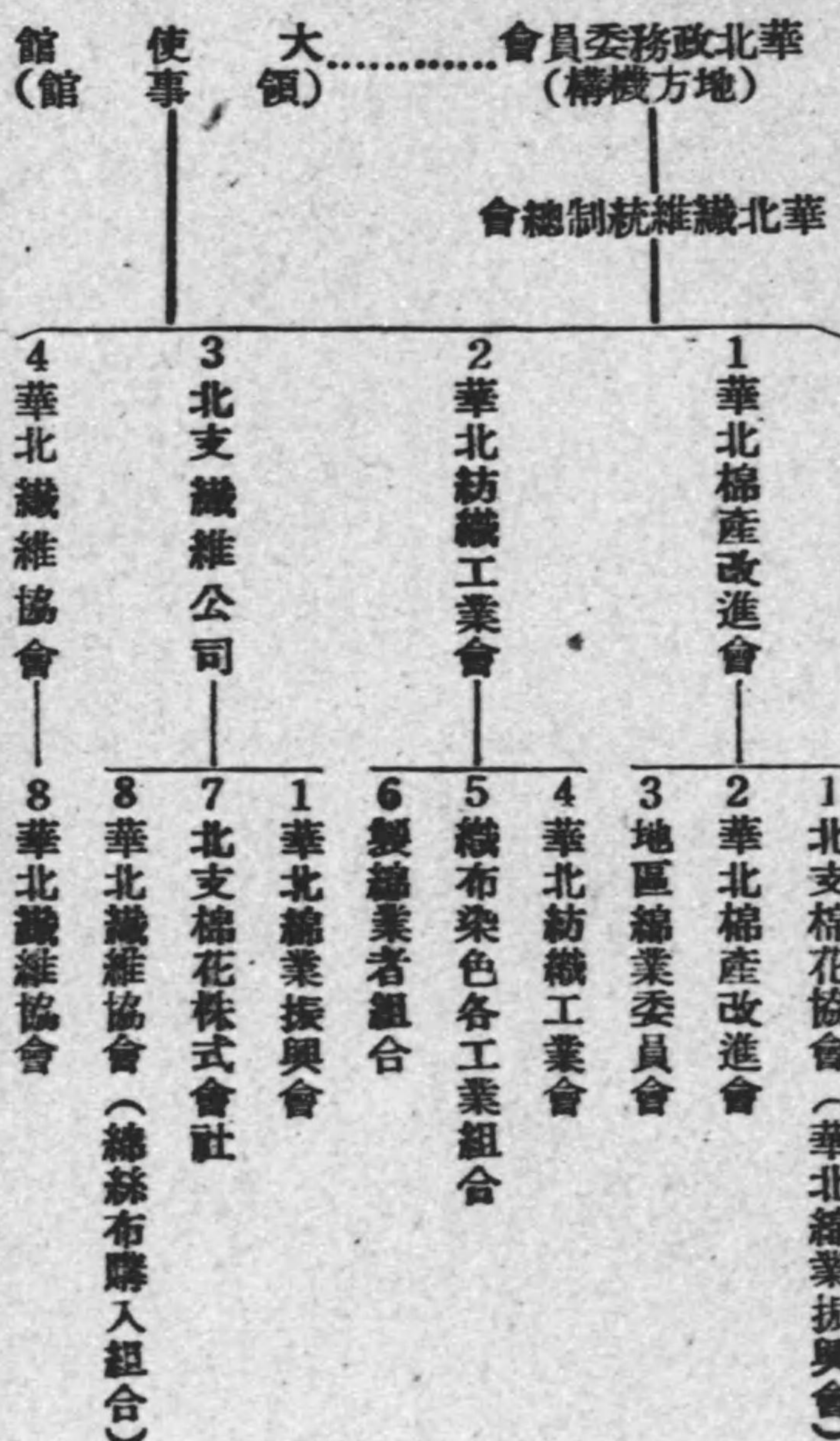
八、むすび

以上が新設を豫定せらるゝ華北纖維統制總會および傘下各機構の概要ならびに北支綿業新體制への構想であるが、さし當り創設の運びに至つたのは北支纖維公司のみであり、他の諸機構が創設乃至改組されて整備を終るには當分の日子を要すべく、その新たな機能を一元的に發揮するに至るのは早くも明年以降であらうと觀察される。しかしさきに食糧採運社の創設による食糧機構の展開あり、いまた綿業新體制への諸機構も概ねその基本的準備を終へて發足への手前

にあり、北支經濟における二大部門が從來の構想から根本的な轉換を開始するに至つたことは國府參戰後における多大の收穫とみられ、とくにこれら諸施策を通じ從來ともすれば顧みられなかつた農村評價の再認識により土産品生産性昂揚に拍車を加へんとしつゝある事は北支經濟にとつて畫期的な意義を有するものとみられる。

(附) 北支綿業新體制要圖ノ一

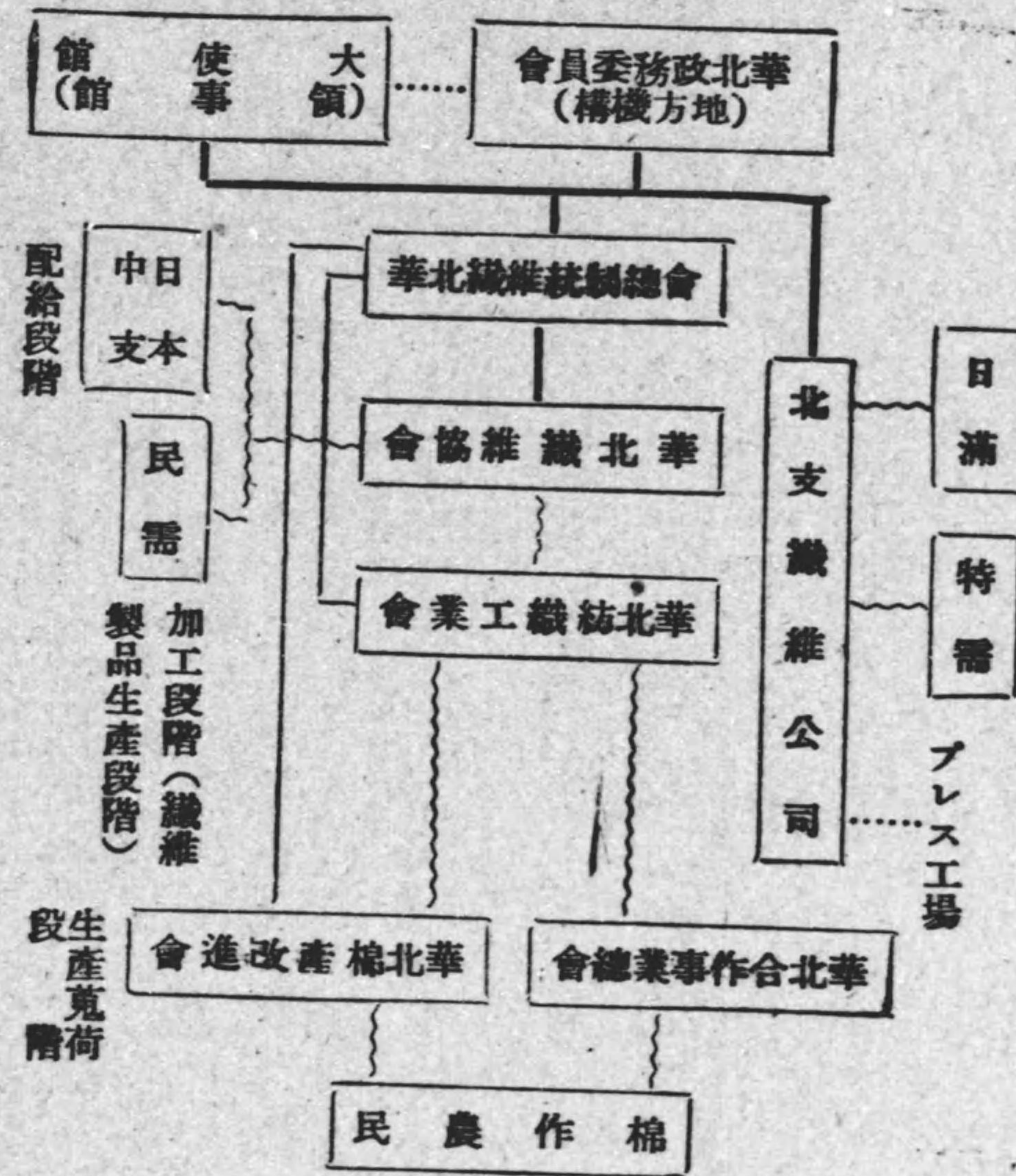
(舊機構ノ新機構へノ統合方向徑路表)



(註) ——ハ統合徑路ヲ示ス。——ハ新機構ノ指令連絡系統ヲ示ス。……ハ指導ヲ示ス。

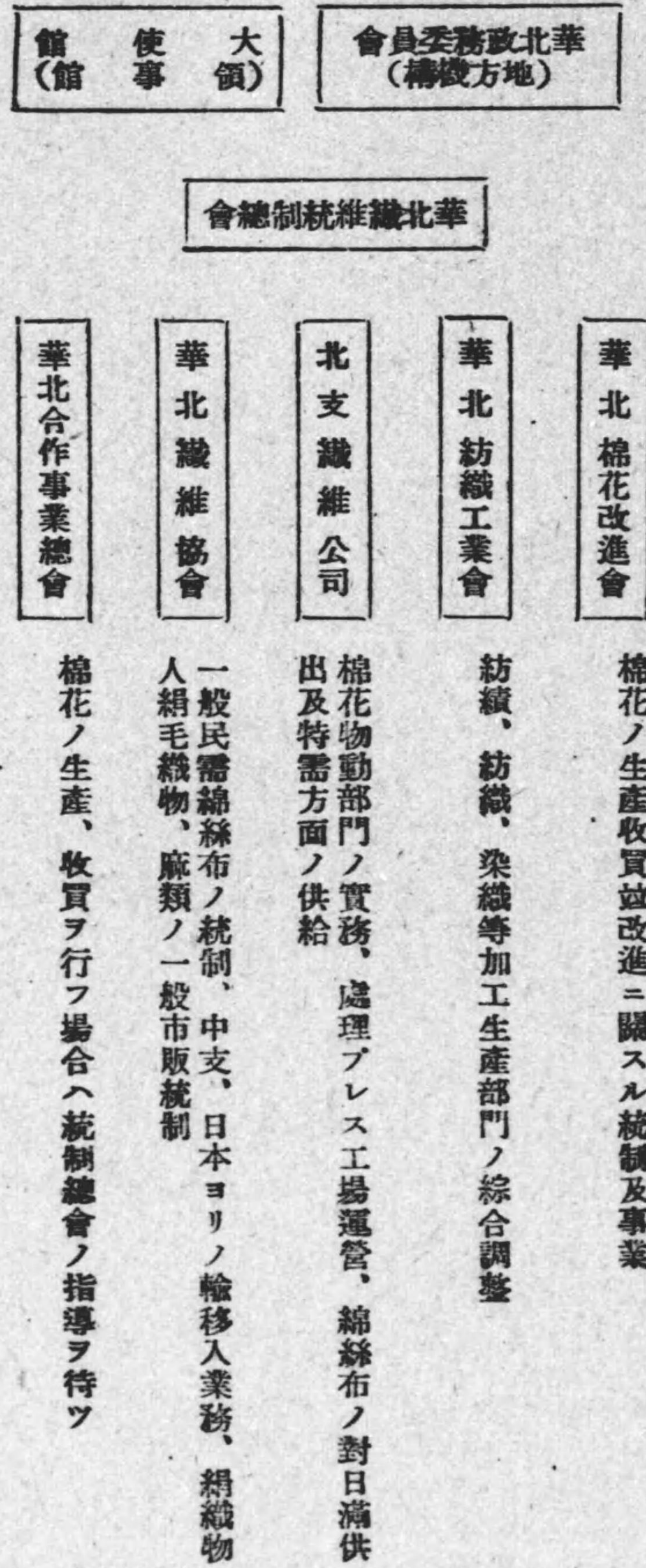
北支綿業新體制要圖ノ二

(段階別機構關係徑路表)



(註) —ハ指令系統ヲ示ス
 ——ハ連絡系統ヲ示ス
 ~~~~~ハ交流系統ヲ示ス  
 .....ハ指導ヲ示ス

北支綿業新體制要圖ノ三  
 (機構別事業內容概要表)



## 第十八章 中支に於ける統制會の性格並に現況

### 一、現地統制會建立の意義

近代中國經濟に於て現在ほど痛切に華側經濟人の自主と創意に基く中國經濟の再建設が必然化された時代はない。全國商業統制總會の設立の意義も、かゝる觀點よりせば頗る重大である。而して中支を主體とする中國經濟界が統制物資の收買、配給、國內各地域物資交流の運営、輸出入物資の供給軍需物資の確保等の當面の緊急化された要望に應ずべく力強く活潑に再編成されたのである。即ち商統會の下部組織に四專業委員會と二十二品種別同業聯合會が快速調を以て設立され統制經濟に即應すべく一應の體制が完備されたわけである。以上の情勢に鑑みて米英徹底的擊滅へ日本戰時經濟に一直線に結びつく物動關係の重要物資部門の業界に於ても何らかの形體のもとに一元化された統制機構體の確立を計らねばならなかつたのであるが、物動關係の重要物資として日本戰時經濟へ直接的寄與するその用途、性質の重要性から別途の方法で、重要物資部門は重要物資として独自の立場に於て運営せねばならなかつた。かくてかゝる原因が遂に表面化して現地統制會の設立となつたものである。而して中國經濟に於ける日本側統制機構には一方に於て日商同業聯合會があり、又他方に統制會があり、之を現實面より見たる兩者間の關係及相違點は何であるか、之をより具體的

に言へば、即ち日商同業聯合會は民生必需物資部門により全國商統會の下部機構として設立されたもので、その事業運営は勿論商統會の制定したる法規の下になさねばならないのであるが、統制會は以上述べた如くに物動關係の重要物資として日本戰時經濟との直接的關聯から商統會下部機構及び商統會の法規により除外されて居り、茲に兩者間の大いなる本質的相違點があるのである。さて統制會設立への實際的動勢として去る三月末より大使館當局の積極的指導、監督のもとに各々重要物資部門の非鐵金屬、鐵鋼、機器、木材、化學藥品、ゴムの各業界が一致協力のもとに統制會を設立すべく諸具體案樹立に邁進したのである。

### 二、現地統制會の性格

物動關係たる重要物資部門は他品種別部門の民生必需物資に對して直接に日本戰時經濟へ寄與する重且大なる任務を擔負つてゐると云ふ性格から、重要物資は重要物資として独自の立場に於て業界機構の再編成をなし統制會を設立すると云へども、大東亞共榮團建設の重大なる一翼を擔つてゐる中國經濟に對し協力せねばならないことは勿論のことであると共に、中國經濟と密接不離の不可分的關係にあつて獨り孤立できるものではなく、道義理念に光被したる日華親善日華合作、同生共死の窮極の目的を果たさねばならず、現地第一線の重且つ大なる責任がその雙肩にかゝつてゐるのである。従つて統制會はその形態は内地統制會と同じくするも、その性格は自から内地統制會と異なるもので現地統制會としての自立自主性が茲に現はれて居るわけである。即ち内地統制會は重要産業團體令に基いて國家的見地から設立さ

れたもので現在既に商工省、厚生省、農林省等の關係各省より或る程度の權限委譲を受けてゐるのであるが、現地統制會は以上の如く重要産業團體令に基いて設立されたものでなく、従つて法的根據も亦稀薄である。故に現地統制會と内地統制會との本質的相違がこゝに明確に觀取されるわけで、近き將來に於いて現地統制會が果たして正式に重要産業團體令に依りその設立根據を法規化されるかは目下のところ頗る疑問視されて居るが、實質的に内地統制會と同様の權限を持ち得るか否かはどの程度に於て現地當局より權限委譲されるかに依つて決定されるのである。従つて内地統制會に於て見受けることの出来ない現地統制會の尤も特殊性を形成するものは大要左の如くである。

一、中國經濟に寄與すると共に華人側業者と全面的協力をなし大東亞共榮圈建設工作に参加する。  
 一、敵國米英完全擊滅へ激闘する日本戰時經濟に貢獻するため、止むを得ざるものを除いては對日輸入依存を脱却し現地原料により自給自足して強力に生産増強を具現する。

かくて以上の性格と目的から物動關係の現地統制會が或る業種は既に設立され、或る業種は目下設立中である。即ち既に設立したものは華中非鐵金屬統制會、華中鐵鋼統制會、華中木材統制會、華中機器統制會、現在設立中のものは華中化學藥品統制會、華中ゴム統制會である。

### 三、現地統制會の概況

依つて以下各現地統制會の成立經過及びその概況を記述せん。

#### イ、非鐵金屬部門

華中非鐵金屬統制會は大陸産業、古河公司、三菱商事、三井物産、上海金屬の五社が發起人となつて七月二十三日に設立された。而して監督官廳の指導、監督の下に中支に於ける非鐵金屬に關する業者の綜合的運營を計り且業者の相互の協力を圖るを以て目的として、その本格的事業を展開すべく諸準備を進めつゝあるところ、現在に至つても中支故銅組合（假稱）が設立してゐないため統制事業は幾分の支障は避け得ざる現状にある。むろん現情勢下にあつて故銅の獲得は死活問題になるが、故銅收買は華人側蒐買業者の手を経て獲得される關係から常に華人側との全面的協力が不可欠となつてゐる。

△組織 中支故銅（假稱目下設立中）華中非鐵金屬工業組合第一部及び（第二部）華中非鐵金屬販賣組合、主中非鐵金屬輸移出入組合を以て組織す

#### △役員

理事長 前田壽保（上海金屬工業株式會社代表取締役）  
 常任理事 藤野清太郎（三菱商事株式會社上海支店長）  
 理事 福富重治（大陸産業株式會社代表取締役）野口三郎古河公司上海販賣店長）  
 藤井重治（公和製鋼社長）加藤弘吉（和興煉鋼廠社長）中山保之（株式會社中山鋼業所代表取締役）田所眞喜雄（田所製鋼社長）

#### △事業

- イ、需給の調査並に調整に關する計畫の設定及び遂行
- ロ、原料の獲得、製造、配給及び輸移出入に關する計畫の設定及び遂行
- ハ、價格の調整
- ニ、技術の向上、能率の増進並に規格の統一
- ホ、他の團體との連絡並に協力
- ヘ、其他事業遂行上必要なる事項

ロ、鐵鋼部門

華中鐵鋼統制會は大東亞戰爭完遂を期し中支に於ける自主的鐵鋼業の確立を期する爲鐵鋼業の綜合的統制運営を圖り且中國側鐵鋼業及日本鐵鋼統制會並に北支、滿洲の鐵鋼業に協力するを目的として七月二十七日に設立された。現在現地材に依る自給自足と増産を目指して諸統制事業の推進を常任理事會が實施中であるが、この常任理事會は鐵鋼部門の任務の重要性に鑑み採用されたものである。

而して鐵鋼生産工場は現在のところ華人側になく邦人業者の獨占的事業であるだけに、華側加工業者に於ても今後における同會の事業推進に依る増産は非常に期待されて居る。

△組織 本會は鐵鋼の生産業者及輸移出入業者配給業者並に製鐵原料たる鐵鋼、マンガン、鑛及鐵屑配販に關する事業を管む者を以て組織する團體（以下鐵鋼業と稱す）にして監督官廳の指定したるものを以て之を組織す。以上の規定に該當せざるも鐵鋼業に關係あり監督官廳の承認を受けたるものは之を會員と看做す。

△役員 常任理事 四名、佐々木千太郎（中山鋼業廠玻璃課主任）米田義雄（日亞鋼業廠事務取締役）石川由吉（三井物産金物課長）岡村小太郎（亞細亞鋼業株式會社事務取締役）

なほ同統制會は鐵鋼統制運営上その目的の達成を圖り事務のため推進を期するため事務局分掌規程と統制規程を設けた。

即ち事務局内に一、總務部（總務、企畫、調査）、二、原料部（鑛石、地金、燃料）三、生産部（生産、資材、勞務、技術）、四、配給部（計畫、調整、管理）を設置したが、其の統制規定と共に期するところの目的は、（一）鐵鋼に關する原材料、配給、生産計畫の設定及遂行、（二）鐵鋼の需給調整及價格、（三）事業の整備確立と資材、資金の確保調達、（四）技術の向上、能力の増進、規格統一、經理改善、（五）統制指導及検査と調査研究等である。

ハ、木材部門

華中木材統制會は中支に於ける木材及加工品合板の一元的な移輸入、現地調達または加工をなし軍官民需に對する配給を低廉且圓滑ならしむるを目的として七月三十日に設立された。而して現地木造船の建造に一般生産資材確保の點から云つても統制會としての當面の問題は如何にして敏速かつ潤澤に現地材を調達するかに歸する。即ち之れが調達方法として同會の下部機構に生産組合（蒐買）を新たに設置した。同生産組合の設置並に人的構成については一部の代表邦人業者を中核體として全面的な生産活動には華側關係業者を以て當らしむる。さらに同統制會規程に基く民需用材の圓滑なる配給實施には生産組合と並び同會内に小口配給組合（假稱）を新設し一般民需用即ち修理、加工建築資材の圓滑なる配給を行ふことになつてゐる。

△役員 理事長 小野光次(前三井物産株式會社上海支店木材部長) 専務理事 川久保辣夫(舊木材組合主事) 理事 山本正男(三井物産株式會社上海支店長) 藤野清太郎(三菱商事株式會社上海支店長) 瀨部伊三郎(岩井産業株式會社上海支店長) 長谷川靜夫(安宅産業株式會社上海支店長) 中村益美(株式會社大二木廠取締役) 住友優(株式會社壽司取締役) 監事 鈴江勝(上海復興産業株式會社代表取締役) 三澤瀨之(三興株式會社上海支店長)

△事業

- 一、中支に於ける木材同加工品、合板の需要額の査定及其の調整
- 二、木材、同加工品及合板の一元輸入
- 三、現地木材及同加工品の蒐買
- 四、木材、加工及合板の一元處理
- 五、木材、同加工品、合板並に薪炭用材の配給
- 六、木材の保管運搬を爲すための共同設備の保有運營
- 七、木材の適正價格の審査並に實施
- 八、中支那森林資源の培養並に増殖に關する指導
- 九、前各項に必要な諸調査
- 十、關係當局の諮問に對する答申
- 十一、關係統制團體との連絡協調

十二、其他本會の目的達成に必要な事業

(註) 事務所上海黃浦灘路十二號橫濱正金ビル二階(電話一九五九四番)

### 二、機器部門

華中機器統制會は中支那振興會社を中核體として強力にして弾力性ある、眞に中國經濟への寄與と日本戰時經濟への貢獻に自給自足の自主權と増産の達成を圖るため、理想的な生産、配給、輸入の一元統制機構として八月二十五日に設立された。

△目的 中支に於ける機器の需給調整並に之が生産配給に關する事業の(以下單に當該事業と稱す)確立を期し以て其の綜合的統制運營を圖り現地國策の遂行に協力するものであり。

△組織 組織は機器の製造販賣並に之が配給業務を管むもの及機器の實需者及當該事業を管むものを以て組織する團體にして監督官廳の指定したるものとなつてゐる。

同統制會の運營に關しては上海鐵工業組合、中支電氣機器工業組合、中支自動車製作組合の三生産部門に華中機器商組合が團體加盟、さらに中支那振興會社の参加を得て需給調整の完備化に萬遺憾なきを期してゐる。

△役員 理事長 植場鐵藏(中支那振興株式會社副總裁) 理事 勝田俊治(大陸重工業株式會社取締役) 村川善美

(亞細亞鋼業株式會社取締役社長) 山本正男(三井物産株式會社上海支店長) 菱田逸次(上海工業株式會社重役) 監事 西川秋次(株式會社豐田機械製造廠代表取締役) 新井勝次郎(株式會社新華電機工廠代表取締役)

指定會員は鐵工八、電機器四、機器十二、自動車三、これに中支那振興會社を加へて計二十八社が八月二十日附で大

使館當局より正式に指定された。

指定會員 大陸重工業株式會社、株式會社日本機械製作所、上海工業株式會社、江南造船株式會社、亞細亞鋼業株式會社、豐田機械製造廠、上海精密機械工藝社、東工精密株式會社、新華電機工廠、松下電業株式會社、上海細田貿易公司、東光電機株式會社上海工場、華中豐田自動車工業株式會社、日産自動車株式會社上海支店、中華興業株式會社、岡谷商店上海出張所、三井洋行、三菱公司、日立製作所上海出張所、福昌公司、日本電信電話工業株式會社上海出張所、安宅産業株式會社上海支店、東京芝浦電氣株式會社上海出張所、沖電氣株式會社上海出張所、中支那振興株式會社

統制會の事業は畢竟するに生産資材、設備、資金、勞務の綜合的需給調整並に統制指導、更らに技術の向上能率増進規格統一等現下生産増強に必須條件を主眼に運営、現地國策の遂行に協力し現地機器界への昂揚に萬全を期してゐるのである。

#### ホ、化學藥品部門

華中化學藥品統制會は物動關係重要物資六部門の工業藥品、塗料、染料、顔料、セメント、パイプの所屬業者を構成員として設立せるが、現在設立遅延状況にある。その原因は他統制會の事業品目及用途の單一的性格に比較して相當複雑多岐に互る本質的性格の相異が挙げられるわけである。即ち

一、化學藥品部門の業は種々雑多で、特需向を主とする品種もあれば民生必需物（民需特需物）の中間的品種もあり、また特需物一割民需物九割と言つた品種もあつて、その向先の判定は鐵鋼、機器、非鐵金屬の如く簡單でない。

一、化學藥品部門の現地生産、自給自足はその性質上からして、また全體から考慮して約一割程度にすぎず大半のものは輸入に仰ぐ現況にある。

一、従つて貿易聯合會の事業運営と化學統制會の事業運営との統制事業接觸を如何に調整し連絡するかに難點の一原因があげられる。

一、將來の問題として民生必需物を主とする品種も相當あるところから當然商統會との關聯があるわけで、商統會對して如何なる方法で調整を行ふか。  
以上が主要原因を形成してゐる。

なほ同統制會の機構は多種多様に互る業種に依る内部組織の複雑性から實際運営は別個に下部機構に實施團體として協議會を設置することになつてゐる。いづれにしても同統制會も近く設立をみる筈であり、役員も既に内定をみてゐる。

#### ヘ、ゴム部門

華中ゴム統制會の設立は日華ゴム同業公會が中核體となつて強力に進められつゝあり、定款その他の設立に關する諸準備も既に完了をみてゐるので他統制會の設立進展に睨み合せていよゝ近日中に正式設立することになつてゐる。

(註) 假事務所、上海圓明園路九七號

## 四、結 語

以上の如く各々現地統制會の設立を計畫せし當初（三月）に於ては貿易聯合會の設立が全然考慮されてゐなかつた。又豫期してゐたとしても如何なる形體のもとに發足するか不明であつたと言つた方がその真相に近い。かくて貿聯設立後の現在に於て當初計畫せし統制會の設立主旨並に事業内容は幾分變化をみてゐることは確かなことである。さて化學藥品部門に於て述べた如く、各統制會が強力にして圓滑なる諸統制事業の推進、達成をなす場合に貿易聯合會の統制事業と抵觸する面があり、この間の調節を如何なる方法で行ふか、また近き將來に於ける問題として商統會との關聯も否定できない。勿論統制會と貿聯及商統會との抵觸する面は、兩者間の緻密なる連絡と協調精神に依つて解決するものと見られるが之れが關係業者の尤も注目してゐる點である。

## 第十九章 匯申相場下落の原因を衝く

四月一日以降華中に於ける軍票の新規發行停止に伴ひ聯銀券の儲備券百元に對する相場が十八圓と公定されて以來匯申相場は暫く二十三圓臺を維持して來たが、六月上旬より軟化し始め、最近に至つて十八圓迄急落したことは注目すべき現象であると云はなければならぬ。

匯申市場は華北中經濟を結ぶ金融ルートとして大きな力を持ち華北における爲替機構の統制外自由市場として独自の動きをなして來たものである。従つて匯申市場の存在は聯銀券工作に對し兎角障害となり勝ちのため、匯申取引は法規を以て嚴禁され、當局取締の對象となつてゐるのであるが、然し華北中の如き接續地帯で而も華北經濟が華中に依存するの度強く、且つ資本その他貿易外資金の移動ルートが公開されてゐなかつたため、是等取引は依然闇市場たる匯申市場を通じて潜行的に行はれざるを得ず、其の取引状態が端的に匯申相場へ反映してゐたと云ふことが出来る。斯る事情に因り、最近における匯申相場下落の経緯に就き考察を行ふ以前、一應匯申市場における取引内容を検討する必要あり、又これに依て相場變動の事由は自ら明かとなるものと信ずる。匯申市場における主要取引は、大體左の通り分類することが出来る。

## 一、貿易關係

(イ) 特別圓爲替集中制に基く輸出入の決済に申す迄もなく華北に於ける貿易は聯銀集中制に依る特別圓爲替をもつて行はれることを原則とするため、輸出入業者は總て集中制所定の手續に基き取引を行はなければならぬ。然し乍ら對華中貿易に大きな地歩を占むる華商の大部分は特別圓の何たるかを辨へず、専ら安易な方法に依らんとし茲に集中制事務に精通し、特別圓爲替操作を自己の危険に於て行ふを專業とするリンクディーラーを發生せしめる結果となつた。即ち輸出業者はリンクディーラーと結託し特別爲替集中手續に關しては一定費用支拂の上リンクディーラーに總て委せ、且つリンクレート變動に伴ふ爲替危険を負ふことなく輸出入の決済を匯申市場經由で行つてゐるのが普通である従つて輸出入採算相場としてのリンクレートと匯申相場とは何れも貿易状態を顯現するものであり、且つ聯銀券對儲備券の完全な自由相場であるため、兩相場は相互に影響し合ひ、大勢に於て其の變動は同一の基調に立つものと云ふことが出来る。

(ロ) 密貿易に輸出入が總て爲替集中制を中心とする統制下に置かれて來た結果禁制品其他商品の密貿易に依り高利潤獲得が行はれてゐることは想像に難くない所で匯申取引に於ける大きな部分を占むるものと一般に云はれてゐる。

(ハ) 無爲替輸出入に從來華北に於ては無爲替輸出入は極度に抑止されてゐたものであるが、本年五月初旬行はれた聯銀發表に依れば、無爲替輸出入の取扱が寛大となり、取引範圍が以前に比べて著しく擴大されたので、取引の進展に伴

れ將來匯申取引の増大を齎らすことゝならう。

## 二、貿易外關係

(イ) 郷里送金始め一般送金

(ロ) 匯申相場變動の利益を狙ふ爲替賣買

(ハ) 上海に於ける商品株式投機を目的とする資金の流出及び其の逆流

(ニ) 資金の安全地帯を求めての移動

以上匯申市場は貿易及び貿易外關係資金移動の殆ど全部を包含し華北中間貿易金融ルートとして大動脈をなしてゐるものである。多分に投機的性質を帯び、經濟政治外交總ての情勢を織込み、其處に唱へらるゝ相場が敏感に變動する所に特徴を見出し得るものである。

匯申市場における取引が潜行的に行なはれ、其の實情に關しては、關係取引者以外窺知することすら許されぬため、假令匯申相場の動きを知り得ても其の原因たる直接の事情や取引状況は推測に止まらざるを得ない。二十三圓臺に一應落着を見せてゐた匯申相場が最近十八圓臺に低落した足取りを左に擧げ此の間の事情を觀察することゝしよう。

匯申相場

リンクレート

二月二十四日

三五圓

五〇圓半



|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 三月一日   | 三〇圓五〇 | 五四圓     |
| 同 五日   | 二九圓一〇 | 五五圓     |
| 同 二十五日 | 二四圓   | 六四圓半    |
| 同 二十六日 | 二三圓六〇 | 六五圓半    |
| 四月十四日  | 二四圓   | 六五圓半    |
| 同 二十九日 | 二三圓   | 六六圓     |
| 五月十二日  | 二四圓三〇 | 六六圓四分ノ一 |
| 同 二十日  | 二三圓四〇 | 九六圓半    |
| 同 三十一日 | 二三圓一〇 | 六九圓     |
| 六月八日   | 二三圓   | 七〇圓半    |
| 同 十一日  | 二二圓九〇 | 七五圓     |
| 同 十四日  | 二〇圓五〇 | 七七圓     |
| 同 十六日  | 一九圓八〇 | 八〇圓     |
| 同 二十三日 | 一八圓四〇 | 八一圓     |
| 七月一日   | 一八圓   | 八二圓半    |

右の如き匯申相場急落の原因は華中に於ける物價昂騰と搬出許可發給不圓滑に基く華北側輸入不振並に華北に於ける

食糧政策と相俟ち十八圓公定相場強行豫想に基く資金の還流にあるものと考へられるものである。華北に於ては昨午秋以來の食糧不安人氣によつて、食糧品物價の昂騰が先づ起りこれに引續いて諸物價昂騰したので、豆粕始め雜穀の華中よりの輸入が非常に有利なため、特別圓爲替に依る對華輸入の大部分を占める状態であつた所が五月に入り絶好の降雨があり、小麥の増收豫想され又雜穀作物に好影響を與へたるため豐作人氣に依り、雜穀相場軟化し始め、更に豆粕の變質を恐れ、この實念もあつて豆粕相場の下落が先走るに至つた。五月中旬に至り聯銀は雜穀の輸入許可發給を停止したため、雜穀輸入のため手當てした業者は痛手を受けることとなつた。斯様な事情は匯申相場低落の素地を作つたものと云へるのである。

華中軍票の退場とこれに伴ふ華北中間爲替交易機構の再編成に關聯し未だ華北間の爲替並に交易の疏通が完全に圖られたとは云へぬ状態であつた。殊に華中に於ける交易統制機關として誕生した全國商業統制總會の搬出許可發給圓滑を缺く模様にて雜穀は勿論一般物資の華北側輸入窮屈となつた上に華中における諸物價の騰貴は雜穀相場安値に追隨一般物價頭打ち状態の華北側にとつて益す輸入採算を悪化せしめ、移出超過の片爲替傾向を招來せる結果匯申市場における資金還流の相對的増大となつて相場下落の原因となつたものである。

六月五日華北政務委員會より發表せられた雜穀四品の最高收買價格制定並に手持雜穀の申告制に依つて食糧政策強行の警戒人氣を生じ、雜穀相場の暴落となり物價低減の經濟政策必至の感を抱かしめたる反面、華中側における食糧庫券の發行食米價格の五割値上げを契機として起つた金塊始め一般物價の奔騰と云ふ對蹠的事情のために、聯銀券高値の感を深からしめると共に、阪谷聯開顧問の南京訪問、木村儲備銀行顧問の訪日等を繞つて十八圓公定相場強行の觀測案

外強く年頭巷間に流布せられた聯銀券平價切下の浮説に依つて、華中に逃れてゐた資金無爲替輸入可能見込に基く送金濟資金が還流し始め、更に匯申相場反騰を豫期した匯申爲替投機筋の期待外れによる匯申實念ぎ並に雜穀相場暴落のため銀行號貸出引締に依る金繰難損失埋合せの資金取寄等が相互に結合し、市場に作用して愈々匯申相場下落を原因する事となつた。

以上極めて雜駁ながら最近の匯申相場下落事情に就き考察を加へて來たのであるが、匯申市場は依然華北中間爲替レートの大動脈をなすものであるからこれの處理宜しきを得ぬときは、華北中共に健全なる經濟活動の障害となるは論なき所であつて、匯申市場の誘導は重要問題である。從來の經驗からしてこれが統制の實効は権力よりも、寧ろ經濟的實力の發動に依つて初めて期待し得ることを感ずる次第である。四月一日以降華中軍票退場に依つて生じた華北中間爲替機構の再編成も所謂實勢相場と云はれる匯申相場を繞つて多くの困難を生じたこと想像に難くない所であつて、今や匯申相場の公定相場への接近によつて、此の問題の解決は勿論聯銀券の儲備券に對する實勢相場としての公定相場に基く爲替交易政策を強行し得る機會が來たものと云ふことが出来るであらう。(筆者は横濱正金銀行天津支店高原武雄氏)

## 第二十章 華南に於ける通貨工作の發展 (五月六日解説)

### 一、事變前に於ける廣東の通貨

重慶經濟學徒何幹之は、その著「中國的經濟機構」の中で

中國各地の軍事勢力は、その地方的權力によつて、紙幣及各種の貨幣を發行し、貨幣の割據状態を形づくつてゐる。これはとりもなほさず中國貨幣の特殊性であるが、それと同時に外國の金融資本もそれぞれの勢力地域で例へば廣東、廣西、雲南等の各地に於いてそれぞれ紙幣を發行し金融を壟斷し、中國貨幣制度の統一を破壊してゐる。これが既に指摘した貨幣の封建性に對する植民地性である。

と述べてゐる。この見地から廣東の貨幣を見るなら、それは最も濃厚に、封建性と植民地傾向が強いと稱ひ得るし、またそれだけにその通貨事情も中國の他地域よりもより複雑を極めてゐたと云ふ事が出來得やう。今それを種別すると

(イ) 毫 券 この中には廣東省銀行券(これは米國印刷券と香港印刷券に分れる) 廣東市銀行券(新券と舊券) 舊

銀貨(省舊双毫、省新双毫)であり、

(ロ) 法 幣 は中國、中央、交通、農民の各銀行券に分れ、

(ハ) 香港幣 は香上、麥加利、有利の各銀行券と香港政廳券であり、この他に澳門幣(大西洋銀行券)と東方匯理銀行券(雲南省)があつた。

しかしこの通貨の複雑性を持つ廣東ではあつたが、舊國民政府の財政金融政策には最も頑強に對立抗爭した。そしてその中核勢力は毫券であり、日本の廣東入城までは終始その進出をしりぞけ斷乎たるものがあつた。これに對し舊國民政府は、民國二十四年(昭和十年)法幣統一工作を華南地方にも實施せんとして、法幣一に對し毫券一・四四の比率でこれが強行を企圖したのであるが、遂にその實現を見るに到らずして、支那事變の勃發となつたのである。

即ち、支那事變勃發前の六月に於ける毫券の廣東省内流通高は、法幣の四千萬元見當に對し、約八倍の三億三千八百萬元に達してゐたのである。

その後皇軍の廣東進駐によつて、廣東の金融機能は全く停止され、一時、無通貨状態を現出したのであるが、この時に唯一の通貨として廣東の復興に重大な役割を演じたのが、皇軍の行使した軍票であつた。

しかし治安の回復につれて、軍票以外の通貨も逐時流通を開始したので、軍はこれに對する方針として、香港幣と軍票をバーとし、對法幣二分の一、對毫券三分の一のレートで公定したのである。しかし當時は軍票の裏付物資の搬入も充分でなく、市中相場はこれに追隨せず、對香港幣が七〇弗、對法幣九〇元、對毫券一〇〇元の間値を生ずるに至つたのである。これに對し軍はレートの更改以つてこの傾向に努力したがなほ間値を根絶する迄には到らなかつた。

しかし軍の不斷の努力は、入荷の順調と相俟つて、軍票値は逐次回復され、七月に入つて市中相場は軍票レートは對法幣一二〇元、對毫券一五〇元―一五八元と完全にこれを克服し、一方、錢莊の策動を防止する立場から「公認錢莊制

度を採用したので、廣東通貨は漸次軌道に乗り、同時に軍は軍票百圓に對し、毫券一五二元五〇―一五三元五〇、對法幣一七〇元―一七五元、香港幣百弗に對し軍票二百圓―二〇七圓を公定し、これによつて廣東の通貨は軍票を主體とする相場が公に立つことになつたのである。

しかし重慶の轉落と共に、法幣は逐日崩落し同年六月七日上海に於ける香上銀行の外貨賣止めと、六月二十一日の我軍の汕頭攻略、更に七月十六日の香上銀行再度の外貨賣止めで、遂に七月二十九日には、法幣一〇〇元に對し、毫券九六元との地位は全く轉倒してしまつた。

その後、毫幣には改竄券が発見されたり、新舊札の差額が生じたりして、民國二十九年の四月頃には毫券もまづたく不通に陥り、廣東の商取引は専ら軍票に限られるやうになつたが、この傾向は單に廣東のみに止まらず華南一般に瀰漫したので、省政府もこれを放置することが出来ず、公定相場(法幣一〇〇―毫幣一四四)を以つて法幣との交換に當つたが、遂に稅收の途はなく時既に時期を失し給收金をすら法幣に改め毫券は全く斷絶せられるに至つたのである。

## 二、大東亞戰爭と英勢力の退場

華南通貨のオールマイチであり、香港を根柢に不動の地盤を誇つた香港幣ではあつたが、大東亞戰爭の勃發は一瞬にしてその勢力を掃拭した。もともと華南の貿易通貨としてその流通の強靱性を誇り、その勢力も單に香港、廣東に止まらず、廣く華南全般に及んでゐたもので、その流通額の如きは廣東省のみでも全發行額の四割(一億弗)に達してゐた

と稱はれた程で、省内の如何なる僻地に於ても最も信用のある通貨として扱はれてゐたのである。この理由としては、種々の理由もあつたではあるが、

- 一、中國通貨價值の不安定性に對し、香港幣は常に安定を保ち得てゐた。
- 一、香港幣は、廣東の對外貿易が殆んど香港を中繼地としてゐたので、貿易通貨は香港幣が使はれてゐた。
- 一、中國經濟に相當の役割を持つ華僑送金は、その殆んどが香港を経由してゐた。

ことなどからであると思はれる。殊に香港と廣東の關係は、あらゆる部面に於いて不可分の關係にあつた。

即ち香港は華南に於ける物産の集散地、華南經濟の指導的立場にあつたが、このことは完全に華南の南業機能を買辨化さし、これをその膝下に隷屬せしめてゐたのである。しかしこの香港幣にも最後の鐵槌の下される時が來た。皇軍の香港占領こそ英勢力が華南のみに止まらず、全亞細亞から總退却の時であつた。

皇軍の銳鋒香港に及ぶや、同十六日香上銀行は倫敦移轉を公表し、戦前軍票二〇〇圓の香港幣は、これによつて軍票對バーを割り、皇軍突入の十九日は、前場八十六圓、後場八十三圓、更に香港陥落後は爆發的となり、年末對軍幣六六一六七圓、對法幣二七五—二八〇元となつた。これを戦前に比較すると、法幣の如きは五割五分方の大暴落である。しかも昭和十七年の一月に入ると、崩壊は更にきわだち、その六日には對軍票五八圓、法幣は二五三元となり、殊に澳門相場のみは香港幣をいたく叩き、對軍幣三四圓、對法幣一四八元となつて、遂には大券のデイスカウト問題

生じる運命に陥つたのである。これに對し軍は民衆生活に對する影響を考慮し、對軍幣五〇圓と公定し、更に治安の一段落を俟つて、七月十四日對軍幣價格を二十五圓と改め、ついで八月一日よりは廣東、汕頭地方の香港幣は流通を禁止し、現在僅かに香港に特にその流通が認められてゐる。

### 三、儲備券進出以後の展望

廣東經由の香港發本社電報は、香港總督部が五月十日、香港占領地總督管區内に新に通貨規則を公布し、來る六月一日から軍票以外の通貨の使用を禁止することに決定したむねを報じてゐる。香港占領後直ちにこの舉に出ることは、直接市民生活に對する影響なしとしないので、阿片戰爭以後搾取掠奪貿易を目的とする、自由貿易經濟の根幹である香港幣ではあつたが、その點を考慮し萬全を期したのである。即ち今般の幣制改革に當つても、これが實施までに三週間の猶豫期間を設け、軍票交換所を設置し、市民生活に及ぼす影響が考慮されてゐるのである。

かくて百年に亘つて、香港を中心に華商地域に蟠踞した英國勢力は、その殘滓すらが掃拭され、この地域に於ける幣制は完備することになり、その通貨も圓一本建となつたが、これはとりもなほさず、國府の新法幣儲備券との紐帶を更に強化にしたもので、大東亞金融圈の確立に輝かしい一步を踏み出したものである。

さて、占領前迄の香港に於ける英國及米國銀行は、

| 名 稱    | 資 本 金           |
|--------|-----------------|
| 香港上海銀行 | 五〇,〇〇〇,〇〇〇(香港幣) |
| 渣打銀行   | 三,〇〇〇,〇〇〇(鎊)    |

米花旗銀行

五〇、〇〇〇、〇〇〇(米國弗)

で、米花旗銀行は本店が紐育に在り、英弗が倫敦であることは、今更の説明を俟つまい。この他に外國勢力としては佛國の印度支那銀行(資本金一三〇、〇〇〇千法)と獨逸の德亞銀行(四、六〇〇千上海弗)が所在し、これ等の銀行は占領後は多く開店休業状態に入り或は閉鎖したか、米英銀行は何れも軍に接收清算された。またわが國の正金、臺灣、華南の三銀行が占領と同時に華南の復舊と通貨工作の挺身活躍したことを勿論である。

さて香港弗の没落に引き續いての問題は法幣であるが、しかし、その壊滅は香港弗の價值喪失と同時に豫約づけられてゐた宿命的な運命でもあつたのだ。

即ち、十二月八日以前には對軍票三四〇元臺を維持してゐたものが、十二月の末には四一五一元一八元となり、一時地場二期米の出廻で、多少の持直しはあつたが、香港引揚の中國人が、相當額の法幣を持ち込んだので、その崩落は急速に軍票差額を深め、殊に大東亞戰爭後一時杜絶してゐた航路の復活による圓建物資の輸入の順調は、重慶必死の防策にも拘はらず、二月末の地方券儲備の法幣等價離脱準備の聲明が行はれた頃には、遂に八〇〇元臺を割つたが、更に三月末の儲備券の對法幣等價交換廢止に九五〇元と驚愕的な暴落を演じ、上海法幣の半値に足らないといふ状態となり、一時廣東華側金融界を混亂に陥し入れた。

この法幣の暴落は、勿論法幣の本質と、その脆弱性、更に環境の悪影響によつたものではあるが、一面では毫幣没落當時と同様な錢莊方面の策謀のあつたことも否めまい。その後廣東省政府が、軍票並出による法幣の回収に乗り出し、一應の落着を見たこともあつたが、華中に於ける儲備券の急速な流通の擴大は、華南に於ける法幣潰滅の運命を決定化

し、遂に對軍票市中相場は一〇〇〇元を突破し、一時、一、三〇〇元以上にも達したのである。

儲備券が對法幣の等價を離脱したのは、昭和十七年(民國三十一年)の三月三十日であつたが、その交換レートは三月三十一日七七元、五月二十日相場は七四元、同二十六日には遂に五〇元と棒下げを演じ、遂に六月一日華中地域は法幣の法定相貨性を剝奪し、公定交換レートを以つて、法幣の回収を實施したのである。

かくて、華中には遅れたが、儲備銀行廣州銀行が創設されたのは七月六日で、同十日から對法幣二分の一のレートを以つて全廣東省と厦門地域に於ける法幣の交換を行ふと同時に、同月二十四日以後は、法幣の行使を禁止しここに法幣は香港弗の後を追つて遂に終熄するに至つたのである。

この結果は、廣東地域の物價、納税、債權、債務、その外すべてのものが儲備券本位に改められ、新生廣東經濟の建設基力として大きく要望された。通貨統一問題は解決されたのである。

### 第二十一章 華北交易統制總會設立

大東亞共榮圈内に於ける物資交易の促進は、大東亞戰勃發を契機に愈々重要性を加へ、殊に本年中國參戰後に於て交易對軍の根本確立は是が非でも打樹てられなければならず、この意味に於て従前の中國交易機構に對して根本的改編を行ひ、然して新方針の下に交易統制機關の發足が必然視されるに至つたのである。

さきに中支に於ては三月全國商業統制總會の創立をみ、引續き日本側機關として中華日本貿易聯合會が七月正式設立するなどこれが準備工作が急速裡に進められてゐるが、右情勢に對應し華北に於ても新統制機構を確立すべく本年初頭より具體的研究を進めつゝあつたところ、愈々四月七日結實し華北交易統制總會が茲に誕生をみるに至つたのである。同總會は舊華易組合總聯合會を發展的解消せしめ、これに華人側關係業者を加へた日華一體の統制機構にして大體次の如き新方針の下に今後の運営を圖るものと思はれる。

- 一、對日交易は従來通り日本人を中心として運営するも、一般物資關係については華人側に希望あらばこれを容るゝこと。
- 二、對滿開交易は對日に準ずるも一般物資關係について物資交流の見地より華人側に委ぬべき物資は可急的にこれを華人業者に委ぬること。
- 三、對蒙匯交易は對滿開に準ずること。

華北交易統制總會の定款並に輸移出入統制規定は次の如し。

四、對中支交易は特定物資關係以外に付ては大いに華人業者の活動を期待すること。

殊に對中支交易は日本及び滿洲の物資供給狀況の緊迫化よりして華北の交易計畫中非常に重要な役割を持つに至つた。

右に就ては三月二十八日上海で開催された北中支交易會議の諒解事項に確然と表はれてゐる。即ち同會議に於て協定された北中支交易計畫に依れば移出入總額に於て約二七%の増加を示してゐる。

斯かる重要な役割を賦課されるに至つた華北交易統制總會の本格的活動はたゞ單に華北のみならず、共榮圈交易促進の一環として大いに活躍が期待される所以である。

華北交易統制總會の定款並に輸移出入統制規定は次の如し

#### 華北交易統制總會定款

##### 第一章 總 則

- 第一條 本會ハ華北ニ於ケル貿易調整ヲ圖リ綜合的貿易計畫ノ樹立及之カ遂行ニ協力スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ華北交易統制總會ト稱ス
- 第三條 本會ハ主タル事務所ヲ北京特別市ニ置キ理事會ノ決議
- 第二十一章 華北交易統制總會設立
- 第四條 本會ノ地區ハ華北一圓トス
- 第五條 本會ハ前條ニ掲ケル地區内ニ事務所ヲ有スル貿易統制團體ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六條 本會ノ公告ハ東亞新報並ニ新民報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

### 第二章 加入及脱退

第七條 第五條ニ規定スル團體ハ別段ノ定アル場合ヲ除キ本會ニ加入スルモノトス

第八條 本會ニ加入ノ申出ヲ爲ストキハ其ノ名稱、事務所及事業ノ種類ヲ記載シタル加入申込書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シテ本會ニ提出スヘシ

- 一 定款其ノ他諸規程
- 二 收支決算書、事業計算書、最近ノ貸借對照表、財産目錄及事業報告書
- 三 加入ニ關スル總會又ハ理事會ノ決議錄謄本
- 四 設立認可ノ年月日並ニ役員ノ住所氏名ヲ記載シタル書面
- 第九條 加入ノ申込アリタルトキハ理事會ニ於テ其ノ資格ヲ審査シ諾否ヲ決ス

第十條 加入ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込團體ニ通知シ所屬團體名簿ニ登録ス

第十一條 所屬團體ハ左ノ理由ニ依リテ脱退ス

- 一 第五條ノ資格喪失
- 二 解散
- 三 破産
- 四 除名
- 五 監督官廳ノ指示アリタル場合

第十二條 所屬團體ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

- 一 本會ニ支拂フヘキ支出ヲ怠リ催告ヲ受ケタル後一月以内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ
  - 二 本會ノ施設ヲ不正ニ利用シタルトキ
  - 三 本會ノ事業ヲ妨ケ又ハ妨ケムトスル行爲アリタルトキ
  - 四 本會ノ定款、諸規程又ハ決議ニ違反シタルトキ
  - 五 本會ノ統制ヲ紊シタルトキ
- 前項ノ決議ハ總會ニ於テ議決權總數ノ半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

### 第三章 權利義務

第十三條 所屬團體ハ本會ニ對シ左ノ權利ヲ有ス

- 一 總會ニ出席シ其ノ議決權ヲ行使スルコト
- 二 定款ノ定ムル所ニ從ヒ役員ヲ選舉シ又ハ役員ニ選任セラレコト
- 三 定款ノ定ムル所ニ從ヒ本會ノ施設ヲ利用スルコト
- 四 本會ノ業務及財産ノ狀況ニ付役員ノ説明ヲ求メ又ハ本會ノ書類及帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコト
- 五 本會ノ業務ニ關シ意見ヲ述フルコト
- 六 議決權總數ノ五分ノ一以上ノ同意アル場合ハ總會ノ開催ヲ請求スルコト

第十四條 所屬團體ハ本會ニ對シ左ノ義務ヲ有ス

- 一 本會ノ定款、總會ノ決議及其ノ他本會ノ諸規程ヲ遵守スルコト
- 二 定款及役員並ニ組合員ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届出ツルコト
- 三 總會ノ決議ニ依リ定マタル賦課徵收方法ニ從ヒ本會ノ經費ヲ分擔スルコト

第二十一章 華北交易統制總會設立

第四條 貸借對照表、財産目錄及事業報告書ヲ作成シ本會ニ提出スルコト

- 五 本會ノ招集ニ應シ又ハ照會ニ對シ回答ヲ爲スコト
- 六 新ニ加入シタル團體ハ加入前ニ生シタル本會ノ債務ニ付テモ亦其ノ責ニ任スルコト

### 第四章 事業及其ノ執行

第十五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 所屬團體ノ事業ニ關スル統制
  - 二 所屬團體ノ取扱商品ノ受託又ハ買取輸移出入
  - 三 貿易ノ調整ニ關スル事務
  - 四 所屬團體ノ取扱商品ノ輸移出入斡旋
  - 五 貿易統制ニ關スル調査
  - 六 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル施設
- 第十六條 前條第一號ノ統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ決議ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更又ハ廢止セムトスルトキ亦同シ

前項ノ規定ヲ定メ又ハ變更シ若クハ廢止セムトスルトキハ總會ニ於テ議決權總數ノ二分ノ一以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十七條 第十五條第二號ノ受託又ハ買取輸移出入ニ關スル規定ハ理事會ノ決議ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十八條 事業執行ニ關スル細則ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第五章 役員及職員

第十九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名
  - 副會長 三名
  - 事務理事 一名
  - 常務理事 四名以上
  - 理事 十名以上
  - 監事 三名以上
- 會長、副會長、事務理事及常務理事ハ監督官廳ノ任免ニ依リ

第二十條 理事及監事ハ總會ニ於テ所屬團體役員中ヨリ之ヲ選任ス但特別ノ事由アルトキハ監督官廳ノ認可ヲ經テ所屬團體役員外ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第二十一條 理事又ハ監事ニ選任セラレタル役員ハ正當ナル理由アルニアラサレハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十二條 會長ハ本會ノ業務ヲ總括シ本會ヲ代表ス會長事故アルトキハ副會長又ハ事務理事之ヲ代表ス特別ノ事由アルトキハ監督官廳ノ承認ヲ得テ會長代理ヲ置クコトヲ得事務理事及常務理事ハ會長ヲ輔佐シ本會ノ業務ヲ掌理ス

第二十三條 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 本會ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
- 三 本會ノ財産ノ狀況及業務ノ執行ニ付不整ノ原アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ監督官廳ニ報告スルコト
- 四 前號ノ報告ヲ爲ス爲必要アルトキ總會ヲ招集スルコト

五 本會ト理事トノ間ニ於ケル契約又ハ訴訟ニ付本會ヲ代表スルコト

大 理事開ケタルトキ總會ヲ招集スルコト

第二十四條 理事ノ任期ハ二年監事ノ任期ハ一年トス但再選ヲ妨ケス

補闕ニヨリ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ承續ス理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十五條 理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ定時總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ヲ招集シ之ヲ補闕スルモノトス

總會ニ於テ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ後任者ノ選任ヲ爲スモノトス

第二十六條 理事並ニ監事ノ選任及解任ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルモノトス

第二十七條 會長、副會長、事務理事及常務理事ハ之ヲ有給ト爲スコトヲ得

第二十一章 華北交易統制總會設立

有給ニアラサル役員ニハ報酬、手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

第二十八條 本會ニ顧問、評議員及參與若干名ヲ置クコトヲ得顧問、評議員及參與ハ理事會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス顧問ハ會長ノ諮問ニ應ヘ及本會ノ業務ニ關シ會長ニ意見ヲ陳フルコトヲ得

評議員ハ本會ノ業務ニ關シ會長ヨリ附議シタル事項ヲ審議ス參與ハ本會ノ業務ニ參畫ス

顧問、評議員及參與ハ總會及理事會ニ出席シ議事ニ參與スルコトヲ得但決議ノ數ニ加ハラサルモノトス

第六章 事務局

第二十九條 本會ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置ク事務局ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 本部

第三十條 本會ニ部ヲ置ク



都ニ關スル規程ハ總會ノ決議ニ依リ別ニ之ヲ定ム

### 第八章 會 議

第三十一條 會議ヲ分チテ總會及理事會トス

總會ハ所屬團體理事會ハ會長、副會長、專務理事、常務理事及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十二條 總會ハ定時及臨時ノ二種ニ分ツ

定時總會ハ年二回トシ毎年二月及七月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

- 一 會長必要ト認メタルトキ
- 二 監事業務ノ狀況ヲ監査シ不整ノ際アルコトヲ發見シ其ノ報告ヲ爲ス爲必要ト認メタルトキ
- 三 監督官廳ノ指令又ハ定款ニ依リ必要アルトキ
- 四 議決權總數ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ會長ニ提示シテ總會招集ノ請求アリタルトキ

第三十三條 總會ノ招集ハ少クトモ十日前ニ會議ノ目的タル事

項及日時場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各所屬團體ニ通知スル

コトヲ要ス但緊急招集ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 總會ニ於ケル所屬團體決議權ノ數ハ所屬團體毎ニ各一箇トス

第三十五條 總會ハ監督官廳ノ指令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外議決權總數ノ過半數ノ出席アルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於ケル議決ハ監督官廳ノ指令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席セル議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十六條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ第二十二條第二項及第三項ノ規定ニ依リ代理者之ニ當ル

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル理事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス出席者ノ互選ニ依リテ議長ヲ定ムルコトヲ得

第三十七條 總會ノ議長ハ決議權ヲ作成シ左ニ掲クル事項ヲ記

載シテ議長及出席者二名以上之ニ署名捺印スヘシ

- 一 開會ノ日時及場所
  - 二 所屬團體數ト其ノ議決權總數
  - 三 出席團體ト其ノ議決權總數
  - 四 議事ノ要領
  - 五 議決シタル事項及賛否ノ議決權數
- 第三十八條 總會ニ於テハ監督官廳ノ指令又ハ定款ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外決議スベキ事項左ノ如シ
- 一 定款ノ變更並ニ定款施行規則ノ制定又ハ變更
  - 二 收支豫算及經費ノ分賦收入方法並ニ事業計畫ノ決定
  - 三 財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ノ承認
  - 四 役員ノ選任及解任
  - 五 本會ノ解散又ハ合併
  - 六 剩餘金ノ利用及保管方法ノ決定
  - 七 監督官廳ノ指令又ハ定款ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事項
  - 八 其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十一章 華北交易統制總會設立

第三十九條 理事會ニ於テハ監督官廳ノ指令又ハ定款ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外決議スベキ事項左ノ如シ

- 一 總會ニ提出スヘキ議案
  - 二 所屬團體ノ異議ノ裁決
  - 三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第四十條 理事會ハ會長之ヲ招集ス
- 理事會ノ會長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ第二十二條第二項及第三項ノ規定ニ依リ代理者之ニ當ル
- 第四十一條 理事會ノ決議ハ理事ノ半數以上出席シ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可ク同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 理事會ノ議決ヲ認ヘキ事項ニシテ輕微ナル事項ニ付テハ書面ニ依リ理事會ノ決議ニ代フルコトヲ得

### 第九章 會 計

第四十二條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十三條 會長ハ每事業年度ノ終ニ於テ左ニ掲クル書類ヲ作

成シ定時總會開催ノ日ヨリ一週間以前迄ニ監事ニ提出シ且之ヲ事務所ニ備付タルモノトス

一 財産目録

二 貸借対照表

三 事業報告書

四 剰餘金處分案

第四十四條 監事前條ニ掲タル書類ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク

之ヲ監査シ意見ヲ附シテ之ヲ會長ニ返付スヘシ

會長ハ前條ニ掲タル書類及監事ノ意見書ヲ總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四十五條 本會ノ經費ニ充ツル爲總會ノ決議ヲ經テ所屬團體

ニ對シ會費ヲ賦課スルモノトス

前項ノ會費ノ收入方法ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第四十六條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一 經費

二 統制料

三 手数料

四 補充金又ハ寄附金

五 雜收入

第四十七條 本會ニ納付スヘキ金銭ヲ期日迄ニ納付セザルトキ

ハ會長ハ期日ヲ定メ督促ヲ爲シ尙期日迄ニ納付セザルトキハ

期日後一日ニ付其ノ千分ノ一ニ相當スル金額ヲ遲滞金トシテ

徴收スルモノトス

### 第十章 違約處分

第四十八條 所屬團體ニシテ第十四條第一號又ハ第五號ノ規定

ニ違反シタルトキハ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第四十九條 違約處分ハ理事會ノ決議ニ依リ會長之ヲ行ヒ其ノ

事實ヲ明記シタル處分書ヲ作成シ之ヲ違約團體及監督官廳ニ

送付ス

第五十條 違約處分ニ不服アルモノハ處分書ヲ受ケタル日ヨリ

二週間以内ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 異議ノ申立アリタルトキハ同數ノ理事及監事ヲ以

テ組織シタル委員會ニ於テ之ヲ裁決ス但違約團體ヨリ選任セ

ラレタル理事及監事ハ當該委員會ニ參加スルコトヲ得ス

前項ノ裁決ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十二條 違約者ハ處分書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二週間以

内ニ過怠金ヲ納付スヘシ但異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ前條

第一項ニ規定スル委員會ノ裁裁書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ一

週間以内ニ納付スヘキモノトス

### 第十一章 定款變更及解散

第五十三條 本定款ヲ變更セムトスルトキハ總會ニ於テ議決權

總數ノ二分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ノ同意

ヲ以テ議決シ監督官廳ノ認可ヲ受タルモノトス

第五十四條 本會ハ左ノ場合解散又ハ合併ス

一 監督官廳ノ命令アリタルトキ

二 總會ニ於テ議決權總數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ議決權

ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ議決シ監督官廳ノ認可ヲ得タ

ルトキ

第五十五條 本會解散シタルトキノ清算人ハ監督官廳ノ任命シ

タル者之ニ當ル

第五十六條 清算人ハ清算及財産處分方法ヲ定メ監督官廳ノ認

可ヲ受タルモノトス

第五十七條 本會ハ解散後ト雖監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ債務

ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徴收スルコトヲ得

## 華北交易統制總會輸移出入統制規程

### 一 輸移出統制規程

#### 第一章 總則

第二十一章 華北交易統制總會設立ニ關スル

第一條 本會ハ定款第十六條ニ基キ本規程ニ據リ日本、關東州

滿州、蒙疆、中支、南支、帝國占領南方地域及第三國向物資

ノ輸移出ニ關シ輸移出數量ノ割當取引ニ關スル制限、輸移出

方法其ノ他ノ統制ヲ行フ

第二條 本會ニ於テ輸移出統制ヲ爲ス物(以下統制品ト稱ス)ハ監督官廳ノ推定又ハ其ノ承認ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三條 前條ニ定ムル統制品中輸移出ニ付キ其ノ價格ノ調整ヲ受クル物(監督官廳ノ指定又ハ其ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム)

第四條 統制品中左ノ各號ニ該當スルモノニ付テハ之カ輸移出統制ヲ行ハス

一 手荷物及引越荷物

二 見本、寄贈品及博覽會出品物

三 新聞及定期刊行物

四 軍需品

五 大公使館並ニ領事館公用品及大公使並ニ大公使館員若クハ領事館員ニ屬スル自由品

六 船用品並ニ國境ヲ出入スル運輸機關ノ備品及當該運輸機關ニテ消費スル物品

七 華北ニ來遊スル各國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品

八 修繕ノ爲輸移出スル物品

九 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸移出シ且其ノ積出價格國務廳百圓ヲ起工サル物品

十 修繕ノタメ輸移入シタル物品ニシテ輸移入ノ日ヨリ一、二以內ニ再輸移出セラルルモノ

十一 慰問品及救恤品

第五條 本會特ニ必要アリト認ムルトキハ本規程ニ拘ラス必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得但シ監督官廳ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二章 輸移出數量ノ統制

第六條 本會ハ統制品ニ付輸移出數量ノ統制ヲ行フ

第七條 前條ノ統制ハ特別ノ場合ヲ除キ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ統制年度トシ左ノ四期ニ分テ之ヲ行フ

第一期 自四月一日至六月三十日

第二期 自七月一日至九月三十日

第三期 自十月一日至十二月三十一日

第四期 自一月一日至三月三十一日

第八條 本會ハ統制品ニ付左記ノ者ニ對シ統制ヲ行フモノトス

一 本會所屬ノ輸移出組合

二 前號輸移出組合ノ組合員

第九條 輸移出數量ノ統制ハ左ノ地域ニ區別シテ之ヲ行フ

一 日本、日本内地、朝鮮、臺灣ヲ含ム

二 關東州、滿洲

三 蒙疆

四 中支

五 南支

六 帝國占領南方地域

七 第三國

第十條 本會ハ統制年度及各期毎ニ統制品種別(地域別ニ輸移出數量ヲ定ム)但シ特別ノ事由アルトキハ期中中途ニ於テ之カ變更ヲ爲スコトアルヘシ

本會必要アリト認ムルトキハ前項ノ輸移出總數量ノ決定ハ金額ヲ以テ爲スコトアルベシ前二項ノ決定又ハ變更ニ付テハ監督

第二十一章 華北交易統制總會設立

監督官廳ノ承認ヲ受クルモノトス

第十一條 所屬輸移出組合前條ノ決定通知ヲ受ケタルトキハ通帶ナク之ヲ組合員ニ割當テ之カ明細ヲ本會ニ提出スヘシ之ヲ變更シタルトキ又同シ

第十二條 第三條ニ於テ指定又ハ承認サレタル統制品ニ付テハ前條ノ規定ニ拘ラス本會ニ於テ指定又ハ承認シタル者ニ割當ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ指定又ハ承認シタル者ノ輸移出方法等ニ付テハ監督官廳ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三章 取引ニ關スル制限

第十三條 本會ハ第八條ニ規定スルモノニ對シ左記各號又ハ一部ニ付取引ノ制限ヲ爲シ得ルモノトス

一 取扱數量ノ割當

二 寬貨地區ノ割當

三 寬貨價格及寬貨條件

四 輸移出者又ハ輸移出行者ハ引渡價格及輸移出者又ハ輸移出代行者ヨリ仕向地輸移入者ハ賣渡價格

第一章 總 則

五 輸移出地及仕向地

六 品質、包裝其ノ他受渡條件

七 代金決済方法

八 其ノ他統制ニ付必要ナル事項本會前項ノ制限ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ承認ヲ受クルモノトス

第十四條 本會カ相手團體ト取引條件ヲ協定シタル場合所屬輸移出組合ハ其ノ組合員ヲシテ之ニ從ハシムルモノトス

第十五條 本會所屬輸移出組合ハ其ノ承認ヲ受クルニ非サレハ輸移出者ヲシテ輸移出後仕向地ヲ變更シ又ハ陸揚後他ノ仕向地ニ轉送セシメサルモノトス

第四章 輸移出方法ノ規制

第十六條 本會必要アリト認ムルトキハ監督官廳ノ承認ヲ經テ受託輸移出ヲ爲スコトアルヘシ此ノ場合第八條ニ規定スル者ヲシテ之カ輸移出業務ヲ代行セシムルコトアルヘシ

第五章 輸移出手續及輸移出取締

收ス第八條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ特ニ輸移出ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ統制料又ハ手数料ハ前項ノ五倍トス

第二十一條 本會所屬輸移出組合ハ前條統制料又ハ手数料ノ五分ノ二ヲ取盡メ其ノ月分ヲ翌月十五日迄ニ本會ニ納入スヘシ

第二十二條 前二項ノ規定ハ監督官廳ノ指令又ハ特別ノ事情アル輸移出組合ニ付テハ監督官廳ノ承認ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第二十三條 本會ノ徵收セル統制料又ハ手数料ハ後日發生事由ノ如何ニ拘ラス之ヲ返還セサルモノトス

第二十四條 本會ニ納付スヘキ統制料又ハ手数料ヲ期日迄ニ納付セサルトキハ期日後一日ニ付キ其千分ノ一ニ相當スル金額ヲ遲滞金トシテ徵收スルモノトス

第七章 雜 則

第二十五條 本會所定ノ輸移出承認申請書、輸移出承認書、輸移出承認印章、輸移出調申書、輸移出調申印章、輸移出完了報告書ノ格式ハ會長別ニ之ヲ定ム

第二十一章 華北交易統制總會設立ス

第十七條 本會ハ所屬輸移出組合ヲシテ統制品ニ付輸移出承認書ノ發給ヲ爲サシム

前項ノ輸移出承認書ハ第八條ニ規定スル者以外ニ對シ發給スルコトヲ得ス但監督官廳ノ特別承認ヲ受ケタル場合又ハ指令アリタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第十八條 本會ハ所屬輸移出組合ヲシテ輸移出者ノ提出ニ係ル本會所定ノ輸移出承認申請書ニ本會所定ノ輸移出承認印章ヲ押捺セシメ別ニ中國聯合準備銀行ニ提出スヘキ爲替許可申請書ニ對シ副申ヲ爲サシム

第十九條 本會所屬輸移出組合ハ輸移出者ヲシテ統制品ノ輸移出後二十日以内ニ本會宛本會所定ノ輸移出完了報告書ヲ提出セシムルコトヲ要ス

第六章 統制料及手数料

第二十條 本會ハ所屬輸移出組合ヲシテ統制料又ハ手数料トシテ輸移出者ヨリ輸移出承認ノ際FOB價格ノ千分ノ五ヲ徵收セシム但本會ニ於テ輸移出承認ヲナス場合ハ本會直接之ヲ徵

第二十六條 本會ハ第三條ニ於テ指定又ハ承認サレタル統制品ニ付別ニ定ムル規程ニ依リ輸移出價格ノ調整ヲ爲シ得ルモノトス

前項ノ規程ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルモノトス

附 則

本規程ハ監督官廳ノ認可ヲ經タル日ヨリ之ヲ實施ス

二 輸移入統制規程

第一章 總 則

第一條 本會ハ定款第十六條ニ基キ本會所屬組合及其ノ組合員ハ日本關東州、滿洲、蒙疆、中支、南支、帝國占領南方地域及第三國ヨリ輸移入スル物資ノ輸移入配給並ニ價格ノ統制ニ關スル事項ハ本規程ノ定ムル所ニ據ル但監督官廳ノ指示ニ依ルモノ及別ニ定ムルモノハ此ノ限リニ在ラス

本規程ニ於ケル輸移入組合及其ノ組合員ニハ協會等ノ名稱ヲ用フル輸移入統制團體及其ノ會員ヲ含ムモノトス

第二條 本會ニ於テ輸移入統制ヲ爲ス物資(以下統制品ト稱ス)

ハ監督官廳ノ指定又ハ其ノ承認ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三條 前項ニ定ムル統制品中輸移入ニ付其ノ價格ノ調整ヲ受

クル物資ハ監督官廳ノ指定又ハ其ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 統制品中在ノ各號ニ該當スルモノニ付テハ之カ輸移入

統制ヲ行ハス

一 手荷物及引越荷物

二 見本、寄贈品、博覽會出品物

三 新聞及定期刊行物

四 軍需品

五 大公使館並ニ領事館公用品及大公使並ニ大公使館員若ク

ハ領事館員ニ屬スル自由品

六 船用品並ニ國境ヲ出入スル運輸機關ノ備品及當該運輸機

關内ニ於テ消費スル物品

七 華北ニ來遊スル各國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬

スル物品

八 條約ノ爲メ輸移入スル場合

第三期 自十月一日至十二月三十一日

第四期 自一月一日至三月卅一日

第八條 本會ハ統制品ニ付左記ノ者ニ對シ統制ヲ行フモノトス

一 本會所屬ノ輸移入組合

二 前號輸移入組合ノ組合員

第九條 前條ニ規定スル者ヲシテ統制品ヲ輸移入セシムル場合

ハ第七條規定ニ基キ各期間内ニ於テ輸移入セシムヘキモノト

ス

第十條 本會カ相手團體ト取引條件ヲ協定シタル場合所屬輸移

入組合ハ其ノ組合員ヲシテ之ニ從ハシムルモノトス

### 第三章 輸移入方法ノ規則

第十一條 本會必要アリト認ムルトキハ監督官廳ノ承認ヲ經テ

統制品ニ付受託輸移入又ハ買取輸移入ヲ爲スコトアルヘシ此

ノ場合第八條ニ規定スルモノヲシテ輸移入事務ヲ代行セシム

ルコトアルヘシ

### 第二十一章 華北交易統制總會設立

九 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸移入シ其ノ華北到着原價國幣壹

百圓ヲ超ニサル物品

十 條約ノ爲メ輸移出シタル物品ニシテ輸移出ノ日ヨリ一年以

内ニ再輸移入セラルル物品

十一 慰問品及救恤品

十二 輸移出地官署ノ專賣品ニシテ當該專賣機關ニ依リ華北

ニ於ケル販賣數量、價格等ノ統制ヲ受ケ居ル物品

第五條 本會特ニ必要アリト認ムルトキハ本規程ニ拘ラス必要

ナル措置ヲ爲スコトヲ得但監督官廳ノ統制ヲ受クルコトヲ要

ス

### 第二章 輸出移入數量ノ統制

第六條 本會ハ統制品ニ付輸移入數量ノ統制ヲ行フ

第七條 前條ノ統制ハ特別ノ場合ヲ除キ毎年四月一日ヨリ翌年

三月三十一日迄ヲ統制年度トシ左ノ四期ニ分チ之ヲ行フ

第一期 自四月一日至六月三十日

第二期 自七月一日至九月三十日

### 第四章 輸移入手續及輸移入取締

第十二條 本會ハ所屬輸移入組合ヲシテ統制品ニ付輸移入承認

書ノ發給ヲ爲サシム

前項ノ輸移入承認書ハ第八條ニ規定スル者以外ニ對シ發給ス

ルコトヲ得ス但シ監督官廳ノ特別承認ヲ受ケタル場合又ハ指

合アリタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第十三條 本會ハ所屬輸移入組合ヲシテ輸移入者ノ提出ニ係ル

受託者ノ註文引受書ヲ添書シタル本會所定ノ輸移入承認申請

書ニ本會所定輸移入承認印章ヲ押捺セシムルモノトス

第十四條 本會ハ所屬輸移入組合ヲシテ輸移入承認申請書ニ記

載シタル事項ノ變更ニ付テハ當該承認書ニ訂正ノ印章ヲ押捺

セシムルモノトス但シ著シキ變更アルト認ムルトキハ輸移入

承認ヲ取消サシムルコトアルヘシ

第十五條 本會所屬輸移入組合輸移入者カ輸移入申請ヲ取消サ

ムトスルトキハ還滯ナク其ノ理由ヲ具シテ届出セシムルコト

ヲ要ス前項輸移入者カ第八條第一項ニ該當スル場合ハ此ノ限

リニ在ラス

第十六條 本會所屬輸入組合輸入者カ輸入通過ヲ爲ス爲メ送狀及ヒ中國聯合準備銀行爲管許可申請書ニ第十二條、第十三條規定ノ申請書寫ヲ添附呈示シタルトキハ之ニ副申ヲナシ中國聯合準備銀行ニ提出セシムヘシ

第五章 統制料、手数料及調整料

第十七條 本會ハ所屬輸入組合ヲシテ第十六條ノ規定ニ依リ輸入申請ヲ爲ス際輸入者ヨリ華北價格ノ千分ノ五ノ統制料又ハ手数料ヲ徵收セシム但シ本會ニ於テ輸入申請ヲナス場合ニハ本會直接之ヲ徵收ス

第十八條 規定スル者以外ノ者ニシテ特ニ輸入ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ統制料ハ本條第一項ノ五倍トス

第十九條 本會所屬輸入組合ハ前條統制料又ハ手数料ノ五分ノ二ヲ取進メ其ノ月分ヲ翌月十五日迄ニ本會ニ納入スヘシ

前項ノ統制料又ハ手数料ヲ期日迄ニ納付セサル時ハ期日後一日ニ付其ノ千分ノ二ニ相當スル金額ヲ遅滞金トシテ徵收スルモノトス

第十九條 前二條ノ規定ハ監督官廳ノ指令又ハ特別ノ事情アル輸入組合ニ對シテハ監督官廳ノ承認ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第二十條 本會統制料ノ倉渡價格、基準販賣價格トノ間ニ差額アリタルトキハ之ヲ調整料トシテ所屬輸入組合ヲシテ組合員ヨリ徵收セシムルコトアルヘシ

前項倉渡價格トハOKF價格、關稅、サーチャージ、倉敷料、保險料、金利、破損反拔荷損害、引取諸掛、統制料並ニ定メラレタル組合員ノ取扱手数料ヲ加算シタルモノトス基準販賣價格ハ所屬輸入組合ヲシテ監督官廳ノ承認ヲ經テ隨時之ヲ定メシムルモノトス

第二十一條 所屬輸入組合ハ前條ノ調整料ヲ毎月二日迄ニ本會ニ納入スヘシ

第二十二條 調整料ハ監督官廳ノ指示ニ依リ用途之ヲ積立ツル

別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ監督官廳ノ認可ヲ經タル日ヨリ之ヲ實施ス

モノト異但シ監督官廳ノ特別指示アルモノハ此ノ限リニ在ラス

第六章 配給統制

第二十三條 本會必要アリト認ムルトキハ統制品ノ配給ニ付適當ナル措置ヲナスコトアルベシ

第二十四條 本會ハ所屬輸入組合ヲシテ監督官廳ノ指令ニ依リ特需向トシテ保留スルコトト定メラレタル統制品ニ付テハ之ヲ販賣セシメサルモノトス

第七章 雜 則

第二十五條 本會ハ統制品ニ對シ販賣價格調整ノ必要アリト認メタル場合ハ當該商品ヲ統制スル所屬組合ニ諮問シ監督官廳ノ承認ヲ經テ最高價格ノ決定並ニ其ノ他必要ナル措置ヲ爲スコトアルヘシ

第二十六條 本會所定ノ輸入承認申請書、輸入承認書、輸入承認印章、輸入承認申請書、輸入承認印章ノ様式ハ會長

第二十一章 華北交易統制總會設立ス

## 要 録

### 農産物蒐買機構整備の現況

#### 商統會に公庫(棉花)設置

出来秋の各農産物は出廻りに直面して各業者は勿論一般もその蒐買に頗る關心を寄せて居るが、殊に民食に係する米、麥、大豆、胡麻、落花生、菜種等を始め、其他、棉花、棉實、苞米、葉煙草等の蒐買状況を見ると、現在迄のところ菜種は既に終了、小麥も大體順調と見られて居るが、米、棉花、葉煙草、大豆等は蒐買期を目前に控へ、未だ何等蒐買機構の整備なきものもあり、昨今

奥地のこれ等の物價は概して下落傾向を辿つて居るにつけ、各蒐買機構の急速なる整備は極めて必要となつて居る。以下その概要を観る。

棉花、棉花の蒐買に關しては昨年度は華中棉花統制會の統制下に江北棉花蒐買會(邦商十四商社)及び上海浦東、南京、常太、寧波、六棉業会社が實際の蒐買機構となつて買付を行つたのであるが、本年度は商統會棉業專業委員會の統制下に蒐買具體案を考究中であるが、目下の處未だ正式に決定を見て居ない。本年三月に商統總會が棉花の蒐買と配給を統制すること、決定し、その折の案として商統會の下に公庫なるもの(假稱)を設置し

右公庫が銀行より金を借りて蒐買業者に割當て、買付を行はせ、蒐買せる棉花は商統會で買上げる案があつたがその場合蒐買資金は銀行より公庫なるものが直接に借受けるわけで、そこで公庫に基金必要となつて来るが、それに關し日華紡績業者が合同して約一億元の資金を提供すると云ふ仕組になつて居た處、先般の綿糸布強制收買が行はれた爲、紡績業者の手持資金の逼迫の結果、結局右案が不成立を見たのであつた。かくて蒐買機構具體案未だ決定を見て居ないのである。豫想される案は前記案のごとく商統會が下部に公庫を設け、公庫が蒐買資金の金融を行ひ、その場合國民政府が直接に公庫に基金を轉旋し、公庫はその基金をもつて銀行より信用貸付を受け、以て蒐買資金にあて買付業務は棉花同業聯合會の商社中より有力な商社を選定以て買付を行ふと云ふ案がある。尙その下部機構として昨年如くに江北棉花組合が江北地區を邦人のみにて蒐買を行ふか、それに華人側

に商社を入れるか、其他各地別の棉業会社に蒐買を行はせるかは決定して居ない。現在の處奥地の相場は一擔約二千五百—七百元上海波三千—三千五百元となる見當でそれによると概算二十億近くの資金が要するわけであるが、蒐買機構が未定のまゝでは適正價格も銀行の貸出も行はれ難い。

油、糧、大豆、棉實、落花生、胡麻等の油糧關係は、昨年度は軍配組の統制下にあり、蒐買に就いては軍配より資金を受け指定商が買付けると云ふ風に軍配の統制下に一元的に行はれたのであるが、本年は全國商業統制總會内の油糧專業委員會の統制下に置かれることとなつたが、目下のところ蒐買機構買入價格等未定である。従つて指定商の決定もなく、現在油糧關係の同業會に加入して居る邦人商社百六十五軒の邦人商社も夫等個々に買付しても差支ないわけだが、目下資金の不足と油糧委員會の買上價格の未定の爲業者としては拱手傍觀の有様であ

る。

煙草、葉煙草に關しては現生既に蒐買季節に入つて居り、昨年度は中支葉煙草株式會社が殆んど一手で蒐買を行つたのであるが、本年は全國商統總會の統制の下に行はれることとなつて居り、蒐買機構は未だ發表されて居ないが、中支葉煙草會社を主體に支那側の菸葉公會なるものが蒐買業務を行ふものと思はれる。目下その機構より實際に出廻つて居る葉煙草の買付の方が問題となつて居り、銀行側では蒐買資金として二億五、六千萬元の限度の貸出を行つて居るとの事である。

### 商統會五洋品買上斷行か

#### 蒐買見返りに活用

(九月二十四日支那情報)

曩に綿糸布強制買上げを斷行した商統會では、近く砂糖、鹽、蠟燭、燐寸等の生活必需物資の調査及び登記を

行ふこととなり、既に物資調査を開始してゐるが、これは生活必需品強制買上げの前觸れとして早くも各方面の注目を惹いてゐる。而して商統會がこれら生活必需品の強制買上に乗り出して來た主なる理由として傳へられるところに依れば大體左の如き事情が伏在してゐると云はれてゐる。

即ち曩に商統會は奥地土産物の上海向け出廻り状態を促進するため、農民に對する見返り品としての意義を含めて、今回の綿糸布強制買上げを斷行し、略々豫期の如き成果を收め得たのであるが、其後の調査に依り奥地農民の綿糸布に對する關心は必ずしも當局が期待した程の如き利害關係を寄せてゐない事が實證され、茲に商統會當局が企圖した綿糸布を土産品出廻りの見返り品に充當する計畫に一頓挫を來たしたものとされてゐる。

その結果農民が切實に欲してゐる砂糖、鹽、燐寸、蠟燭、石油等所謂五洋品を綿糸布に代る見返り品として奥

地に配給することとなつたが、現在上海に在るそれら五洋品の在庫數量は相當多量に達してゐるものと豫測されてゐる。なほ商統會としては今次の五洋品登記制實施に對し前述の如く奥地物資見返品として意義を持たせる以外に、上海に於ける物價統制といふ見地よりこれを重要視してゐるが、そのためには單に在庫數の調査及び登記を行はせるだけでなく、更に一步進んで燐寸、蠟燭等市中の各個人工場に於いて生産される物資に對しては、從來の自由市中販賣を禁止し、生産工場より直接商統會の手によつて買上げをなすべしとの意見が強い様である。然しそれを行ふためには、現在の商統會に對し更に強力な權限を持たしめる必要があり、目下關係當局者間に於いて慎重に協議が行はれてゐる模様である。

### 總額九十億元を突破

#### 今期農産物蒐買資金

要 條

中支一帯を蒐買地域とする今年度の米、小麥をはじめ棉花、葉煙草、油糧等の各種土産物の出廻り期の近迫と共に之れが買付けを擔當すべき各專業統制委員會、買付諸機構は今や一齊に待機の姿勢を取り、資金關係の調整をまつて近く出動することとなり、既に小麥買付を主眼とする粉麥專業委員會の如きは今月初旬より買付を開始してゐるが、之れ等の諸土産品の買付資金は殆んど自己手持ち資金に依らずして、これを銀行團の融資に仰ぐものと見られ、茲に中支土産物蒐買資金の調整問題が採り上げられ、識者の注目を惹いてゐる。すなはち現在出廻り期に直面してゐる土産物は十數種に互つてゐるが、その中でも特に民生に關係を持つもの、みにても米穀をはじめ、小麥、棉花、油糧等があり、その蒐買資金は總額において約九十億元といふ巨額に達してゐる。然してこの巨額の蒐買資金の内容は大體次の如きもので、油糧關係に於いてその四割五分を占めてゐることは蒐買物



資が多種に亘つてゐるためとは云へ、以つて中支の土産物の豊富を物語るものと云へやう。

先づ米穀から云へば、近く發足を豫想される米糧統制委員會の手によつて日華兩國側とも一齊に買付を開始するが、それに要する買資金は約二十億元と豫定されてゐる。次に小麦は今月初旬より實際に買付を開始してゐるが、今年度の買資金は八十萬噸で、これに要する資金は三億元見當とされてゐるやうである。葉煙草は現在のところ買付機構の不備により出動を見合してゐるが所要資金は十億元の豫定で、この中二億五千萬圓は自己資本を流用するものと見られ、棉花もまた買付價額の未決定により目下見返り状態にあるが、その所要額は約二十億見當とされ、最後の油糧は大豆その他主要雜穀類を含んで約四十億の資金が豫定されてゐる模様である。

斯くの如く今年度の土産物買付資金は一部を除いて殆んど銀行團よりの融資に俟つ筈で、目下わが當局者間に

慎重なる資金流用計畫が検討されてゐるものゝ如くであるが、無論インフレ防止のためこれらの所要資金を一齊に放出することは極力避け、また同時に貸付けの技術的方法から見れば邦系銀行團の手形割引、中央儲備銀行の再割引の採用、乃至貸越當座の制定など幾多研究すべき問題が残されてゐると云はれ、更に融資の合理的な轉法に就いても目下當局者と銀行團並に當業者との間に對策が協議されてゐる模様である。

### 第一回配給地區數量決る

#### 綿糸布 價格は市價に約二割安

(九月二十一日支那情報)

綿糸布の奥地向配給に關しては、先般配給大綱の決定以來、その實施時期、配給數量、地區等の決定が急がれてゐたが今回愈々具體化されることになつた。

すなはち、第一回配給地域は(南京、蕪湖、蘇州、杭

州、鎮江、無錫、蚌埠、廬州、安慶、南通、泰縣、金華

舟山の十四地區であつて、配給數量は合計〇萬噸で、取敢ず約七千噸見當のものが右地域に送付され、本月下旬中に現地に全部到達する豫定で、品目は加工綿布を主として居る。しかし配給機構は合作社、又は保甲制度を活用し、農民及び其の他の最終消費者に直接充分に行渡る様な萬全の手配が準備されて居る。また配給價格は勿論各地共物價の差異がある以上一本建では行へかねぬが強制收買價格たる二〇藍鳳萬元を基準とし、これを逆算して算出した綿糸布價格に若干の手數料及び運賃を加算した價格と、奥地に於ける闇市とを照合して、或る適正價格を求め、これに更に各地物價差を考慮して決定されるものとみられる。若し必要以上に廉價に配給すれば夫等物資の横流れ囤積又は上海への逆流と云つた懸念の可能性があり、同時に高價であれば民生の安定、農産物の買、奥地物價の引下げに大なる影響を來すことにもな

るわけであるから、奥地闇相場より二三割安の程度で配給されるのではないかとみられてゐる。

### 買上綿糸布の奥地配給

#### 邦商十四社を指定

(九月二十三日支那情報)

買上げ綿糸布の一部の奥地向配給に關しては數日中に發送を終了、本月末頃迄には現地に到達することゝなつて居る事は既報の通りであるが、それ等綿糸布の輸送配給に關しては目下の處暫定的に日本側商社、即ち東綿、日綿、三興、阿部市、江商、三井、三菱、竹村、丸永、田附、岩田、八木、兼松、白木實業の十四商社を代行者と指定し、此等代行者は若干の輸送實費を受け、各奥地へ迄の輸送の責任保證に當ることゝなつて居る。

右配給綿糸布が奥地に到達後の配給方法としては右代行者はその各地に到達せる現物の四分の一を主要地區

に於ける代表合作社へ渡し、あと各奥地の合作社はこの代表合作社より配給を受ける仕組になつて居り、これにより農民及び直接消費者に行渡る様にし、民生の安定を計ることとなるが、右現物の残餘の四分の三は當分の間現地にストックとして置き、各地方の物價の狀勢をにらみ合せ、又最近出廻り農産物たる米、麥、豆類、雜穀、棉花等の蒐買の見返り物資として臨機應變の配給を行ふものと見られる。

### 棉花年産四百萬擔

#### 十八年度増産計畫成る

華中棉産改進會は十八年度四百萬擔増産計畫を樹立、日華關係當局と密接なる連絡のもとに積極的諸工作を進める事になつた。

この計畫によると七千三百畝の棉田を改進會の直屬とし、一萬八千五百畝の棉田を指定した農民に貸し與へる

ほか、十萬畝を特別の規定に基いて一般農民に開放し、更に蘇浙、皖、贛、湘、鄂等六省の總計一千五百三十五萬六千畝の耕作棉田を確保し、これに優良なる種子の配布、灌漑工作、技術の改良などによつて棉花年産四百萬擔を生産せんとするものである。六省の耕作棉田は江蘇省七百六十五萬四千畝、江西省二十二萬二千畝、浙江省九十四萬三千畝、湖南省五十四萬三千畝、湖北省五百五十三萬八千畝、安徽省四十五萬六千畝となつてをり、これによつて十七年度生産額の三倍となるわけである。

### 儲備券爲替の聯銀集配制

#### 儲銀上海分行内に勘定設置

對華中特定物資交易における儲備券爲替の聯銀集配については、去る四月の華中における軍票新規發行停止以來、懸案であつたが、このほど聯銀が儲備銀行上海分行内

に集配口勘定を設けるに至つたので、九月一日より實施した。これによれば

一、四月以降分(四月初めより八月末までの)儲備券爲替(交易上、交易外)は聯銀に集中する

一、九月以降については爲替銀行(正金、鮮銀)はそれ／＼聯銀に集中して資金の供給を受ける

然して交易上の取扱ひ銀行は當分正金、朝鮮銀行とするが、交易外爲替は右日本側二行以外に華側銀行たる金城、大陸、鹽業、中南、中國および交通の六行においても取扱はしめることとし、取扱ひ地域は従來北京、天津に限られてゐたが、新たに濟南、青島、煙台、徐州、開封が加へられた。今回の集中制實施は聯銀の對華中爲替方策を強化すると共に儲備券對聯銀券決済が一段と廣められ、華中、華北間の交易促進に多大の好影響を齎す。

### 日華合辦の新會社設立

#### 商業統制總會の下部機構に編入

(九月二十五日支那情報)

**葉煙草** 中支における葉煙草の蒐買機構についてはわが對華新政策の實踐を契機に、當然再編成されるべき立場に置かれ、従來一元的蒐買を擔當してゐた中支葉煙草會社の動向は準國策會社調整問題とに絡み、多大の關心を持たれてゐたが、この程に至り新機構に關する根本案が略々決定をみた模様で注目されてゐる。

すなはち新經濟政策が實踐段階に突入するに伴ひ、一部華商筋において日華二本建の統制機構を策定すべしと強硬に主張する一方、中支葉煙草會社に對應する中國菸業股份有限公司の創立を畫策し、その成行は増産過程にある中支葉煙草事業の前途に多大の暗翳を投げてゐたところ、監督官廳指導の下に華側有力業者の積極的協力を

獲得することとなり、原則的に日華合辦として資本金約一億元の新會社を設立することに落着いたもの、如くである。

しかして斯かる日華合辦の新統制會社は當然商統會の下部機構に包括されるは勿論、現在の中支葉煙草會社がその母體として増産部内並びに蒐配に關する技術を充分に生かすものとみられてをり、數ヶ月來その存続問題について兎や角論議された中支葉煙草も、愈よ一大飛躍を敢行するものとみられる。

### 重要物資統制聯(假稱)

#### 創立總會は十月中旬

(九月二十七日支那情報)

中支經濟機構改變に即應する物動關係重要物資部門各業界の機構再編成から、その内部機構に質的變化を餘儀なくされた中支重要物資統制組合聯合會では、かねてか

ら同聯合會を發展的解散して新機構と新構想のもとに強力なる發足をなすべく、目下首腦部において密々懇談協議を行ひ、銳意具體案を練りつゝありとされてゐるが、この程判明するところに依れば名稱は「華中重要物資統制會聯合會」(假稱)になる模様である。

而して現在右統制會聯合會の會員資格者として確定されてゐる統制會は、

- 一、華中非鐵金屬統制會
- 二、華中鐵鋼統制會
- 三、華中機器統制會
- 四、華中木材統制會
- 五、上海石炭聯合會
- 六、中支石油聯合會
- 七、華中洋灰統制會

以上七統制會であるが、さらに完璧性を遺憾なく發揮するため、

#### 八、華中化學藥品統制會

#### 九、華中紙業統制會

の二統制會を包含して九統制會を構成體となすことは殆んど確定的とされてゐる。いづれにしても新機構たる華中重要物資統制會聯合會の設立は目下紙業、化學藥品、洋灰の三統制會が設立中であるため表面化するに至つてゐないが、右三統制會の設立後直ちに表面化する管で、即ち右三統制會の設立完了は來月上旬一杯を要する状況にあるので、従つて同統制會聯合會の創立は十月中旬とみられてゐる。

### 配給は會社委託

#### 中華貿聯三井會長語る

(九月二十一日支那情報)

中華日本貿易聯合會は既に發足以來二ヶ月有餘を経過し、目下機構整備その他を急いでゐるが、着任以來各關

係當局筋と打合せ連絡に寧日なかつた三井貿聯會長は、昨二十日最近の貿聯の動きに關して左の如く語つた。

貿聯の機構 整備問題は目下人事と關連して研究中であるが、既に當局の諒解も得てゐるので多分今月末あたりには發表出来ると思ふ。然し軍配が未だ正式に統合されてゐないので、機構問題もそれらの點と睨み合はして考慮を拂つてゐる。大體貿聯の性格といふか機能といふか、大部日本内地のそれとは趣きが異つてゐる。例へば内地の統制會は自分で物資の買付などはやらないで、交易團に委してゐるが、現地は統制もやれば交易もするので、この點よく勉強して見たい。

交易問題 は交易團と密接不可分の關係にあるが、實際上の運びとして何よりも物資の動きを見て善處したい。それには當地の交易團出張所あたりとも連絡を緊密にして行く。又全國商業統制總會との繋りもあるが、これはこちらで適當に指導して行くつもりで、此の點層

理事長ともよく話した。

生必需品輸入に就いても當方で絶えず當地の物資の動きをみて適當に處理して行きたい。輸入した物資は近く創設される生必需品統制會社に委託することになると思ふが、委託品販賣價格の決定は生必需品統制會社で行ふわけである。最後に物動關係の物資を取扱ふ各統制會の歸屬問題に就いて云へば、輸配聯や軍配と同様實聯に統合されると思ふが、假りに統合されないまでも下部機構として實聯の傘下に入ることになるだらう。

### 百九行の貸出十五億元

昨年六月以來逐月増加傾向

銀 銀錢業各銀行、錢莊では、一般經濟を復興し、工業各業の繁榮促進の見地より、財政部公布の銀行、錢莊貸付制限辦法及び銀錢業の決議通過せる新貸付辦法の規程に基き、借受者は投機囤積に融資せざる、正當確實

| 月 別     | 貸出額(單位千元) |
|---------|-----------|
| 三十一年六月  | 五八四・五二五   |
| 同 七月    | 六五六・七六三   |
| 同 八月    | 七四八・八五三   |
| 同 九月    | 八二八・五一〇   |
| 同 十月    | 九三八・三五四   |
| 三十一年十一月 | 一、〇五〇・八四一 |

|        |           |
|--------|-----------|
| 同 十二月  | 一、〇九一・五七二 |
| 三十二年一月 | 一、一一八・〇四一 |
| 同 二月   | 一、二三七・五二一 |
| 同 三月   | 一、五七三・一九二 |

以上をもつて銀錢業者の各種事業に對する貸付金は、新法幣の流通以來、逐月増加してゐる事實が示されてゐる。

### 受託會社四十一社の光榮

#### 軍管工場感狀授與式きのふ舉行

舊軍管理工場受託者への感狀授與式は昨九日午前十一時よりアスターハウスにおいて軍關係官、舊受託會社代表者列席の下に舉行された。式は開式の辭について軍司令官下村中將から親しく感狀の授與が行はれ、ついで軍司令官の挨拶、舊受託者代表三井物産小室健夫氏の謝辭があり、十二時閉式したが、軍司令官は舊受託者の

要 録

なる需要資金に限り且つ各該業同業公會々員にして、主管官署の發給せる許可證を有する者に限る事としてゐるが、唯利率のみは一般金融市場の情勢に應じ、適宜之を決定する事になつてゐる。尙ほ關係方面よりの情報に依れば、中國經濟研究會の統計に基き、上海、浙興、浙寧大陸、開明等一百〇九軒に上る銀行に依る本年三月現在に於ける工商業に對する貸付額は十五億七千三百九十九萬二千元の巨額に達してゐると發表してゐるが、今後投査額の逐月増加狀況を見れば次の如くである。

勞を精ふとも、決戦に繼ぐ決戦下戰爭遂行に中支の果すべく任務は極めて重大である。經濟界の指導的地位にある各位は、中支經濟の處理を通じて戦力増強に、日華提携に、對華新政策を促進され度いと要望した。感狀授與者左の如し。

#### 感 謝 狀

右の者は支那事變發生以來軍が支那側財産保護の目的を以て管理し來れる軍管理工場受託者として受託經營の任に當るや治安未だ回復せざる困難なる狀況下にありて多大の犠牲を省みず優秀なる人員と貴重なる資材とを以て工場の復舊に盡したるに止らず其の卓越せる技術經驗を遺憾なく傾注し修理改善を行ひ今日見るが如き完全なる工場となし又其の經營に當りては時宜に即し措置をとらず良好なる結果を收めたり

而して軍が道義精神に基き國民政府育成強化の見地より之等軍管理工場の返還を實施するや率先軍の方針を體

し以て圓滿裡に處理の完了を看たるは其の協力に俟つ所  
多く管に地方治安の維持産業經濟の復興發展に貢献した  
るのみならず日華の經濟提携促進に裨益する所洵に大なる  
ものあり

仍て茲に長期に亘る受託經營の勞苦を備ふと共に其の  
任務の完遂に關し深く感謝の意を表す

昭和十八年九月九日

上海方面陸軍最高指揮官陸軍中將

正四位勳二等功三級 下 村 定

感狀授與者氏名

第一感謝狀授與舊受託會社名代表出席者名

- 三井物産株式會社上海支店小野田セメント株式會社
- 裕豐紡績株式會社
- 鐘淵公大實業株式會社
- 大日本紡績株式會社
- 小室 健夫
- 菱田 逸次
- 北野 榮政
- 勝田 操
- 民豐造紙廠經營委員會
- 磐城セメント株式會社
- 日本油脂株式會社
- 華中水電股份有限公司
- 日華油脂株式會社
- 華友製粉公司
- 有恆麵粉廠
- 大日本塗料株式會社

- 上海紡績株式會社
- 株式會社豐田紡績廠
- 内外綿株式會社
- 同興紡績株式會社
- 日華紡績株式會社
- 東華紡績株式會社
- 德珍洋行
- 三興麵粉公司
- 黑田 慶太郎
- 三好 靜一郎
- 田中 朋次郎
- 平井 晴雄
- 池田 一藏
- 檀 宗三郎
- 德珍 正藏
- 牧 彦次郎
- 上田 四郎
- 岡野 憲七
- 持田 由孝
- 青木 節
- 片野 曹太郎
- 金澤 龍男
- 佐藤 貫一
- 山本 卯三郎

堀抜帽子製造所

津用 圭造

康泰絨布株式會社

吉川 松太郎

株式會社中山鋼業廠

中山 保之

維新化學工業株式會社

梯 太郎

華中鑛業株式會社

磯谷 光亨

中華煙草株式會社

前田 昌孝

杭州造紙公司

淺岡 信夫

三菱商事株式會社上海支店日本化成株式會社

黑田 俊夫

興亞窯業株式會社

堀田 稔

花王石鹼株式會社長順商會

大橋 龜次郎

興亞染料株式會社

松崎 七太郎

山崎

小立 藤藏

中華全國火柴產業聯合會

田口 武夫

鐘淵紡績株式會社

以上八社

株式會社前川製作所

木村 豐

花王石鹼株式會社長順商會

以上八社

東邦商會

彦坂 練兵

花王石鹼株式會社長順商會

以上八社

株式會社江南實業公司

石井 政吉

第三感謝狀授與舊受託會社名代表出席者名

北野 榮政

明華産業株式會社

向山 禎一

鐘淵紡績株式會社

以上一社

新井洋行

新井 藤次郎

鐘淵紡績株式會社

以上一社

以上三十二社

生保の對華業務擴張

保甲、鄉鎮の統計を調査

●第二感謝狀授與舊受託會社名代表出席者名  
江商株式會社  
内外編物株式會社

木村 左近  
伴 宗高

邦糸生保會社では貯蓄増強週間にも一役買つて保険契

約の増加に努めてをり、保険料はその性質上長期に亘る購買力の吸収となり、又数年間の長期金融には重要な現地資金の供給源として注目されてゐるが、邦系生保會社では一方對華人契約の吸収にも努力を向けてをり、注目を惹くものがある。

しかして對華人生保は從來外國生保會社もそれほど手廣くはやつてをらず、又中國衛生保會社も規模が小さく死亡表等統計資料が不完全であることが對華人生保經營上の障礙をなしてゐたが、邦系生保會社では上海において保甲調査を利用し、或は蘇州等の奥地において郷鎮の統計資料を調査する等對華人進出に備へてをり、これら資料を基礎として新たに保険料率を算出するまでには至つてゐないが、一方統計資料の不備にもかかわらず積極的に對華人契約を吸収し、經驗を通じて保険料率算出の基礎と對華人業務を擴張せんとする機運が濃化してをり金融政策の一として注目されてゐる。なほ對華人生保契

約は生命保険は少なく生存保険が多いが、これは戶籍法の不備、身許調査の困難によるものである。

### 貿聯の新機構内定

業務に綿業等九部設置

(九月十一日支那情報)

去る七月一日を以つて從來の中支那日本輸入配給組合聯合會、軍票交換用物資配給組合及び物動關係組合とを統合して發足した中華日本貿易聯合會は既に三井會長の着任を見て、近く業務を開始することとなつてゐるが、何分にも今までの輸配聯、軍配及び物動組合の機構を一應そのまゝ包括してゐるので、單に機構上から云つても龐大なものがあり、到底現状のまゝでは完全な運行は困難と見られ、目下關係當局筋に於いて慎重な機構上の改革が考究せられてゐる。而して三井會長は目下赴寧中であり、隨つて改革案が具體化するのと同會長の回滬後と

豫定されてゐるが、仄聞するところによれば豫想される日本貿聯の新機構は大體に於いて次の如き構想に基いて實施されるものと傳へられてゐる。

即ち會長の下に業務局(假稱)と總務局(假稱)とを置き、業務局は更に綿業部、化學藥品部、米麥部、農畜産部、砂糖部、食品部、雜貨部、資材部の各部に分れ、各部に貿聯傘下有力商社より選出された一名づゝの部長を置き、部長は同時に理事として他の常任理事(三名)及び常任幹事(二名)と共に理事會を構成するが、この場合の理事會は貿聯會長の諮問機關たるに留まり、從來の輸配聯の理事會が議決機關であつたのに對比し著しく明確な分野に置かれてゐる。

一方總務局には人事、文書、調査、綿業、砂糖、工業藥品、總務その他の各課に分れ、實際上の推進力として業務の運営に當つていくが、この外會長直屬の秘書室が設けられ、一般事務班と特別業務班の二班制を採用する

ものとされてゐる。なほ以上の新機構に伴ふ人事の大交流も當然豫想されてゐるが、現在のところでは機構の變革を主體としてゐるため、人事問題はまだ具體案に到達してゐない模様である。然し貿聯としては發足以來既に二ヶ月以上を經過し、且つその迅速なる運行が一般より待望せられてゐる際でもあるので、近く三井會長の回滬を待つて急速に具體化し、遅くとも十月初め頃迄には整備された新機構の下に本格的運営に入るものと期待されてゐる。

### 蒙疆炭を中支へ

鑛務部長池江氏談

(九月十一日支那情報)

上海工業の活動活潑化に伴ひ工業原動力たる石炭の需要も増大してゐるが、過般來中支當局では北支、蒙疆方面よりの移入に付き折衝中のところ、今回蒙疆政府鑛業

部長池江善雄氏が蒙疆礦産販賣課長篠崎金之助氏を滯同來滬し、大使館との折衝、中支における炭價の調査、蒙疆より中支への輸送關係の調査、需納入事務關係の折衝、石炭聯合會との各種折衝を行つてゐるが、兩氏はこの程大體要務完了十三日頃南京經由歸蒙の豫定である。きのふキヤセイホテルにおいて兩氏は來滬の目的に就て次の如く語つた。

「中支に於ける石炭不足に鑑み、過般來實地當局並に工業關係者方面から蒙疆よりの對中支石炭移出問題について折衝を受けてゐたが、今回蒙疆政府より同問題につき積極的な便宜を計ることになり、中支當局並に關係者一同と種々意見を交換、中支の工業中心地區たる上海に石炭の大量補給をなし、生産擴充に協力したい。なほ折衝完了次第今年中に中支への大量移出を實現する手筈である。」

### 米糧統制委員會の性格内定

(九月十四日支那情報)

中支に於ける米糧の蒐買並に配給に關しては屢報の如く中國側に於いて袁履登氏を主任委員とする米糧統制委員會設立準備委員會を組織し、既に數回に亘つて委員會を開催、慎重に協議を行つてゐるが、事民生に最重要關係を有する米糧問題である點に鑑み、わが方としても一應その成り行きを注視し、中國側の統制委員會設立とは別個にわが方独自の立場より之れを援助し協力することとなり、大使館關係當局及び物資統制審議委員會等の間に協議が進められてゐる。しかして今年度の新米の本格的出廻り期も一ヶ月後に迫り、その對策樹立方を要望されてゐるが、現在までのところ大體次の如き線に沿ふて準備は進捗しつゝあるものと見られてゐる。

米糧統制委員會の性格並に機構に關しては未だ判然せ

ぬ點多く、今後の情勢の變化如何に依り或ひは現在考究せられつゝある性格乃至機構とは若干差異を見ることも豫想されてゐるが、先づ同委員會が行政院に直屬する商統會外局といふ性格を附與されることは殆んど確定的であること云はれてゐる。この點は同委員會設立案が當初商

統會あたりについて採り上げられた當時の雰囲気、即ち同委員會を純然たる商統會の下部機構とし、隨つて商統會の指示監督を受ける立場に置くといふ案に比較すれば性格的にも機構的にも格段の差異も示してゐるが、その主なる理由は

(一) 商統會自身が創立間もないことであり、幾多の重要な案件に直面してゐるため、米糧の方まで手が廻り兼ねたこと。(二) 米糧は今更云ふまでもなく民生安定の最大條件の一つであり、これが運営上に當つては細心の準備と萬全の措置が必要とされてゐること。(三) 既往の聯營社の例に鑑みて見ても行政院直屬とした方がよ

り完全に運営が出来るであらうといふ見通し等で、現在までのところでは、以上の理由に依り商統會外局案確定説が濃厚であると傳へられてゐる。

#### 機構と同會の役割

次に米糧委員會の機構に關しては目下日華兩國關係當局者間において委員會組織がわづらあり、隨つて機構その他も表面化してゐないやうであるが、恐らく次の如き機構となるのではないかと見られてゐる。

即ち中國側に於いては袁履登氏を主任委員としその下に六名乃至七名の委員を置き、その中より三名の常務委員を指名し、専ら會務に當らせる。然して以上の主任委員以下常務委員は中國側で蒐買する米糧の運搬、配給の各方面に亘つて行政院の指揮監督下に一切の責任を負ふのであるが、この場合商統會の下部機構たる他の統制委員會、例へば粉麥、棉花、油糧等の專業委員會とある程度

の関連性を持つことは不可避とされてゐるので、之れらの関連に於いては商統會の指示を見る場合もあり得ると云はれてゐる。然して委員會の権能に關しては、(一)米糧蒐買登記配給の統制、(二)國內各地米糧の管理、(三)外米輸入、(四)米糧の貯蔵、(五)米穀増産計畫、(六)國府○納米調辨、(七)米糧價格の評定、(八)米糧運搬等の各項處理の權限が附與されるものと見られてゐる。

いづれにしても米糧委員會が機構、權限ともに從來の商統會下部機構とは比較にならぬ大規模且つ強力な委員會となるのは略々既定の事實と見られそれだけに慎重なる準備が必要とされてゐる。

### 蒐買方法

斯く日華兩國側によつて蒐買された米糧は夫々日華兩當局の指定する倉庫に收納保管されるが、原則としては邦人側の手によつて蒐買された米糧は先づ一應○米倉庫

に收納され、その中より放出すべき特需民需々要量をわが關係當局間に於いて審議決定したのち華中米穀配給組合その他を通じて拂下げの形式で配給せしむるものと觀られてゐる。なほ蒐買價格並に蒐買に伴ふ蒐買資金の運用等の諸問題の検討も併せて行はれてゐるが、未だ具體化してゐない模様である。

### 我方は独自の立場で蒐買に参加

次に米糧統制委員會結成を前提とする日本側の態度並に現在の運管状況に就いては前述の如くわが大使館當局はじめ各關係筋に於て極力中國側の委員會結成に協力援助する建前の下に諸般の準備を進めてゐるが、一方既存の邦人側諸機關たる中支米穀買付組合及び華中米穀配給組合等をいかに動員し、いかに参加せしむるかに關しては未だ成案に達してゐない模様である。即ち今春聯營社の出現によつて、從來○納米の買付に當つてゐた中支米

穀買付組合は、當局よりの示達に基き一應その本年の業務面より手を引き、聯營社の運管に委せて來たが、理由の當否は別として現實の問題として聯營社が米糧の收買並に配給面より脱退するの餘儀なきにいたつたため、再び邦人側諸機關の参加が要請されるにいたつたものと見られて居る。

### 海南線方面擔當

然し今日までのところでは日本側の諸機關が近く組織される米糧統制委員會といかなる關係に置かれるかは何分にもその主體となるべき統制委員會自身が目下組織中である爲め明確な點を缺いてゐるが、大體に於いて次の如き地位に置かれるのではないかと見られてゐる。

すなはち日本側としては米糧統制委員會の組織體の内には入りこむことは避け、専らわが當局側の指揮監督の下に独自の立場で米糧の蒐買並に配給に従事するが、

その場合の蒐買並に配給法も特に指示せられない以上、従前の如き方法を踏襲し、飽くまでも中國側と蒐買並に配給技術面に於いて生ずることあるべき無要の摩擦を極力避ける方針である。この事に關しては邦人側の擔當すべき蒐買區域を豫め指定し、その地區内の米糧蒐買には中國側はタッチしないといふ方針を堅守するものと見られてゐるが、その區域は海南線の大部分(常州附近)海杭線の嘉興を以つて區切り、隨つて中國側は右地區以外の土地に於いて業務の遂行に當るわけである。

### 中支米の買付機構成る

國民政府は新米出廻りを控へ米糧買付に萬全を期するため、さきに全國商業統制總會に命じて同統制會内に米糧統制委員會を施置せしめ、新機關で奸商を排除する見地より廣く一般中國米商人に依り最適人者を選定した上これを糾合して各地別に同業公會を結成、十月一日より



同公會の創意と責任によつて新米買付に當らしめることになつた。

一方日本側もこれに呼應し、在來の中支米穀買付組合を解散し、新機構に参加し、日華對等の地位に於いて米糧の積極的買付に當ることになつたが、軍用米確保の立場より從來米買付に至大の關心を寄せてゐる支那派遣軍は中國側の今次措置に積極的賛意を表し、優良米商の買付輸送に對しては全幅の支援協力を行ふことに決定し、九月二十四日午後三時派遣軍及び南京大使館より當局談を發表した。

#### 支那派遣軍當局談

今回の措置は中國地方土着の米商人を信頼し、日華商社と對等の地位においてこれに積極的活動の機會を與へもつて米糧收買に劃期的成果を納め、ひいては民生安定を期せんとする米糧統制委員會の眞摯公正なる態度の顯現であつて、まことに機宜を得たるものと認め、軍とし

ては全然同意するところである。冀くは選拔せられたる米商はその責任の重大なるを痛感し、その全能力を發揮し國家民衆のため挺身せられんことを切望して已まざる次第である。なほ軍はかゝる適量なる米商の買付及び輸送等にあたりては全幅の支援協力を惜しまざることにもこれら米商人に對する迫害またはその買付輸送を妨害する者等に對しては斷乎たる處置をとる筈である。

#### 大使館當局談

糧食問題の解決は大東亞戰下の中國に於ける焦眉の急であつて、國民政府に於いても之が對策に萬全を期し先般全國商業統制總會に米糧統制委員會を設け、責任を以て米糧の收買配給に當らしめる事になつたのである。日本側としても軍事上の必要より本問題の成行には深甚なる關心を有し、米糧統制委員會の任務達成上必要とする協力は日本側軍官民一致して之をなす事となつてゐる。

## 第二篇 地域別動向

## 第一部 華北地區

### 第一章 北中支通貨比率の決定と華北金融界

#### 今後の諸問題 (四月二日特報)

#### 一、聯銀對儲備直接決濟と實情

昨四月一日より中南支に於ける軍票の新規發行は停止されるに至つた。これに伴ひ北中支間に從來行はれて來た軍票建爲替決濟は同日以降儲備券百圓對聯銀券十八圓の比率を以て直接決濟を行ふごとく更改され、更に兩地區間の旅行者に對する携持通貨の交換比率もこれに準ずることとなつた。右は華北金融界にとつて極めて重大な意義をもたらすものとして今後の諸措置に關しては頗る注目されてゐる。即ち從來中北支間交易の決濟方法としては、(一)石炭、小麥を中心とする軍票建決濟の特殊ペーター、(二)特別圓建決濟の個人リンク制、(三)匯申爲替による華人の陸路ペーター、の三方法で行はれて來たが、今回の直接決濟方法がとられたのは軍票新規發行停止によつて聯銀券對日本圓等價關係の原

期に基き對儲備券十八圓比率の採定となり、とりあへず右の方法を採用するに至つたもので、更にこれによつて聯銀券の強靱性は益々強化することは疑ひないが、さてこれによつて今後兩地區間の交易促進上或は決済爲替の運用上如何なる問題が提出されるか、即ち當然近き將來に何等かの調整を行はねばならぬものとしては特別圓建個人リンク制、匯申爲替決済の陸路ペーターの方法である。現に華北當局をして統制中の匯申爲替三十圓比率にしても理論的には十八圓に規正されなくてはならないであらうが、この點に關しては未だ華北當局側より具體的な指示が行はれてゐないやうである。更に隴海線地區一帶及び蘇淮地區等に於ける實際交易並に交換比率の事情に就て觀れば即ち本聲明直前に於ける蘇淮地區の軍票對聯銀券の交換比率を市場相場で採定すると、軍票百圓に對して聯銀券〇〇〇圓前後であり、匯申爲替によれば〇〇〇圓臺となる。斯る實情をそのままとして十八圓相場を規準とする場合該地區の市場には必然的に需要の強い側に對して一方的價值が附されて行きはしまいかといふ點である。

## 二、新比率を物資交流促進の點より觀る

北中支の物資、通貨の關係は元來相互依存性が強く、或る場合によつては對日本圓との關係以上に強い場合もある。即ち爲替相場の中心は從來主として相互の物資交流乃至需給關係に追従しておつたのであるが、これを爲替先行の現象が生じたのは事變後の通貨事情及外貨との轉換性に對する投機的作用に基いた市場價值であり、その證左として當時の中文舊法幣が強い場合でも北支側に必需物資があれば手持現金を手放して聯銀券現金を買換つた傾向とか、聯銀券が強

くなつた場合でも、これを安く賣つて中支の舊法幣爲替を買つておるやうな實情で、右は昭和十五年夏から十六年四月五月頃に於ける匯申相場がこれを物語つてゐる。即ち爲替相場が通貨比率を上乗廻つておる場合（當時聯銀券四〇元對法幣百元）とそれが永續する場合に於ける通貨比率とその實相場の利鞘が最も投機者のつけ入る機會であつて、これが爲替工作に如何なる影響を與へるか敢へて多言を要すまでもない。昨年末及び今年二月の二回に亘つて相互の交易促進對策とこれが決済方法に關して協議が行はれた結果、從來の枠内主義は一擲され、更にそれを促進する手段として〇〇〇の撤廢又は新決済方法の採定等が取り上げられた事は當時發表された如くであるが、その後の情勢轉換はこれ等協議事項を具體化する前に若干の検討と修正を必要とするに至つたのではないかと考へられるのである。

しかし問題は決済爲替の更改又は〇〇〇の廢止等を取り上げなくてはならなかつた實情の検討である。前述の如く枠内主義特殊ペーター制の撤廢が何故に必要であつたかといふ大勢的な命題がこの點を充分に説明する。即ち決戦下益々窮屈化する物資の需給圓滑化を期す爲めには、從來行はれたブロック化とこのブロック單位の相互が收支採算内で交易を行ふ枠内主義では目的物資或は計畫數量の充分なる獲得はなし得ないのみならず、有無相通じた交易は成り立たないといふ點を是正し、北中支或は大陸各地を一丸として綜合交易計畫を樹立し、これを基本とした相互地域の應態主義にやらなくては目的完遂の物資は獲得され得ない。そして物資の交流も促進され得ないといふ段階にまでつきつめられた當時の空氣及び考へ方に對してもう一度反省してみることがあるやうに思はれる。

今回の比率採定は聯銀側とすれば聯銀券の價值昂揚といふ點から當然十八圓對百圓の比率を堅持したといふ考へは尤も至極であるし、圓元ペーの原則から見ても然るべきであるが、この爲め丁度特別圓或は匯申爲替交易の如くその比率

から出した爲替相場では到底採算が取れない結果、取引が停止するとか一方的となつたやうな二の舞が生じはしないかといふ懸念は豫想に難くないのではあるまいか。一方的に物價が昂騰した場合この比率では片貿易乃至片爲替となるは必至で、更にこのことは交易の一方的或は停止を意味して來ることである。それでは物資交流の圓滑と促進といふ時局要請に反して來る結果を招かないとも限らない。

### 三、豫想される問題に就て

斯くて儲備券の育成強化を期して軍票の新規發行が停止されたといふ基本方策と大陸物資の交流促進といふ命題の前には一應の検討が必要となり、更に今後の聯銀券或は儲備券の通貨工作又は信頼性の確保上充分なる勘案の要ありと思考される。

しかし當局に於ても既にこの點に關しては充分なる検討を加へつつあるものと考へられ、何れ實情に即應した成案が得られるものと信ずる。従つて茲では概略乍ら新比率の採定によつて生じることの豫想される問題の素材を提出することに止めるべきであらう。

さて、この當局側の右に對する措置として更に豫想されるものはどんなものであるか、これが第一の問題となる。それは決済手段の點である。即ち戰爭繼續中は日本圓と聯銀券の等價及び儲備券との十八圓相場はこれを堅持することに、北中支の交易は元來對日關係よりも相互依存性の點に於てはるかに強い状態にあるを勘案して、兩地交易の促進

を圖る爲めには兩當局に於てこの同一目標に向つて別途の交易方法及び決済手段を協議されて施策されるのではないかといふ豫想である。

この爲めに從來個人リンク制特別圓爲替決済は當分繼續を認めるも、可急的速かに本決済によつて行はれる交易物資中の重要品目又は計畫量の確保を必要とするものゝみを前記儲備券爲替（元軍票爲替）内に移行すると共にその他の物資は華人側が行ひつつある匯申爲替の中に移行せしめて、日本貿易決済に重點を注ぐことが先づ妥當視されやう。更に右新比率の決定に基いて當然更改されるであらう華人特殊交易に行はれつゝある匯申爲替も一舉十八圓に變更されることなく、相互の物價差は市場動向等を考慮して聯銀乃至指定爲替銀行側からして漸次是正相場を建て十八圓相場に寄りつかせるべき施策が指向される。これ等のことは北中支當局に於て臨時適正なる措置を協議することになれば解決點が見出されることは左程困難ではあるまい。斯くて右方途に向つたこの新比率に基く交易方針が樹立されるとすれば次の點が取り上げらるべきであらう。

一、北支側金融機關は（主として對中支關係）總て賣買爲替施設に集中される。

二、儲備銀行及び聯銀は相互收支勘定尻を持ち且つ必要な範圍にクレヂット（爲替平衡資金）を設定する必要がある。

三、北中支の資金交流は原則として均衡を得るを目的とするも、アンバランス等の止むを得ない場合は相互當局協議の上これを均分負擔となし、その相殺は兩行の保有する日本圓資金の殘高を以つて充當されないが、かくて前記三點の運用の圓滑を期する爲めに兩地關係者を以つて爲替運用委員會を設ける等のアイデアの提出である。

#### 四、大局的措置が肝要

以上の諸點は兩地通貨の新比率決定と共に生じる物資交流の圓滑化といふ命題に基いて豫想して見たものである。素より當局の考究内容は窺ふべくもなく一層實情に即した成案が期待されるが、要は國府參戰以來の華北の使命と地位より大局的にこれを取り上げ、更に北中支經濟情勢をにらみ合せて見ることが基調とならなくてはならないし、聯銀券の價值強化工作自體の立場、儲備券育成強化といふ關聯性よりの勘案等綜合的に検討されずして、單に聯銀券の對日本圓等價或は價值強靱化等の面よりのみの手段は改めなくてはならないやうに推測される。最も緊要なることは華北の對日寄與の増大といふ點と、これを遂行する爲めに持たなくてはならない儲備券圍内物資への依存性等の關係を如何に調整して行くべきか等の點は、政治的且つ實際問題として華北金融界に残された第二の課題であらう。

### 第二章 華北食糧採運社創設

#### 食糧確保に萬全を期す

華北に於ける食糧收買蒐荷の一元的統制機關として曩に設立を公布された「華北食糧採運社」の創立總會はこの程華北物價處理委員會において舉行された。これに伴つて運用辦法細則並に收買價格及び社員採運に對する費用辦理その他の佈告は去る六月五日附を以つて公布され、二十一日より實施された。

華北食糧採運社に對する期待と共にその運営方向は各方面から検討されるところあつたが、今回の佈告に基いて採運社の推進方向を考察すると左の諸點に要約される。

一、國積食糧の統制圍内への確保、二、採運社員の活動範圍の緩和、三、一般物價との脱み合せによる收買價格査定その他の問題たる他の收買資金との調整、農村再生産促進方策、收買方法への技術的検討等については尙明確なる解答が與へられてゐないものゝ如くであるが、右に要約した諸點を一般に觀測されてゐるところから解明すれば次の如き見解が採られる。

一、國積食糧の統制圍内への把握（イ）現在都市を中心に散在する糧糶その他に於て食糧を貯蔵又は藏匿してゐるものは佈告に指示される期間内にその保有量を食糧管理局に申告しなければならぬ。（ロ）申告及び調査の結果に於て、自

家消費量の半ヶ年分以上の食糧保有者は食糧管理局に對して供出しなければならない。(ハ)食糧管理局はこの供出食糧を五日布告となつた採運社主要食糧收買價格を基礎として計算し買上げることとなる。(ニ)これに違反したものは又は虚偽の報告を行ふ場合、それ等當事者はもとより直接關係する公務員、採運社員並に官吏といへども嚴罰に處せられる(ホ)布告期間内に申告を故意に遅滞したものはその保有量を接收されることもある。等に解釋されるが、右の内自家消費半ヶ年分の量に對する査定基準とか保有量の査定等には未だ明確なる點に缺けてゐるものがあるが、この布告要領の強行は都市中心に圖積され、又は藏匿されてゐる食糧を一應把握する手段として期待すべき確固たる決意が窺へる。

二、採運社員の活動範圍の緩和—布告された收買價格は鐵路站(驛)渡しを基本として小麥百キロ一六五元、粟百キロ一三九元、玉蜀黍百キロ一二九元、高粱百キロ一〇九元となつてゐる點である。理想的に言へば農家庭先價格より輸送諸掛りを含んだものが當然考へられるが、それでは採運社員の收買に積極性を失はしめる虞れあり、更にこれのみでは手数料を二割三割に引上げても社員活動の源泉たる適正な剩餘利益金が生じない。従つて基準を鐵路に置き社員は鐵路渡し相場に對して輸送諸掛りを含んだ價格で農家より買付け、それ以下での收買は社員の利潤とならう。従つて社員は收買手数料に加ふるに買付價格と驛渡し價格の差がその利益となる。従來の都市公價を基準とする逆計算に對して餘程の緩和が行はれたものとみられ、この場合の收買手数料は收買總額の百分の十となる。

三、一般物價と睨み合せての公定收買價格、従來行ひつゝあつた都市中心の價格決定とこれを基準とする逆算は詳述するまでもなく失敗であり、この點今回の採運社收買價格が注目されるところであつた。而してその結果一般に期待されたのは、(イ)農産物の原價計算(庭先價格の科學的算定による收買最高價格)、(ロ)農村菟荷地帯に於ける出來高相場

買上げ、(ハ)鐵路渡し價格制等にあり、このうち(イ)は採運社機構が強力なる政治力を以つて採運社そのものが收買を行ふ上に始めて効果あるとみられる極めて基本的方法であり、(ロ)はそのまゝ消費市場に流入することは高物價を誘發する危険性が極めて強く、(ハ)に就いては統制收買といふ名目の上に於ては極めて姑息なる手段乍ら現狀に適應した措置であらうとみられてゐた。但しこの場合(イ)(ハ)の綜合的收買に加へて採運社の收買地區分擔と收買量の割當制を實施、その責任量以上の量的確保分に對する褒賞制等を構想されたのであるが、現在のところそこまで飛躍は行はれず暫定的乍ら(ハ)の方法がとられてゐる。

かくて注目されつゝあつた收買價格は、五日華北物價物資處理委員會々長の名を以つて布告され、來る二十一日より實施されることとなつたが、これに關聯して提起される問題—は検討すべき點期待される特質等に觸れてみる。

一、收買價格查定の規準を何處に求められたか、收買された食糧を配給する場合輸送の遠近によつて差異ある原價と配給價格の調整は如何にするか、加工業者への供給價格と一般消費者への供給價格の調整問題などが採りあげられる。

二、採運社運営上において前述の收買價格を具體的に適用するとして、農村の擴大再生産方向への刺戟となるべき買上げ或は交易上に於ける研究を加へる點はないか、例へば見返り物資の流し方と收買の方法等が問題となる。

三、現在の採運社に期待されるものは、従來の都市食糧の確保重點によつて生じつゝあつた農村菟荷市場の食糧商品化傾向を是正して、收買することが農村生産力の擴充となるべき方途の一環に於いて行はれること、次に農村物資をたたき落して低價格で買上げるといふ行方に若干改訂を加へた今次の收買價格(驛渡し)制への期待である。

ひるがへつて華北の食糧菟荷状態を總括的に觀れば、(イ)重要産業方面に對する需給の経路は日、滿、蒙、中南支か

ら輸入される米、麵粉、雜穀並に地場收買小麥その他を食糧平衡倉庫によつて一括プール平準化したうへで配給が行はれる。(ロ)都市一般に對する供給は都市糧棧收買によるものと食糧平衡倉庫側より供給されるものによつて行はれる。例へば北京に於ては北京食糧聯合辦事處組合員の收買したものと並に自由市場に蒐荷されたものを聯合辦事處に於て買ひ上げたものとその不足分を平衡倉庫に期待して配給する。(ハ)農村に對しては現在のところ棉作地區に對して棉花機關が消極的に平衡倉庫その他より供給を受けて配給するほかは、殆んど地元蒐荷市場に於て糧棧が收買し、又それを輸入して消費するといふ段階にあり、不毛地區不作地區その他の條件により自給不能となつた地方に對し積極的に配給して行く機構は未だ確立されてをらず、これは次期生産力の維持乃至擴充を促進して行くためには緊急的に考慮されるべきものであり、更に華北の食糧收買蒐荷とその配給方途といふ政治性から當然從來の都市重點を是正すべきことを要求してゐる現實である。かゝる情勢下に於ける採運社の本格的經營開始こそ期待するところ多大のものがあらう。

### 第三章 華北纖維統制總會の發足 (八月六、七日解散)

#### 一、棉花生産過程の改良

事變發生以降、大東亞戰爭の勃發、中國參戰等諸般情勢の緊迫は華北棉にたいする國家的欲求をいよ／＼切實なるものとし、これに即應して棉花機構も十六年度の代行商社收買制、十七年度の地區別指定商社制と次々に戰時體制としての相貌を濃化せしめて來てゐる。しかし從來の棉花機構は單に棉花の増産、收買の二機能に限定され、各業者はこの範疇において數回に亙る發展變革を遂げて來たのである。従つてこの機構内部における諸機關相互に動もすれば有機的連繫を缺く憾みなしとしなかつた。

戰禍は棉生産地帯を中心に展開され、農村の荒廢、農民の離散等々棉花生産力の回復は容易ならざることであつたが現地當局は生産過程の改良修正による華北棉花の増産を圖り、華北農業對策の一環として、棉花および棉作農民をその重要對象とする各種の方策を講じて來たのである。斯る生産過程の改良が幾多の成果を示してゐることは認められてよい。しかし流通部門すなはち生産物の收買部門並びに工業生産品の配給部門にいたつては、なほ雜然たるものがあり、在來の組織を一瞥すれば重複競合の自由經濟的な色調が認められるのである。

## 二、棉業關係機關の錯綜

すなはち棉花の生産指導ならびに收買部門においては華北棉産改進會、收買機關としては北支棉花協會、また各地には舊特務機關長を委員長とする棉業委員會があり、その地方の生産、收買を指導してゐた。それから紡織部門には華北紡織協議會があり、染織、織布、加工ならびに製綿業の各部門となると天津、青島各地にそれ／＼工業組合が存在してゐた。

また、プレス部門には開發傘下の北支棉花株式會社と軍管理のプレス工場を受託經營してゐる北支棉花協會が兩立してゐた。このほかに資金放出機關として華北棉業振興會があつた。このやうに棉業機關の濫立は、自ら各機關の間に有機的な連繫を缺く場合が生じがちである。而も似かよつた組織が濫立してゐるため實務に重複部分が出来、お互に支障を來たし、生産過程から流通過程に到る一元的な統制を缺くに至つたのである。

## 三、棉花増産八ヶ年計畫

大東亞戦争下、南方諸地域の棉花資源が我が掌握下にあるとはいへ、華北における棉花は何らそのためにその重要性を減少したわけではない。むしろその需要度はかつて見ない程度の強いものがある。數字的な發表の自由はないが、た

だ日本ならびに現地の絶對需要量の裏書ともいふべき北支棉花増産八ヶ年計畫に就いて一言し、其の参考に呈した。すなはち右の増産八ヶ年計畫によると、本計畫完了の際には河北、山西、山東の三省における繰棉生産量は〇〇萬擔で、これは民國二十二年より二十四年の三ヶ年の平均生産額〇〇萬擔以下、同二十五、二十六兩年度の平均生産額〇〇萬擔であつたのと比較すると、略ぼ二倍の増産が要請されることになる。

尙同増産計畫中に於て注目すべきは米棉種と在來種との増産計畫の開きである。すなはち前者は八年間に三倍半の増産の豫定であるに反し、後者は殆んど増産の志向を見ない。これは支那棉が米棉、印度棉に較べて品質劣悪であるといふこと、今ひとつは華北棉花が急速に在來の輸入棉に替つて商品化しつゝあることを意味する。

しかしこの計畫は大東亞戦争勃發以前のものであるから、現在の増産要求はこれ以上のものといへる。しかしして現在までは華北の棉業機構の中心は殆んど棉花對策に終始してゐたのが、いまや生産、收買、及び消費の一貫的運營に志向されるのである。

## 四、纖維統制總會の發足

以上、華北棉花の戦時下の重要性を概述したが、その目的完遂のためには一切の競合重複の無駄は断じて許容し得ない。こゝに改組の重點を置き、從來の不合理を排除してその生産、收買、消費の一貫的運營を企圖したのは當然の歸結といはねばならぬ。



華北纖維統制總會およびその傘下諸機構がいよいよ八月早々新機構としての發足を遂げるに至つたが、その構想は從來における華北の棉業機構としては未だ類例を見ない大規模かつ雄渾たるものといへよう。すなはち現存機構の改革再編成であり、棉花の生産、收買より紡織工業、綿製品の配給および動物關係事務等の全般に亙る綜合計畫的な統制方式でありその組織といふことができる。

七月二十六日の第一回設立委員會（第一回をもつて打切られた）において審議可決、九月新棉出廻期を目前にして、八月一日新機構の推進に發足をみたものであるが、その機構は次のごとくである。

## 五、新棉業機關と新體制

△華北纖維統制總會　これはいふまでもなく、華北棉業政策を決する最高機關であつて、華北政務委員會に直屬し、左記の新生下部組織である五つの會社、團體の綜合的な指導調整を行ふ。しかして委員には各下部組織選出の代表が就任する。

△華北棉產改進會　この機關は從來の棉花の生産と收買關係の各機關を全部統合し、生産から收買にいたる一元的な統制がその主旨である。しかも中國法人として六百萬圓程度の資本金をもつて財團法人として新發足する。

△華北紡織工業會　前記の棉產改進會が原料棉の生産から收買にいたる一元的統制機構であるとすれば、これは工業生産の面における綜合統制であるといへよう。すなはち從來の紡織、染織、加工部門を統合調整して資本金四百萬圓程

度の財團法人組織に編成する。

△北支纖維股份有限公司　これは資本金六千萬圓全額拂込みの日華合辦會社であり、北支那開發の子會社として誕生する。親會社との手続きの關係で設立は若干遅れ八月十日頃の見込みである。その主なる事業としては棉花物動方面の實務處理、プレス工場の經營、綿糸布製品の對日滿供出および特需方面への配給等である。

△華北纖維協會　中國法人であり財團法人であり、一般市販綿糸布の統制機關であるが、その他華中、内地からの輸入事務、絹織物、人絹、毛織物、麻類等の一般市販統制を主要取扱事務とする。

△華北合作事業總會　棉花の生産、收買を行ふ場合は統制總會の指導を受ける。

以上のごとく、その生産過程の修正は當然生産物の收買機構ならびに工業生産品にいたる綜合的な編成替を餘儀なくされたが、この華北棉の新體制はすなはち國防的な立場に即應し、しかも一元的合理化が賦與されたことである。

## 六、華北棉施策の新構想

ところで新構想による棉業統制機關の特色と考へられるのは、從來と異つて生産と收買が同一組織の中に融け込んである事である。生産收買行程が一元的に圓滑化されたことは出廻り確保の面にも相當の好影響を及ぼすであらう。また新機構組成のために特別の資金を要しなかつたこと、改進會、纖維協會が共に中國法人であることは注目すべきである。しかも新構想は大東亞省はもとより商工省ならびに現地當局の支持が積極性を帯びてゐる。民間側の有力團體たる

紡聯でもこれに全幅的な協調に出てゐるが、北支那開發津島總裁は七月二十七日大阪において在華紡關係代表者と懇談し、華北棉業新機構に關し種々打合せを行つた。これらのことは新機構の今後の推進がいかに鞏固なものであるかを物語るものである。

なほ新機構の役員は日華折半が原則で、日本側の顔觸れは大體決定してゐるが、華側役員の決定を待つた上で發表される。たゞし紡織工業會ならびに纖維公司是日本側のみである。

なほ、各地区棉業委員會（天津、石門、保定、開封、濟南、邯鄲）は新たに棉產改進會に統合されるので七月三十一日を期して一齊に發展的解消を遂げることになつた。

かくして、華北棉業振興の道は拓かれた。生産、流通過程の英斷的な再編成は今後の軍需に、纖維政策に、しかして日華合作を根本理念とする民生保持にも資するところ大なるを確信する。

### 華北纖維統制總會暫行條令（八月一日附）

#### 一、總 則

第一條 華北政務委員會は華北の棉花その他纖維資源の増産改良を推進し收買機構配給の圓滑を期し纖維工業の整備を圖り、纖維製品の適正配給を目的として、華北纖維統制總會（以下統制總會と稱す）を設立し之を指揮監督す

第二條 統制總會は左の各團體を以て構成す

財團法人華北棉產改進會、財團法人華北麻產改進會、華北皮毛統制協會、財團法人華北紡織工業會、華北纖維股份有限公司、財團法人華北纖維協會、華北合作事業總會

#### 二、業 務

第三條 華北政務委員會は統制總會をして左の各業務を辦理せしむ

- 一 棉花の生産、改良、收買、配給及運輸の指導統制事項
- 二 麻類の生産、改良、收買、配給及運輸の指導統制事項
- 三 獸毛の收買、配給及運輸の指導統制事項
- 四 各種纖維の紡織及染色の生産統制事項
- 五 戦力増強に關する特需纖維品の管理、收買、配給輸移出入及びその製品の附帶事業統制事項
- 六 各種纖維の第四項に規定せる紡織及染色以外の生産統制事項及び第五項規定の特需纖維品以外の纖維製品の配給及輸出入の統制事項
- 七 以上各項業務の外第一條の目的を達成するため必要なる統制事項

#### 第四條

- 一 統制總會は財團法人華北棉產改進會をして第三條第一項の業務を辦理せしむ
- 二 統制總會は財團法人華北麻產改進會をして第三條第二項の業務を辦理せしむ
- 三 統制總會は財團法人華北皮毛協會をして第三條第三項の業務を辦理せしむ

- 四 統制總會は財団法人華北紡織工業會をして第三條第四項の業務を辦理せしむ
- 五 統制總會は華北纖維股份有限公司をして第三條第五項の業務を辦理せしむ
- 六 統制總會は財団法人華北纖維協會をして第三條第六項の業務を辦理せしむ
- 七 華北合作事業總會は棉作及び麻作部門に於て統制總會の統制に服し、且つ第三條第一項及び第二項規定の施行機關と同一歩調を取るべし

第五條 統制總會は章程を制定華北政務委員會の認可を受くべし

第六條 統制總會章程は左記事項を記載すべし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 事務及其の執行の規定
- 五 理事、監事に關する規定
- 六 會議規定
- 七 會計規定

三、役員

第七條 統制總會には左記理事及監事を置く

會長一名、副會長二名、理事若干名、監事若干名

第八條 會長は統制總會を代表し業務を總理す、會長事故あるときは豫め定められたる順序により副會長一名其の職務を代理す

會長缺員のときは副會長其職務を代行す、會長、副會長共に事故あるときは豫め定められたる順序により理事一名之を代理す

會長及副會長共に缺員のときは該理事その職務を代行す、副會長は會長を輔佐し業務を掌理す、理事は會長及副會長を輔佐し會長の指示により業務、監事、監察業務を分掌す

第九條 會長、副會長及理事を以て理事會を組織し主要業務を決議す

第十條 統制總會の理事、監事は華北政務委員會の任命による

但し理事は第四條指定の團體の理事、監事中より之を任命す

第十一條 統制總會理監事の任期次の如し

會長三年、副會長三年、理事三年、監事一年

第十二條 統制總會に評議員若干名を置き評議員は會長之を委囑す、評議員は評議會を組織し會長に對し業務の諮問に答へ或は意見を具陳す、評議員の任期は一ヶ年とす

四、經費

第十三條 統制總會は第四條所別機關に對し經費を賦課することを得

第十四條 統制總會は華北政務委員會の命令により解散す

附 則

第十五條 本條令は華北政務委員會公布の日より之を實施す

## 第四章 華北における雜穀收買の新方針

### 開發關係會社が收買促進に乗出す

華北に於ける食糧は屢次論述せるごとく彈丸に等しきものであつて、あらゆる政治、經濟工作は食糧の量的確保が根本をなすこと贅言を要さない。しかしてその實態をなす民食の問題は、價格の部面において一つの難關に當面してはゐるが、基本的にはその量的制約が價格面における難關をもたらしたものであることは否めない。最近の中國人生活費において、食費が七〇%乃至九〇%を占むるにいたつたことは、それが生活を全面的に脅威し勞働力における能率の低下を現象せしめ、延いては生産力を減退せしめるといふ結果を招來した。

まさに食糧對策は焦眉の問題であるが、華側における食糧採運社の蒐荷活動に協力するものとして、さきに華北炭礦食糧配給組合が設立され、さらにこのほど北支那開發關係二十社をもつて開發糧穀組合、その指導統制機關として開發糧穀協議會の成立を見たことは、各會社の所要食糧の確保が絕對に勞働力確保に必要な工作であることを示すものに外ならない。とくに華北交通ではさきに設置された食糧收買班の下部機構として現在の同社が有するあらゆる機構をそのまゝ總動員し、すなはち△資金關係―主計局△收買關係―生計所△愛路工作關係―各警務機關△輸送關係―運輸局、自動

車局、水運局△小運送、倉庫關係―華北運輸等によりそれぞれ擔當部門を決定し、これらの機能を食糧收買に集中して開發關係全國策會社の食糧確保に萬全を期してゐる。

日本側のかかる全面的協力支援が華側に強烈な刺戟を與へてゐるのは事實であるが、この刺戟によつて華側の自主積極が促進され、ば幸ひである。華側に於ても收買促進隊を編成する場合には、日本側は可及的にこれに合流し同歩調をとる意向である。いづれにしても日本側の積極化が却つて採運社組織を萎縮せしめざることを配慮が必要とされてゐるが、そのために濟南地區等では日華連絡會議を設置し華側との同調に努めてゐるのは妥當とされよう。

本年度雜穀收買の重要性現下の打開策として、滿洲雜穀および華中小麥の移入に極力つとめるとともに、地域内食糧の確保のために採運社機構による小麥收買が全域に亘つて實施されてゐるが、收買着手の出足の立運れ、その他の懸念件によりなほ今後における努力が要請されてゐるのが實狀であらう。かかる要請が各國策會社の積極的收買促進となつて具現されたといへよう、これは採運社組織に對する不信を意味するものではなく、採運社の活動を積極化せしめるため全面的に協力支援する建前をとつてゐるのである。問題は微妙であるといはざるを得ない。

小麥收買がなほ今後に期待しなければならぬとすれば、これに續く雜穀收買が一層の重要性を附加される。最近の民食状態の一端として最近三ヶ年間に於いて生活費中その壓倒的部分を占める食費は大約四倍以上に膨脹してをり、食費の膨脹とともに従來の比較的上級食糧と目された白麴を食することなく、逐次小米食から苞米食乃至高粱食への轉食過程にあることが注目される。

さらに最近においてはこれら苞米、高粱に雜食糧―大豆粕、落花生粕、雜豆粕、磨切干その他の混食が増加しつつあることが注目される。中國人民食の主要部分すなはち一般大衆の常食は雜穀類であると言ひ得る。

### 雜穀は增收豫想

雜穀收買は以上のごとき重要性をもつて目前に迫つて來た。これが集荷の完遂を期し、また小麥の場合のごとく立運れによる苦汁の経験から、大使館當局としてもまた華北政務委員會食糧管理局としてもきはめて慎重を期し、しかも急速な具體化が要請されてゐるので、目下最後の對筆を考究中である。重點はやはり現在採運社の組織をそのまま蒐荷面に、に動員すべきかどうか、小麥收買の過程における諸經驗から採運社組織に何らかの變革が加へられるのではないかといはれる點であり、その結果は注目される。さて本年度における華北の雜穀作柄狀況であるが、氣象の推移概ね良好のため全般的には平年作乃至平年作を上廻ること一、二割以上を豫想される。即ち各地の狀況は左の如くである。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| △北京地區 | 順德道、冀南道を除く各道とも前年に比し增收豫想 |
| △天津地區 | 作付對前年比 作柄對前年比           |
| 高粱    | 大差なし 一割増                |
| 粟     | 同 同                     |
| 苞米    | 二割増                     |
| 豆類    | 大差なし                    |

△濟南地區 四日に降雨少きため播種は相當に遅れたが、五月に入つて降雨に恵まれ、播種を終つた。とくに濟寧地區においては作柄三、四割増の豫想。

△蘇淮地區 本年一月以降の降雨量は例年に比し少いが、降雨回数多く、五月中には平年の約二倍の降雨があつた。作柄は前年に比し増収を豫想される。

|                     |        |        |          |
|---------------------|--------|--------|----------|
| 高粱                  | 稍増     | 作柄對前年比 | 一〇七—一二八% |
| 粟                   | 増      |        |          |
| 玉蜀黍                 | 同      |        |          |
| 豆類                  | 同      |        |          |
| 甘藷                  | 増      |        | 九七%      |
| 落花生                 | 同      |        |          |
| △太原地區 一部旱害を見たがその後順調 |        |        |          |
| 高粱                  | 作柄對前年比 |        | 一〇二%     |
| 粟                   | 作柄對前年比 |        | 一一二%     |
| 玉蜀黍                 | 作柄對前年比 |        | 一一〇%     |

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 豆類  | 一〇六 | 一一〇 |
| 甘藷  | 一一〇 | 一二〇 |
| 落花生 | 七八  | 一一五 |

△豫冀、冀東地區 有效降雨は蘇淮地區に比し劣るが略前年同様の作付状況で、豫東地區概況は

|     |     |        |      |
|-----|-----|--------|------|
| 高粱  | 八四% | 作柄對前年比 | 一三八% |
| 粟   | 一〇八 | 作柄對前年比 | 一四〇  |
| 玉蜀黍 | 八九  |        |      |
| 豆類  | 九八  |        | 一二四  |
| 甘藷  | 一〇〇 |        | 一〇〇  |
| 落花生 | 増   |        | 一三四  |
| 綠豆  | 同   |        | 一二二  |

### 新收買網を確立

右のごとく平年作乃至平年作を上廻ること一、二割以上の増収を豫想されるが、その收買方針は大使館當局ならびに

食糧管理局兩者のあひだに慎重な検討が行はれ、大體つきのごとく決定した。注目すべきは現在小麥收買における採運社の平面的糧棧利用法を踏襲しないといふ點である。すなはちこれを立體化し、各地域毎に合作社、國策事業團體、有力商社等による強力な收買機構を新しく設置し、糧棧はその下部組織として收買に當る。これは去年までの收買方法であり新鮮さはないわけであるが、小麥收買過程における採運社收買機構の不備、脆弱性等の諸障礙點の體驗がそこに生かされてゐると見ねばならぬ。しかして各地域毎に〇〇萬石の強制割當制を課し、合作社はその下部細胞組織を利用して、割當量の確保に邁進するのである。これに對し華側にはなほ異論が擡頭しつつあるが、もはや糧棧利用法の立體化は本年度雜穀收買の新方針として實行されるものと見てまちがひあるまい。

合作社および國策事業團體の採運社員はいはば奉仕的供出體である。これに比して華商糧棧による蒐荷組合は、そこに利潤的制約の一線が貫いてをり、農村における生産單位と出荷單位が整備されつゝある現在もはや都市の糧棧に往時の收買能力を期待することは百年河清を待つに等しいといはざるを得ない。

奉仕的供出體と營利的蒐荷組織といふ二つの矛盾した性格が同じ採運社組織のなかに兩立してゐることは採運社成立當時から論議の焦點となつてゐたが、現在小麥收買の過程においてつひに糧棧の蒐荷能力の缺乏、農村における收買機構としての昔日の殘骸が露呈されたことはむしろ當然である。この意味において、近く開始される雜穀收買の新方針が從來における平面的糧棧利用法を揚棄せんとしつゝあるは注目すべき轉回であるといはねばならぬ。

## 第五章 山東省合作事業の飛躍的發展 (九月十六日附説)

### 山東省合作社聯合會本年度八月末迄の業務推進及増産 對策に関する實施狀況

治安の確立並に行政力の滲透に従ひ合作社事業の重要性を逐次認識されつゝある折、合作社山東省聯合に於ては本年度業務運営に對し時局の要求に依り管下縣聯をして農業生産を強化し、民生の安定を圖ると共に農民經濟の向上發展に合作社は名實共に農民の自主團體として實力を以て國家に貢獻せんと邁進中であるが、本年度八月末迄の業務狀況及増産對策に関する活動振りを回顧すれば左の如し。

### 業務に関する狀況

#### 組織狀況

現下に於ける合作社の重大使命を完遂せんが爲め組織の強化擴充に重點を置き、本年三月頃奉平等四縣に指導者を派遣して合作社設立準備に進行中なりしが、八月末に設立終了と共に省聯加入手續を完了す。

又以下十九縣は加入手續中なり。

牟平、昌邑、昌樂、蓬萊、新泰、泗水、萊陽、館陶、威海衛、六平、鄒平、東昌、莒縣、諸城、鉅野、齊東、陽穀、聊城、濟南であり、又武城、堂邑、壽光、萊蕪の四縣は未設立であるが、近日中に設立の豫定である。縣合作社新設工作を進行すると共に縣合作社の既設縣に於ては鄉村合作社増設に努めつゝあるが、其の綜合的數字は左の如し。

| 縣 聯   | 三十一年度末  | 三十二年度八月末 |
|-------|---------|----------|
| 縣 聯   | 三〇      | 六三       |
| 鄉村合作社 | 六六三     | 一、三一二    |
| 社 員   | 三六四、五五九 | 八一〇、二八二  |
| 株 數   | 四四一、四四七 | 九八三、二二八  |

(株一口二圓)

### 訓練狀況

合作社の業務推進に關する中核職員の素質向上を圖ると共に、眞正な華北農村建設の人材を養成する爲め、八月末迄で省聯に於ける教育訓練狀況を見れば高級幹部の二十八人(常務理事要員)縣合作社設立準備擔當者二十七名、會計人員五十名、實務要員五十名等人材を訓練養成す。

### 業務監督

合作運動の進展に依り業務は月毎に多岐繁雜を極め、省聯に於ては嚴密なる監査に依り業務運営の明瞭を來たさんとす。就中緊急を要するは先づ模範地區十一縣に施行し、三十一年度は該十一縣の業務監督其の他事業總會を開催して益都、長山二縣を調査す。

模範地區縣聯——歷城、長山、淄川、泰安、滋陽、濟寧、滕縣、德縣、臨清、長清、福  
三十一年度設立縣——夏津、平原、禹城、高唐、寧陽、汶上、鄒縣、曲阜、恩縣、濰縣、惠民

### 増産對策實施狀況

省合作社は省委員會樹立の増産計畫に基き指導及資料の配給を斡旋す。

- (一) 井戸掘り關係は大井戸三萬ヶ所、小井戸十萬ヶ所、揚水機五千臺であるが、資材の關係上一部は配付済み、大部分は九月下旬迄で交付の豫定。
- 掘井用石炭大井戸一ヶ所二噸は既に〇〇噸配給済み資金は大井戸二百圓、小井戸百圓
- (二) 施肥狀況は小麥、雜穀用、硫酸〇〇噸、煙草用硫酸〇〇噸、同大豆粕〇〇噸、棉實粕〇〇噸、水稻用硫酸〇〇噸
- (三) 病虫害の防除種子消毒劑小麥、雜穀用〇〇ポンド、野菜用〇〇ポンド、種子消毒機無償配付一〇七臺、有償配付一七八臺、驅蟲劑棉花及水稻用計〇〇箱、噴霧機、棉花、煙草及一般用計一千七十四臺



(四) 優良品種の普及、小麦、粟等種圃を經營して直接農民に無償配付す。  
 粟種、一三九、三七三斤を推廣縣、濰縣及其他十縣に配付す。  
 小麦種は本年度〇〇斤生産の豫定にして濰城及其他十縣に配付の豫定。  
 水稻種は天津より三六九石を受けて水稻地區に配付す。  
 煙草種は煙草公司より一、九五三、四六六グラムを受けて各々配付す。  
 以上四項の如く農作資材を配付すると同時に縣駐在技術員及華北交通技術員の協同指導に依り進行せしむ。

### 煙草出品の概況

民國三十一年度葉煙草收買は三十一年度十月十二日より濰縣、益都、臨淄、桓台、濟寧、滋陽、濰縣等各縣聯十一ヶ所に交易場を開始し、翌三十二年三月末に完了したるが、種々情況に依り未だ收買洩れの分多く、之れが完全買收の爲め省公署の認可を得て更に五月七日より同月末迄で再收買を爲せり。  
 三十一年度總收買煙草額〇千萬斤、金額〇〇千圓であり、三十年度に比し〇〇斤、金額〇〇圓の増加を示す。

## 要 録

### 華北纖維公司創立

華北纖維公司の創立式は十六日十七時から北京飯店で舉行された。創立式にさきだち第一回發起人會を十五時から北京飯店に開き、津島北支那開發總裁を議長に推し白石幸三郎氏を發起人に追加の件、華北政務委員會の出資一千三百五十萬圓(うち現物四百三十五萬四千七百四十九圓十六錢)を全部現金出資とする件、白石董事長以下役員選定の件など附議原案通り決定、引續き十七時から創立式を開催役員を左の如く決定した。

董事長白石幸三郎氏(華北紡織工業會理事長) 副董事長に邵東湖氏、董事に田中晴一氏(元棉花協會理事) 林

一正氏(纖維協會專務理事) 長澤薰氏(北支棉花常務取締役) 吳德明氏、中國側はか二名未定、監察人龍宮谷清松氏(北支那開發理事) 中國側一名は未定である。

### 青島證券市場創立

#### 華側浮動資金の吸収に

落花生油の販賣價格設定に伴ひ青島取引所では唯一の上場銘柄たる落花生油の定期取引が七月二十五日より立會不能となるに至つたので、之が善後對策につき關係官廳と協議中のところ、このほど華側浮動資金の吸収を圖る目的をもつて取引所と共同出資による日華合併の青島證券市場會社(假稱、資本金五百萬圓全額拂込)を今月

中に創立し來月早々開場を行ふ豫定である。

しかして同證券市場の上場銘柄に關しては取引所側において目下考究中であるが、生産面ならびに金融界に影響を與へない銘柄を上場するはずで、先づ同證券市場會社證券(十圓株五十萬株)の當所株をもつてし、次で現地會社と折衝して漸次現地株を上場する筈で取引方法について、物價抑制の見地から實物取引を行ふはずである。

なほ天津證券市場が錢莊を中心として設立された關係上買買取引に何も統制が加へられてゐない現状に鑑み、青島證券市場は取引所側が指導の任にあたり、もつて統制ある買買取引を行はしめんとするものである。

### 山東の對中南支貿易

無爲替交易漸増

八月 濟南移出入組合の八月分華中南に對する移出入分  
月 類は山東特産物たる棗及梨の本格的上市に伴ひ移出入共に活潑を呈し月總額一千五百五十一萬八千五百七

十七圓五十二錢に上り、前月に比し五百四十九萬二千八百三十圓六十一錢の増加を見、依然漸増の趨勢を呈しつゝあり、移出入の内容を調べれば左の如し。

無爲替ペーパー移出額

五、八五二、五二六・三三二錢

同移入額

(増加一、七五五、八九六・八二錢)

特別圓移出

六、〇三四、七七六・三〇錢

同移入額

(増加額一、七九九、七九三圓)

特別圓移出

一九八、〇二八・四〇錢

同移入

(減額一八五、六六七・七二錢)

同移入

五一九、七四六・五〇錢

純然移入

(減額五一二、一〇〇・五三錢)

純然移入

二、九〇三、五〇〇圓

(増加額二二七、七〇〇圓)

特別圓移出の減少は爲替買停止に原因するものにして今後無爲替移出の増加は必然的趨向なりと觀られて居る。

## 第二部 華中地區

### 第一章 昨年來の上海工業界

(五月二十一日特報)

現地に於ける當面的課題は工業生産の増強たるや言を俟たない。物資蒐集も民生安定も物資抑制も、皆その基礎をここに有し、これなくては國府強化は勿論、必勝體制の進展すら望み難いものではなからうか。幸にして當局が銳意努力せる現地工場の実態調査も昨年末終了し、生産擴充に關する具體案が成り、近く實施に移さるゝ旨仄聞する。この秋に當り過去一年來の上海工業界と題し昨年中より本年にかけこれが概況を以下記述することも亦徒爾ならずと思ふ。

#### 一、租界工場の一般狀勢

##### 1、工業管理と業界の推移

大東亞戰爭勃發に際し、上海に於ける華人乃至外人工場にして、操業を繼續し得たのは僅か六週間で、その後物資の移動制限、輸入停頓、敵國人工場の接收乃至移管等より休操工場が續出するに至つた。而して當地と海外市場との交

通が隔離され孤島上海を現出するに及び、在滬工場としてはたゞ奥地資源と自ら有する原料ストツクに依存するより他に方途なき結果、當局は工業管理の必要を痛感し、昨年三月以降七月迄の間に、兩度全市の工業及び工人状態を調査し以て工業調整の根據となすと共に、生産効率を保持する目的から、中日工商聯誼會を組織し、又重要華商工廠の集團を作り、原料、製品の移動許可證交付、並に石炭の配給等、これ等協會の手を経て運行せしむることとした。

かくて昨年二月にあつては、舊正の關係から各種工業共益々衰頽したが、その後聯誼會成立の刺激を受け、三月から六月にかけて各種工業殆んど一齊に製品の賣れ口が激増した。かゝる状態中、原料入手難は益々深刻となり、製造原價の激増を來し製品相場を奔騰せしめた一方、通貨變改も手做ひ、換物氣運が猛烈に煽り立てられ、工業ブームを示現するに至つた。然るところ六月となり幣制問題も一應落着き、更に當局の物價統制策も強化され、さしも沸然たりし工業界も平靜を回復し得たが、投機熱の流行依然たるものがあるので、當局は闇取引の取締りに力を入れ、昨秋十月中棉糸相場に制限を附し、更に十二月中、そのストツク登記を發令したのは周知の次第である。

## 2、各業種別概観

昨年中に於ける租界工場の實況を業別に概観すれば大要左の如くである。

**紡織業** 昨年々初敵國人所有の工場及び名目上敵國人の所有に登記され居るも、事實上中國人の經營に屬する工場は何れも當局から封鎖されたが、五月に至り此種の華商工場七廠は解放され漸次復工するを得た。時恰も華中棉花統制會が成立し、日本側及び中國側の紡織業者は、同協會から江蘇、浙江、安徽三省に於ける棉産區棉花の配給を受け、輸入棉花に代用することを得た。

**其他の織物業** 昨年上半年中新設された工場二廠を算す。この種のうちには羊毛代用品を製造し市面に供給したものがあつた。尙靴下工場は輸入停頓の爲め營業不振に陥り、又製帽工場は持合はせの古帽を利用して販賣した。

**化學品業** 昨年上半年に於て新興事業として注目されるものうちに、茶葉を利用加工して珈琲を製造するものがある。該工場は發達頗る速かで現在四十數工廠の多きに達した。昨年中漂白精廠の新設されたもの租界に九廠、租界外に十廠を算す。製藥工場は外國輸入品の杜絶に因り國內品の賣行よく、目下ビタミン等製造の大工場三十數廠に達し、なかには二千人以上の工人を使用するものがある。石鹼工場は輸移出の停頓と製造原價の昂騰から生産減少した。味の素工場は活氣乏しく、化粧品工場は業績頹調、製漆工場は可もなく不可もなし。

**飲食品工業** 麥酒工場は頗る活勢、麵粉工場中には奥地から小麥の手當可能となり操業を再開したものがあつた。搾油業は操業を暫停せるもの多し。

**五金業** 機械及工具工場は從來の製造品を停工し、自轉車及び三輪自轉車（乗客用）の製造に轉出したものもあり、又自動車の木炭爐取つけに従事するものもあり、これ等は昨年中に於ける新興工業として屈指すべきである。紡織機械製造業は技術等發達しつつあるも、鐵器業は前年に比して遜色あり、鍋爐製造業も活勢無し。

**其他工業** 製紙業は原料の手當が影響を受けず活勢を呈す。ガラス工場の多くは昨年上半年中停工せるもの多かつたが、七月に至り稍々起色を呈した。ゴム製造業の或るものは原料の配給を受け操業を恢復し、殊に靴のゴム底製造は靴底に使用する皮革拂底の折柄相當盛況を示現した。煤球廠（豆炭製造）は市民の需要に忙殺されて活況、蓄音器製造業は奥地の需要多くこれ亦營業盛況。

## 3. 失業工人への新活路

上海の孤島化に伴ひ各工場の休操増加し、従つて多数の失業工人を生じた結果、その対策として當局も解備工人の退職手当、郷里へ歸る旅費その他の支給方を斡旋したばかりでなく、職業紹介所を設けて轉業に便したが、前記珈琲廠の新設、三輪自轉車(乗客用)製造、自動車の炭爐取つけ等は、これ等失業工人へ新活路を供給した観がある。

## 二、邦人側工場の近況

當地邦人側工場の操業状態は概ね不振にして、煙草、製氷、印刷方面が全操業をなすほか、悲況にあるものは一割五分乃至二割見當、活氣あるものでも六、七割程度の操業をなすに止まり、全體を通じての備みは(1)原料の手當難(2)製品の價格の不適正であつて、原料の缺乏は如何に需要あるも手の下しようなく、又販賣價格の統制は製造原價激騰の今日、畢竟採算割れに終るもの多く、かうした傾向漸次深刻性を加重しつゝあり、漫然推移に委せば斯界の興隆どころか、退轉一途に陥るのではないかと憂懼する向もある。以下摘記する業別實況中一部は少し以前の調査に屬するものもあり、現在では季節品のほか、總じてさらに不振状態を呈する次第にありと觀らるゝのである。

(1)紡織業 昨年四月末の調査に依れば、邦人紡及びその委任工場に於ける操業率は大約二割五分平均と言はれたが一年後の現在は一割五分見當と概觀される。一ヶ年間に一割方の減少は、原料手當難と手持(ストック)の喰へらしを原因となすと言ふ迄もない。原料手當難は奥地出廻り不圓滑を物語るものであり、又手持(ストック)の喰へらしは

所謂末期來を告げるものといへよう。又内地紡織の現地轉出、現地紡の多角經營が漸次具體化しつつある如きも、それより新情勢の展開——言を換へれば、治外法權撤廢と租界還付完了後に於ける日、華紡織業の平等待遇問題に關心の重點が置かれてゐる。因みに邦人紡及委任紡の錘数は百八十八萬錘内外故、假りにその一割五分操業とすれば、運轉錘数は約二十七萬錘と算定される。

(2)煙草工業 奥地も上海も共に需要旺盛にて十割操業の盛況を呈してゐる。但し材料關係その他から價格昂騰の傾向著しく、これがため開州場横行しその防止に懸命である。

(3)印刷工業 活版業は七、八割操業見當なれど、色印刷は煙草業の盛況に伴ひ全運轉を續けてゐる。

(4)製氷工業 季節關係上、目下全運轉乃至それに近き業績にあること勿論である。

(5)染色工業 總じて活勢を呈してゐる。

(6)纖維工業 公定價格制定と製品價格の統制により生産量減少の傾向あり、尙華人側は業態正常なれど加工品稍や不振、操業は六割程度將來は南方に希望を持つも前途尙遠し。

(7)機械、鐵工業 國策會社關係の需要殊に紡績會社方面の注文無く、近來は雜仕事のみ増加の傾向あり、一般に二三割程度の操業、鐵工業と造船方面は稍や活況を呈してゐる。

(8)金屬工業 原料は國家の重要資材たる爲め、製造消費共當局の指示を受け、日華業者を通じ一元的に統制せられ又奥地資材の入手難に因り、各業者擧つて極端なる製造制限をなし、現地在庫の原料喰延しと、特需方面の需要待ちに終始してゐる。

- (9) 化学工業 内地原料輸入不圓滑の爲めと石油ガソリン不足の爲めとで操業は七、八割以下と觀らる。
- (10) 窯業 特殊方面に需要あれど、製造は昨年十二月頃を一段落とし、爾後焼くのみ状態に操業五、六割程度。
- (11) 製紙工業 ポール紙は包装する中味物資の減少に基き生産に影響し又華人用大福帳用紙も在庫過多で製造不振、印刷紙は原料北支滿洲方面より供給少なく、舶來高級品は輸入杜絶せる爲め價格激騰し且在庫不足の状態である。
- (12) 電気機器工業 昨年十一月より買付申請制度施行されたため稍や活況操業は五、六割程度。
- (13) 食品飲料工業 酒類方面は好況、麥酒サイダー方面は季節到來の爲め之れ亦活勢、味噌醬油醸造業は中支一帯の製造販賣統制され、又原料の入荷順調で全操業に近し。
- (14) 油脂工業 原料不足の爲め相當高價を呈してゐる。内地方面への期待は不良、北支滿洲方面より材料入手の方法を講ずる必要あり、現在四、五割程度の操業。
- (15) 護謨工業 活況なるも功工用のガソリンに代はるベンゾールが高價の爲め製品價格昂騰の傾向あり、一般の操業は五、六割見當。
- (16) 皮革工業 原料の入手不足にて在庫品を以て現状維持の状態、操業四割見當。
- (17) 雜工 原料高價に向ふ一方で業續一般に不振、操業は二、三割程度から五割内外迄と觀らる。

## 第二章 上海の物價高を數字に見る (七月十五日特報)

### 物價指數と國幣購買力

最近上海の物價高は想像を絶するものがあり、民衆生活が如何にその塗炭に苦しみつつあるかは推知するに難くないが、この昂騰が特に著しくなつたのは、大東亞戰爭勃發以後のことであつたが、本年三月の數字の如きはまさに殺人的なものであり、その後もその指數は依然として向上を辿つてゐる。

これは勿論支那事變に續く世界的戰亂の影響と打撃に他ならないのであるが、その他にも派生的な根據としては、貨幣の價值崩落、上海人口の増加、遊資の集中、經濟封鎖、奥地物資の供給難、生産力の減少、居奇囤積等も影響してゐるものと見てよい。この上海の物價指數は支那事變の勃發迄は低落歩調にあつたものであるが、事變の勃發を契機に昂騰に轉じたものである。(民國二十三年)

しかし、その推移を見ると(民國二十七年)昭和十四年迄の計數は大體二割前後のもので、これをその後の騰勢指數に比較するなら極めて緩慢なものであつた。それが(民國二十八年)昭和十四年には六割、同二十九年、三十年(昭和十五、十六年)には各宛十割以上の昂騰を示し、遂に(民國三十一年)昭和十七年三月には前年同期に比し四十割、ま

た(民國三十二年(本年)五月は一年前の同期に較べて十五割見當の騰率を見るに至つた。

今この上海小賣物價指數を共同租界工部局調査(甲)財政部關稅稅則委員會調査(乙)によつて民國二十五年以降同三十年末迄(甲調査)と民國三十一年初頭から民國三十二年三月迄に至る(乙調査)とに分けて掲出して見よう。

何故これを二分したかといふと、民國三十一年五月に新法幣(儲備券)が舊法幣に代つた結果物價指數の編成の規準も儲備券建に改更されたからである。

| 年      | (甲)     |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
|        | 食料品     | 住宅      | 被服品     |
| 二五年    | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 二六年    | 232,266 | 116,665 | 114,700 |
| 二七年    | 139,166 | 195,181 | 127,377 |
| 二八年    | 191,077 | 234,211 | 163,332 |
| 二九年    | 460,211 | 400,144 | 319,800 |
| 三〇年    | 902,799 | 706,533 | 641,788 |
| (甲) 雜品 | 平均      | 平均      | 一元ノ購買力  |
| 二五年    | 100,000 | 100,000 | —       |
| 二六年    | 99,500  | 119,081 | 83,988  |
| 二七年    | 116,700 | 150,622 | 66,399  |

| 年       | (甲)       |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 雜品        | 平均        | 一元ノ購買力    |
| 二八年     | 148,100   | 197,522   | 110,633   |
| 二九年     | 272,711   | 428,355   | 233,355   |
| 三〇年     | 596,333   | 826,244   | 121,100   |
| (乙) 食料品 | (三八種)     | (一五種)     | (五〇)      |
| 二五年     | 100,000   | 100,000   | 100,000   |
| 三一年     | 2,333,000 | 1,771,500 | 4,395,933 |
| 三二年(一月) | 4,508,333 | 2,868,988 | 5,541,266 |
| (二月)    | 5,277,111 | 3,447,977 | 5,659,588 |
| (三月)    | 5,124,600 | 4,931,777 | 6,332,788 |
| (乙) 雜品  | (八種)      | (六六種)     | 一元ノ購買力    |
| 二五年     | 100,000   | 100,000   | —         |
| 三一年     | 1,846,666 | 2,234,999 | 4,477     |
| 三二年(一月) | 2,565,944 | 3,859,433 | 2,599     |

第二章 地価調査

(二月) 三、〇一三、〇三  
 (三月) 四、三二五、四七  
 二、二二二  
 一、九八

次に上海邦人生活必需品物價指數を上海日本商工會議所の調査によると、

| 年       | 食料品 (七五種) | 被服品 (二三種) | 燃料 (五種) |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 二五年     | 一〇〇、〇〇    | 一〇〇、〇〇    | 一〇〇、〇〇  |
| 二六年     | 二〇九、三一    | 一〇八、九〇    | 一一〇、七二  |
| 二七年     | 一一五、三二    | 一三二、四六    | 一六七、六七  |
| 二八年     | 一五〇、九七    | 一六九、四一    | 一三九、三一  |
| 二九年     | 二九一、六一    | 二五九、八〇    | 三九二、七〇  |
| 三〇年     | 三三〇、六六    | 三四九、七四    | 五一九、五五  |
| 三一年     | 三三八、六三    | 五、七七一、〇〇  | 五四六、一八  |
| 三二年(一月) | 三九八、一一    | 六八九、三〇    | 五四五、八七  |
| (二月)    | 四二二、二三    | 七二三、〇一    | 五四五、八七  |
| (三月)    | 四五五、三九    | 九〇八、六八    | 五五三、三七  |
| (四月)    | 五〇二、三七    | 一、一六一、五七  | 五六四、八〇  |

雜品

| 年       | (二三種)  | (二二八種) |
|---------|--------|--------|
| 二五年     | 一〇〇、〇〇 | 一〇〇、〇〇 |
| 二六年     | 一一一、四八 | 一〇九、九〇 |
| 二七年     | 一一九、五七 | 一一八、五九 |
| 二八年     | 一三四、六〇 | 一五八、二四 |
| 二九年     | 一九三、一〇 | 二八二、〇七 |
| 三〇年     | 二五五、三七 | 三三八、五九 |
| 三一年     | 三三八、二七 | 四〇一、六〇 |
| 三二年(一月) | 三九九、四九 | 四六九、七七 |
| (二月)    | 四一五、八五 | 四九二、二二 |
| (三月)    | 四二七、一六 | 五五六、二六 |
| (四月)    | 五二三、七四 | 六四九、〇七 |

平均

この關稅稅則委員會及び上海日本商工會議所調査にかゝる小賣物價指數に依ると、法幣建(華人側)に於ては、民國二五年(昭和十一年)から本年三月迄の間に於て、平均總指數が一〇〇、〇〇より五、〇五五、八三と五〇倍強昂騰してゐるのに反し軍票建たる(邦人側)では、殆んど同期間に平均總指數が一〇〇、〇〇から六四九、〇七と約六倍平の昂騰

をしたに止まつてゐる。

これは法幣の價值低落に依る通貨不安が、如何に物價を昂騰せしめたか、また物價高による生活の脅威が、邦人側より華人側により深刻（例外はあるも）であるかが判るのである。

尙この表に依り、一元の購買力が本年三月現在に於て、僅か一仙九厘八毛に減少したことも、華人側に於ける小賣物價の數十倍昂騰が立證されてゐる。

### 過去十五年間の邦人生必需品市場値段

邦人の生必需品二十二種に就き、昭和三年（民國十七年）以降本年（民國三十二年）四月に至る間の市場値段を記せば次如くなるが、この市場値段は昭和十四年以降國建で表示せられ、また以前は舊法幣建であるから、この點を注意すると共に、昭和十七年（民國二十九年）五月新法幣が一對二の比率を以て、舊法幣に代替したことを看過してはならぬ。

（備考）（イ）昭和七年六月迄は圓を基準として元相場を算出し、又昭和八年六月以後はその反對に元を基準として元相場を算出す。

（ロ）昭和三年は我山東第二次出兵で排日激化し、それが遠因となり支那事變、大東亞戰を誘致せる年、昭和六年は銀價、低落極頂に達した年、昭和七年は第一次上海事變（一月二十八日）が起つた年、昭和八年は國民政府が輸入

禁止的高稅率を實施（五月二十二日）した年。昭和十二年は第二次上海事變（八月十三日）が起つた年。昭和十六年は大東亞戰争（十二月八日）が宣布された、昭和十八年は南京政府の大戦参加に續き治外法權の撤廢、租界返還が行はれた年で何れも物價の變動に關係淺からず。

（ハ）昭和六年ニ小賣物價ガ急騰セルハ銀價ノ暴落ニ因ル、昭和八年五月ニ高率輸入稅ガ課賦サレタコトカラ言ヘバ輸入邦品ノ市價ガ激騰スベキ筈ナレド、大體保合ヒテ示現シタノハ、銀相場ガ恢復シソノ爲メ相殺サレタカラデア

この表の最後は昭和十八年四月となつてゐるが、同年六月現在に於て、小賣値段の昂騰の更に甚だしいものは、白米の一〇〇キロ五百六十元（百圓八十錢）鶏肉の百匁八圓五十錢、次に華人が主として出入する佛租界マーケットの公定相場（六月下旬）現在を記すと左の如くである。

| 品名         | 單位 | 昭和三年六月 | 昭和六年六月 | 昭和七年六月 | 昭和八年六月 | 昭和十二年六月 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|---------|
| 菊正宗(其他内地酒) | 一升 | 二、一〇元  | 四、五〇元  | 三、四五圓  | 三、七〇圓  | 二、六〇元   |
| 麥酒         | 一打 | 三、五〇   | 五、〇〇   | 五、〇〇   | 四、二〇   | 四、二〇    |
| 龜甲         | 一升 | 一、〇〇   | 一、八〇   | 一、四〇   | 一、〇〇   | 一、〇〇    |
| 赤味         | 一斤 | 〇、二〇   | 〇、三二   | 〇、一九   | 〇、三二   | 〇、二四    |
| 淨鹿         | 百匁 | 〇、三斤   | 〇、一九斤  | 〇、三斤   | 〇、二斤   | 〇、二斤    |

第二章 上海の物價高を數字に見る



第二章 地域別物価

|         |      |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|------|
| 梅干      | 0.30 | 0.45 | 0.36 | 0.31 | 0.30 |
| 香茶      | 0.55 | 0.90 | 0.80 | 0.55 | 0.66 |
| 白砂糖     | 0.13 | 0.18 | 0.20 | 0.23 | 0.26 |
| 白砂糖     | 2.00 | 3.30 | 3.30 | 1.80 | 1.60 |
| 味の素     | 0.45 | 0.85 | 0.75 | 0.42 | 0.95 |
| イカリ・ソース | 0.45 | 0.85 | 0.75 | 0.42 | 0.43 |
| 胡麻油     | 0.45 | 0.85 | 0.75 | 0.42 | 0.90 |
| 牛肉      | 0.40 | 0.50 | 0.60 | 0.60 | 0.40 |
| 鶏肉      | 0.45 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.40 |
| 豚肉      | 0.45 | 0.45 | 0.40 | 0.50 | 0.60 |
| 鶏肉      | 0.40 | 0.35 | 0.40 | 0.40 | 0.40 |
| 石鹼      | 0.30 | 0.35 | 0.30 | 0.30 | 0.40 |
| ライオン    | 0.30 | 0.35 | 0.30 | 0.30 | 0.40 |
| マフ      | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| ルビー・タキ  | 5.00 | 5.00 | 5.00 | 5.00 | 5.00 |

三四六

白米 百封度 六、五〇 六、九〇 八、四〇 四、〇〇 六、七〇

類正米(其他内地酒)

|         |      |       |       |      |      |
|---------|------|-------|-------|------|------|
| 麥酒      | 4.22 | 10.00 | 13.80 | 3.16 | 2.59 |
| 赤味      | 0.22 | 0.30  | 0.42  | 0.27 | 0.27 |
| 梅干      | 0.14 | 0.20  | 0.28  | 0.16 | 0.16 |
| 香茶      | 0.90 | 1.20  | 1.59  | 2.97 | 2.97 |
| 白砂糖     | 0.48 | 0.53  | 0.74  | 0.37 | 0.37 |
| 味の素     | 2.50 | 3.00  | 3.27  | 1.80 | 1.80 |
| イカリ・ソース | 0.48 | 0.65  | 0.74  | 0.74 | 1.64 |
| 胡麻油     | 0.80 | 1.30  | 1.38  | 4.50 | 8.13 |
| 牛肉      | 0.80 | 1.30  | 1.38  | 4.50 | 1.28 |

昭和十二年六月一  
〇三對スル比率

第二章 上海の物價高と数字に見る

三四七



|        |      |       |
|--------|------|-------|
| △牛乳    |      |       |
| A 字牛乳  | 五・六〇 | B 字牛乳 |
| 普通消毒牛乳 | 四・五〇 | 五・一〇  |

### 第三章 華中麻業の現況と將來

中國における麻類はマニラ麻を除けば、何れの麻類をも栽培され、特に苧麻は「チャイナグラス」と稱されるほど著名であり、世界における主要産地でもある。蘇浙皖三省においては苧麻と大麻、罔麻は安徽省が主要産地であり、江蘇浙江兩省は黄麻および大麻の生産地としてその氣候風土はこれ等麻類の生育に適して居り、耕法の改善さへ行はれるならば増産の可能が豫想される。

次にこれ等種類の持つ各々の特質を見ると、

△苧麻 高さ一米乃至二米に達し、莖の最外部たる皮層部内側の韌皮部は、優秀なる韌皮纖維で殊に種は十萬粒の重量僅かに六十五瓦内外に過ぎず、一升の粒數千二、三百萬同重量二百三、四十匁といはれるほど細小であるが、能く發芽し繁殖が容易である。

△黄麻 丈一米五十乃至二米五十程程度で韌皮は頗る強韌なる纖維を有する。

△大麻 一米乃至三米に成長し纖維の強大なることは他にその比がなく普通麻と稱されてゐるのはこの大麻のことである。

△罔麻 纖維極めて白色にして染色の容易なる點が他種より遙かに優れてゐる。

この四種類が蘇浙皖三省に産出されるものであるか、これ等麻類は各省廳より名稱を異にする場合が多い。しかし既述の如く麻類はマニラ麻を除くほかすべての麻類が産出され、殊に蘇、浙、皖三省には苧麻、大麻、黃麻、苧麻とその種類も多くその生産分布も三省に亘る程の全面的なものである。その産地、出廻路線、出廻市場は他の農産物と大體に於いて大同小異であるが、その主要なるものは左の如くである。

| 産地                       | 出廻      | 市場 |
|--------------------------|---------|----|
| 池州、青陽、太平、施德、大通、毛埭        | 安慶      | 蕪湖 |
| 宣城、南陵、灣止鎮、經縣、繁昌          | 大通      | 蕪湖 |
| 巢縣、含山、無為、和縣              | 南通      | 蕪湖 |
| 滁縣、全淑                    | 淮南線、タリク | 蕪湖 |
| 諸暨、牌頭、金華                 | 津浦線     | 蕪湖 |
| 二、黃 麻                    | 浙贛線     | 蕪湖 |
| 杭州、許林、笕橋、長安、臨平、良山門、推樓、雷司 | 海杭線     | 杭州 |
| 西興鎮、蕭山、紹興、余姚、龍山          | 鎮推江     | 杭州 |
| 南通、海門、金沙鎮、加泉、崇明島         | 揚子江     | 南通 |
| 丹陽、揚中、猛河、陵口              | 海南線     | 鎮江 |

三、大 麻 (これは纖維の調整によつて異なる)

| 産地                       | 出廻  | 市場 |
|--------------------------|-----|----|
| イ、線麻、魁麻                  |     |    |
| 大安、霍岳、壽縣                 |     | 蚌埠 |
| 鳳台、正陽關                   | 淮河  | 蚌埠 |
| 嘉興、王店、鳳橋、濮院              | 蘇州  | 上海 |
| 口、野 麻                    | 海杭線 | 上海 |
| 笕橋、良山門                   | 揚子江 | 上海 |
| 曹家州、陳家州                  |     | 蕪湖 |
| 四、苧 麻                    |     |    |
| 小蚌埠、懷遠、宿縣、鳳陽、固鎮、五河、泗縣、靈璧 | 津浦線 | 蚌埠 |

これによつて蘇、浙、皖における麻の主要産地および市場、各産地の特色が或程度理解されたと思はれるが市場の大をあげると、杭州が最も多く次が蕪湖、蚌埠、南通、鎮江の順で上海は表には出てゐるが出廻品の殆んどが原麻ではなく既に纖維と化したもので、これは主に上海自體の消費にあてられてゐるのである。こうした集散分布は地理的條件即ち各集産地周辺栽培地の廣狭ならびに交通によつて支配されてゐるからである。

これ等の数字的な資料は既述の如く辦法が未だ封建性を脱してゐないのと他の農産業に比して餘り重要視されてゐなかつたので、信すべきものがなく、殊に蘇、浙、皖三省における資料は皆無であり、事變前のそれは殆んど知ることを

得ない状態であるが、昭和十一年以後における我が方の調査による生産数量をうかがふと、(度量衡は何れも市斤、市畝)

一、三省麻数別生産量

| 種別  | 十一年度    |         | 十二年度    |         | 十三年度    |         | 十四年度    |         | 十五年度    |         | 十六年度    |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|     | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      |
| 黄麻  | 八〇,〇〇〇  | 六二,〇〇〇  | 二四,〇〇〇  | 二二,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二六,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二六,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二六,〇〇〇  |
| 大 麻 | 二〇七,〇〇〇 | 二〇二,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一四〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一四〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一四〇,〇〇〇 |
| 同 計 | 九六,〇〇〇  | 八八,四〇〇  | 三〇,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  | 三三,〇〇〇  |
| 合 計 | 三〇,〇〇〇  | 二七,〇〇〇  | 九,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   | 八,〇〇〇   |
| 合 計 | 一三,〇〇〇  | 三七九,四〇〇 | 一六三,〇〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 |

二、三省別生産量

| 種別  | 十一年度    |         | 十二年度    |         | 十三年度    |         | 十四年度    |         | 十五年度    |         | 十六年度    |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|     | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      | 担       | 市畝      |
| 江 蘇 | 五〇,〇〇〇  | 四九,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  | 二〇,〇〇〇  |
| 淮 江 | 一八三,〇〇〇 | 一八六,〇〇〇 | 九〇,〇〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  | 八三,四〇〇  |
| 安 徽 | 一八〇,〇〇〇 | 一四四,〇〇〇 | 五三,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  | 七二,〇〇〇  |
| 合 計 | 四一三,〇〇〇 | 三七九,〇〇〇 | 一六三,〇〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 | 一七五,四〇〇 |

で、この表に示す如く、昭和十一年度四十一萬二千擔といふ産出量は十二年度に漸減し、十二年度には更に激減した

が、十六年度になつて二十二萬三千擔と回復した。しかしこれを十二年度に比すれば尙その半數に充たない有様であるこれには種々原因もあり、今後における麻類増産企圖の達成に多くの示唆を與へるものである。

この麻類の産出數量は黄麻を主位とし、大麻、苧麻、同麻がこれに次ぎ、十一年度における産出割合は黄麻五十%、大麻二十三%、苧麻十八%、同麻九%、十六年度黄麻六十二%、大麻十六%、苧麻十二%、同麻十%の割合でその産出量においては、黄麻がその半數を占めてゐる。

これを省別に眺めると、十五年度江蘇省五萬擔、浙江省十八萬三千擔であつて、黄麻の主位を占むるのは當然であり安徽省は苧麻および大麻の二種類だけで十八萬擔の數字が産出される。

しかしして三省における麻作耕地を生産數量により歸納算定すれば、次の如き數字が表れる。

三、耕作面積

| 種別  | 江 蘇 省  |        | 浙 江 省  |        | 安 徽 省  |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 市畝     | 担      | 市畝     | 担      | 市畝     | 担      |
| 苧 麻 | 一八,〇〇〇 | 一八,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 |
| 大 麻 | 一,九〇〇  | 一,九〇〇  | 八,〇〇〇  | 八,〇〇〇  | 六〇,〇〇〇 | 六〇,〇〇〇 |
| 合 計 | 一九,九〇〇 | 一九,九〇〇 | 五八,〇〇〇 | 五八,〇〇〇 | 八六,〇〇〇 | 八六,〇〇〇 |

この三省における麻類の耕作面積は以上の如きものであるが、これを更に全中國十六省および中國麻類の大宗たる苧

麻の主産地、湖北、江西二省とを昭和十二年度調査にもとづいて比較すれば次の如くである。

| 地域   | 面積 (千畝) |       | 常年産量 (千擔) |       |
|------|---------|-------|-----------|-------|
|      | 昭和十二年   | 昭和十三年 | 昭和十二年     | 昭和十三年 |
| 西北區  | 九三      | 九三    | 五二        | 五二    |
| 寧夏   | —       | —     | —         | —     |
| 甘肅   | 未詳      | 未詳    | —         | —     |
| 山西   | 五六      | 五六    | 一九        | 一九    |
| 北方平原 | 四九      | 四九    | 六一        | 六一    |
| 河南   | 二七      | 二七    | 二二        | 二二    |
| 長江下流 | 四六一     | 四六一   | 七三三       | 七三三   |
| 浙江   | 五八      | 五八    | 一八六       | 一八六   |
| 湖北   | 二二二     | 二二二   | 一九〇       | 一九〇   |
| 江西   | 二二三     | 二二三   | 一三三       | 一三三   |
| 西南區  | 九六      | 九六    | 六九        | 六九    |
| 雲南   | 七       | 七     | 八         | 八     |
| 西康   | 未詳      | 未詳    | —         | —     |
| 青海   | 未詳      | 未詳    | —         | —     |
| 陝西   | —       | —     | 一九        | 一九    |
| 新疆   | —       | —     | 一八        | 一八    |
| 綏遠   | —       | —     | —         | —     |
| 河北   | —       | —     | 一六        | 一六    |
| 山東   | —       | —     | 六         | 六     |
| 安徽   | —       | —     | 八六        | 八六    |
| 湖南   | —       | —     | 五四        | 五四    |
| 四川   | —       | —     | 未詳        | 未詳    |
| 貴州   | —       | —     | 一二        | 一二    |
| 廣南   | —       | —     | 七七        | 七七    |
| 福建   | —       | —     | —         | —     |
| 合計   | —       | —     | —         | —     |

| 地域  | 面積 (千畝) | 常年産量 (千擔) |
|-----|---------|-----------|
| 東南區 | 八九七     | 九五二       |
| 廣東  | 八四七     | 八六〇       |
| 合計  | —       | —         |

| 地域       | 昭和十五年   | 昭和十六年   |
|----------|---------|---------|
| 蘇、浙、皖、三省 | 一七二,〇〇〇 | 二二三,〇〇〇 |
| 湖北、江西二省  | 三一九,〇〇〇 | 四一四,〇〇〇 |
| 合計       | 四九一,〇〇〇 | 六三七,〇〇〇 |

この麻生産が事變以來既述の統計が示すが如き生産激減を來した原因は、

- 一、治安の不安定によつて出廻りが阻害された。
- 二、無統制なる諸物價の昂騰、殊に重要生活物資の無制限な奔騰は、農民をしてこれ等の諸農作に走らせ、耕作面積の減少となつた。
- 三、蒐買價格の抑壓により、生産しても自家用もしくは採算上有利なる方面へ流せしむる結果に陥つた。
- 四、増産計畫獎勵實施が困難な條件にあつた上に、封建的作法は更にこれを不可能ならしめた。

等があげられよう。勿論この地方における麻類は、自身の豊凶作と、諸外國における麻類、殊に印度黄麻の豊凶作および價格その他の影響を受けること多く、従つて年により相當大なる差異があつたのであるが、支那事變以後におけるかくの如き激減は前記の事情がより多く原因してゐるのである。事變後は華中麻類の直接統制のため日華麻業が設立さ

れ、同社の手により現在まで耕法の改善、増産奨励買等一切の業務を遂行して来たのであるが、廣般複雑なる事勢下に一社を以て所期の目的達成を期待することは到底困難であるにも拘らず、その増産および圓滑運用の要請度は益々強くなりつつあつたのであつて、商統會はこれを率直に認め過般これを下都統制機構組織品目として指定し、所期目標達成を期したことは誠に時宜を得た事といへよう。

## 第四章 華中に於ける棉花増産計畫の實行情況

中支棉花増産の要請は參戰中國の農工生産力増強對策の一環として愈々増大しつゝある華中棉産改進會をはじめ關係筋では斯る要請に應へて棉花増産計畫を強力に推進しつゝあるが、一方昨今來の食糧價格の昂騰其の他の事情は計畫遂行に對して種々障礙を招來してをり、増産の前途に残された課題も少くはない。左に棉産改進會を中心とする本年度中支棉花の増産計畫、作柄状況および收穫豫想等を述べ、計畫の實行情況を述べると共に併せて増産計畫遂行の前途に課された諸問題を検討しよう。

### 一、棉産改進會の本年度事業計畫

華中棉産改進會では國府參戰後の新事態に即應し、棉花増産の一層の實を擧ぐ可く本年度の事業計畫を遂行しつゝあるが、同會設立後三ヶ年間に於ける各地の試作調査の結果に徴し本年度は特に優良品種の増殖普及、栽培法の改良、棉農知識の涵養、棉作指導人員の養成等に重點を置き、計畫遂行に努力を傾注してゐる。

即ち本年度の改進會事業計畫は次の如くである。

(1) 本部の擴充と各地機構の整備

改進會では既設の本部及び上海、杭州、南通、南京、安慶の各分會、嘉定、太倉、海門、板橋、鎮江、句容、廬州、池州の各辦事處機構の擴充増強を行ふほか更に常熟、寧波、白浦鎮、如皋、東台、金沙鎮、海州、滁縣に辦事處八を新設、川沙、北橋、奉賢、滬西、寶山、西興鎮、沙溪鎮、瀏河鎮、常陰沙、三餘鎮、四甲鎮、三廠鎮、啓東、康家開、巢縣、和縣、烏江、明光、烏沙開の十九ヶ所に駐在員を派遣し以て改進會機構の整備擴充を圖つてゐる。

(2) 採種圃の設置

中支棉花増産十ヶ年計畫並に採種圃設置年度計畫(本年度は第三年度)に基き改進會では既設採種圃の擴張及び治安恢復をみた主要棉産地區に於けるこれが新設に依り本年度目標を直營採種圃八、五〇〇畝(湖北省一、五〇〇畝を合すれば計一〇、〇〇〇畝)委託採種圃一八、五〇〇畝(湖北省五、〇〇〇畝を合すれば計二三、五〇〇畝)總計蘇浙皖三省で二七、〇〇〇畝に置き、これが擴充を行ひ以て優良品種の増殖、亞細亞優良品種の普及を圖つてゐる。なほ増殖品種は陸地棉金氏木浦三八〇號、德字棉、關農一號及び亞細亞棉百萬棉、雞脚棉、太倉白籽棉、常陰沙里棉の六種である。

(3) 棉業講習所の經營

改進會棉作指導技術員及び指導員を養成するため棉業講習所を設置してゐるが、本年度は日本人三十名、華人八十名合計百十名を入所せしめ棉作技術を習得せしめつゝある。

(4) 調査及び研究

改進會ではこのほか棉花栽培狀況、栽培法の改良に就き諸種の調査研究を行ひ以て新業の繁榮を企圖してゐる。

二、主任會議を通じてみた作柄狀況

而して右の如き本年度の増産計畫に従つて、改進會では四月中旬二八五萬斤の優良種子を各地増産實行組合を通じて配布、これを播種せしめたが四月末及び六月末の二回に亘つて行はれた同會奧地主任會議の報告に據れば本年度中支棉花の作柄は播種期以來比較的順調な天候に恵まれた結果、現在迄の所一般に良好な狀況を辿つてゐる。

即ち播種期は一般に三月下旬より始まり、南京地方は四月中旬、南通地方は五月初旬より始まつたが、各地を通じて五月上旬は最盛期に達し同下旬概ね完了し、上海(前作物の收穫遅延の爲)安慶(曇雨天連続の爲)等一部地方では六月に入り播種したのもあつたが、三月末より四月初旬にかけて各地に適當な降雨量をみ、發芽及び其後の生育は各地共良好で、東台、阜寧、安慶地方の低濕地に於て初期多雨に依り生育が稍軟弱であつたものもその後恢復したと報告されてゐる。

なほ各地別の氣象、播種、生育の狀況を示すと次の如くである、

- 1、上海地方 四月中旬の低溫は五月上旬後恢復し氣溫も著しく上昇した。播種は五月に入り始まり下旬迄に大體を完了したが、太倉地區は稍早く終つた。發芽は五月中下旬の降雨に依り一般に良好でその後の生育も順調である。
- 2、杭州地方 五月上旬高溫に惠まれ發芽及び爾後の生育も順調である。



3、南通地方 四月中気温が低かつたが五月に入り上昇した。播種は冬作麥の生育が遅延したため五月上旬より始まり播種後は適雨に恵まれ発芽生育は良好であつた。而して阜寧地區は早期（四月下旬）に播種したものは発芽稍不良であつたが、五月に入り播種したものは良好な発芽を行つた。その後の生育は五月中下旬の低温と濕潤の關係上稍々不良である。東台地區は發芽良好であつたが發芽後軟弱な生育を辿つた。

4、南京地方 南京及び廬州地方の氣象は大體低温多濕であつた。播種は四月中旬より五月下旬迄続き、發芽は良好であつたが五月中旬の低温多濕は生育を遅延し特に一部低温地帯は廢田を生ずる懸念がある。

5、安慶地方 發芽は概ね良好で其の後の生育も一般に順調であるが、低温地方に於ては五月中下旬の多雨に依り生育稍々不良で炭素病、蚜虫の發生がみられる。

### 三、今後に残された技術的諸問題

以上本年度に於ける中支棉花の増産計畫及び作柄狀況等の大體を述べたが、重要纖維資源たる中支棉花の増産は愈々要請されてゐる。而して棉産改進の今後に當つては治安の恢復が最も先決問題をなす事は言ふ迄も無く、奥地棉産地區治安の急速な恢復が望まれるのであるが、これと同時に増産實行組合運動の強化、増産者に對する獎勵金の授與或ひは地方縣政府等の協力に依る棉田の他種作物への轉換の防遏等も播種面積の確保、増産の實行に當り極めて必要な事であらう。然しながら先般の改進會主任會議の報告に依り最も痛感される事は棉花價格の割安と食糧價格の昂騰が棉産面積

の顯著な減少を招來した事實で、最も實際的にこれを防止する方法として棉花價格の改訂と食糧問題の解決が緊要なる課題として採り上げられ、る。而して棉花價格に就いては今同統總會下部機構に組織された棉業專業委員會でこれが對策を考慮してゐるが、同時に棉産地帯農民への食糧の配給等も慎重に考慮さるべきであらう。

## 第五章 南京地區に於ける商統會下部機構の

### 整備現況 (八月十三日特報)

#### 一、早急なる實務指導を期待

中國經濟の復興、戰時經濟體制の完成へ重大なる責任を負つて發足した全國商業統制總會は旬日を出でずして上部機構整備を終了し、次いで愈々下部機構の整備並に地方組織の結成へと諸般の準備を進めたが、かくて三月十九日南京において梅實業部長は蘇浙皖三省においては別に分會を設置せぬとの根本方針を公表したのである。南京地區における下部機構の整備は、上海における專業委員會、物資別聯合會の設立と密接不可分の關係を結び、これに相呼應して推行されることとなり、先づ華側においては南京特別市政府の肝煎りで民間有力業者を網羅せる同業公會改組籌備委員會を設置され、これにより鋭意準備を進めた結果、南京地區主要商品三十七同業公會は蘇浙皖各地區に魁けて五月一杯に設立を完了し、主要商品二十三同業公會もまた目下組織中であり、八月上旬中には結成を完了するものとみられてゐる。かくの如く南京地區における華側同業公會の結成が各地域に比較し極めて急速に進捗せる原因は業者の熱意に對する市政府當局の適切妥當なる指導に依るものであり、將來に残された問題としては全國商業統制總會の實務指導の早急なる開始を期待されてゐるのである。なほ南京同業公會改組籌備委員會委員は左の如し。

#### △南京同業公會改組籌備委員 (二十一名)

葛亮嘯 (天興銀行) 葉海銘 (德豐布號) 湯衡 (仁記錢莊) 葉仁泰 (協泰紗號) 柳錦卿 (天福莊紗業) 王炎生 (泰和生藥號) 馮魯瞻 (華綸號布號) 金少垣 (德昌京廣百貨) 張錦南 (華南藥房) 江雲程 (建業王金號) 程善卿 (元堃綢布號) 薛毓麟 (建昌祥顏料號) 談光遠 (元大銅錫號) 林百年 (新記煤號) 米菊山 (永大公司運輸號) 蔣聘卿 (衆大地貨號) 陳建華 (陳義生醬園) 葉錫五 (中華紗廠) 蔡良杰 (恒昌五洋行) 葉雲芳 (和泰五洋行) 任文美 (天生蔗莊)

#### 一、日華の提携へ聯誼會設立

急速なる華側同業會の結成進捗に對應して南京地區日本側統制機構も總領事館指導の下に諸種の準備を進めた結果七月末現在までに過半数以上の組織を完了するに至つた。即ち商統會傘下の南京地區日本側同業組合の結成はさきの物資統制審議會の決定により綿絲布、棉花、砂糖、石鹼、蠟燭、燐寸、葉煙草、粉麥、雜糧、油脂原料、牲畜の十一業種が指定されたが、七月末現在までに結成されたものは砂糖、石鹼、蠟燭、燐寸の各同業組合及び小麥、小麥粉が合併成立した日本製粉南京地區同業組合、雜糧、油脂原料が合同せる日本雜糧南京地區同業組合の六同業組合で、残りの綿絲布棉花、牲畜は上海の情勢と睨み合はせて近く組織されることになつてゐる。また葉煙草は南京地區に同業者がないので蚌埠方面を中心に組織される豫定である。

なほ以上の日本側各組合は中國側の主要商品別同業組合と呼應し物資の配給並に收買に當るが、右組合のうち砂糖、

石鹼、蠟燭、燐寸は配給のみ、製粉、雜糧、牲畜は收買配給共に行ふのである。

またかゝる新配機構の運営に當り目下南京日本商工會議所においては日華各業者間の提携を強化し新機構の實際的運営に萬全を期するべく、中國側各業同業公會籌備委員會と連絡を取りつゝ南京日華經濟聯誼會の創設を圖りつゝありこれが實現の曉には、同會は商統會指導下に南京地區の配問題に關し日華間の連絡打合せを行ひ、これが合理化を期し、更に金融問題等商統會機構の實際的運営に伴ひ直面すべき諸問題について隔意なき相互の意見の交換を行ひ、新施策の圓滑なる遂行に資するものである。しかして上述せる華例三十七、日本例六、同業公會組合の設立狀況は次の如くである。

△華例主要三十七同業公會名稱、役員並に設立月日

一、糧食部關係

| 公會名     | 理事長 | 設立月日 | 公會名  | 理事長 | 設立月日 |
|---------|-----|------|------|-----|------|
| 雜糧業同業公會 | 賈聘三 | —    | 食用油業 | —   | —    |
| 糖業      | —   | —    | 蛋業   | 傅斌如 | —    |
| 畜産業     | —   | —    | 麵粉業  | —   | —    |

二、一般主要商關係

| 公會名     | 理事長 | 設立月日  | 公會名     | 理事長 | 設立月日   |
|---------|-----|-------|---------|-----|--------|
| 皂燭廠同業公會 | 詹清和 | 五月二十日 | 捲菸火柴皂燭業 | 葉錫五 | 五月二十一日 |

|        |     |        |        |     |        |
|--------|-----|--------|--------|-----|--------|
| 棉花業    | 馬榮貴 | 五月二十二日 | 原皮業    | 魯有才 | 同      |
| 新藥業    | 吳良元 | 同      | 原毛業    | 許由新 | 同      |
| ●水電材料業 | 韋壽萱 | 五月二十三日 | 五金業    | 陳錦華 | 同      |
| 彈花業    | 陳錦華 | 五月二十四日 | 工業油脂   | 沈培之 | 同      |
| 金屬綿絲業  | 俞惠泉 | 同      | 非鐵金屬業  | 淡光造 | 同      |
| 布廠業    | 李敬宜 | 五月二十五日 | 煤號業    | 揚相加 | 同      |
| 煤球號業   | 徐覺庵 | 同      | 京廣百貨業  | 金少垣 | 同      |
| 顏料號業   | 薛毓祺 | 五月二十七日 | 化學工業品業 | 鄭家彬 | 同      |
| 製革業    | 金德義 | 同      | 百貨公司業  | 夏止名 | 同      |
| 紗號業    | 葉仁泰 | 五月二十八日 | 絲織廠業   | 徐士書 | 同      |
| 鐵鋼業    | 惠和輝 | 同      | 綿織廠業   | 揚耀堂 | 五月二十九日 |
| 機械廠業   | 朱安興 | 同      | 布號業    | 柳鎔卿 | 同      |
| 皮革製品號  | 丁蘭芽 | 同      | 緞綢號業   | 魯芝余 | 五月三十日  |
| 呢絨號業   | 吳蓋臣 | 五月三十一日 | 橡膠品號業  | 陳仰山 | 同      |

華例三十一同業公會の設立狀況は右の如くであるが、商統會の實務指導に當つては日本側同業組合との調整も更に圖らねばならぬので、なほ多少の内部整理改廢はまぬがれぬものとみられる。

### 三、日本側六同業組合の内容

一方現在まで成立した日本側同業組合は南京石鹼同業組合（今井卯三郎三菱）南京燐寸同業組合（小山繁大丸）南京蠟燭同業組合（笹間長太郎福昌）日本油糧南京區同業組合（御手洗攝之助三井物産）日本製粉南京地區同業組合（佐藤貫一有恆）の以上六組合であり、目下設立準備中のものに綿製品、棉花、牲畜等があり、これが結成の時には商統會傘下の南京における主要なる日本側同業組合の整備は一應完了する筈である。なほ六同業組合加入商社並に機能についてみれば左の如し。

△南京地區石鹼同業組合 舊配給機構たる中支石鹼販賣協議會南京支部を改組し、新に三井物産、榮泰洋行、山口商會三社加入の結果十八社にて結成せるものであり、上海における聯合會へは理事長たる三菱商事の今井氏が理事として参加してをり、上海・南京間の運路を圖ることになつてゐる。

△南京砂糖同業組合 舊配給機構たる中支砂糖販賣協議會南京支部を改組し、舊協議會員のまゝ六社をもつて結成せるものである。

△南京燐寸同業組合 舊軍配燐寸課第四課南京出張所會員中邦商七社を以て結成されてゐるが、上海の燐寸同業組合聯合會へは理事として大丸洋行の小山繁氏、幹事として三井物産の御手洗氏が参加し、連絡の衝に當つてゐる。

△南京蠟燭同業組合 舊中支蠟燭配給組合を改組、舊組合員六社を以て結成され、上海の蠟燭同業組合聯合會へは福昌公司の笹間氏が理事として参加してゐる。

△日本製粉南京地區同業組合 粉麥專業委員會の日本側下部機構たる日本製粉同業組合は七月十七日上海において結成されたが、南京地區同業組合はこれに先立つこと七日中支製粉聯合會南京支部を改組し、六十八社を以て創立され、組合内部を製粉、蒐買配給の三課に分ち蒐配、製粉を通ずる一貫的独自の體制を整備するに到つた。

なほ本組合の上部機構たる粉麥專業委員會とは粉麥專業委員會南京辦事處の設置により緊密なる連絡を圖ることゝなつてゐる。

△日本油糧南京地區同業組合 本組合は南京地區における油糧並に雜糧蒐買配給業者を打つて一九とし、油糧專業委員會の下部機構として出發、專業委員會との連絡はやがて設置さるべき油糧專業委員會南京辦事處において行はれる筈である。

しかして従來南京地區において、油糧に關しては中支食用油販賣協議會南京支部（八社）があつたが、雜糧關係の組合は且て結成を見たことがなき爲、今回の發足は全く新しき誕生であり、組合運営の今後には多大の期待が寄せられるものである。

### 四、商統總會南京辦事處の使命

右の如く南京地區に於ける商統總會の下部機構は日華雙方共に略々その結成完了を見るに至つてゐるが、南京地區は純經濟的價値から論ずれば、上海地區などに比すれば全く言ふべきものはないものの政治的觀點よりすれば、國民政府の所在地として極めて重要性を持つてゐるのであり、國府政治力の強化進展によつて、漸やく上海財界に對する國府の